ヨーロッパ各国の地方自治制度

西欧20か国の地方制度の概説

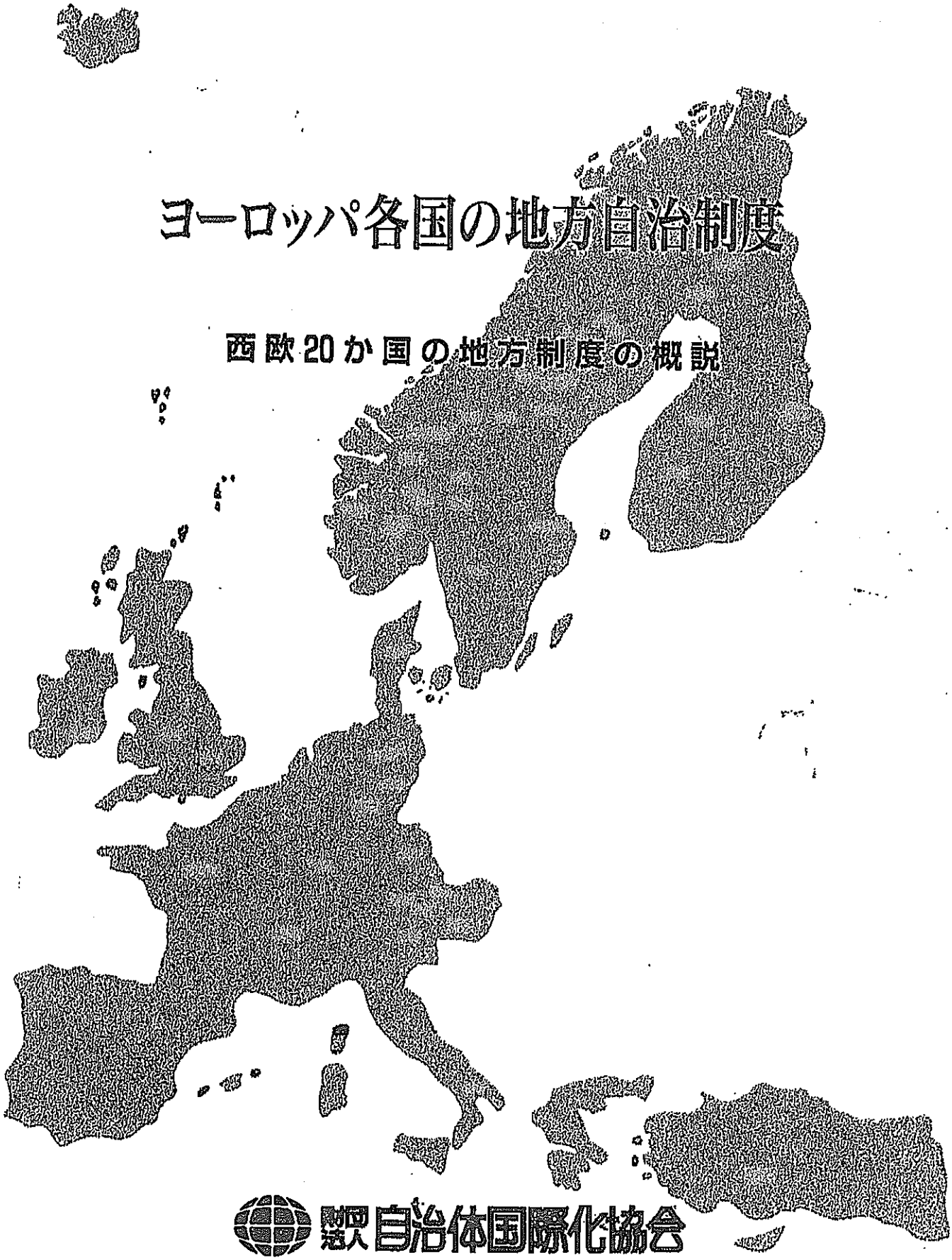

財団法人 自治体国際化協会

CLAIR

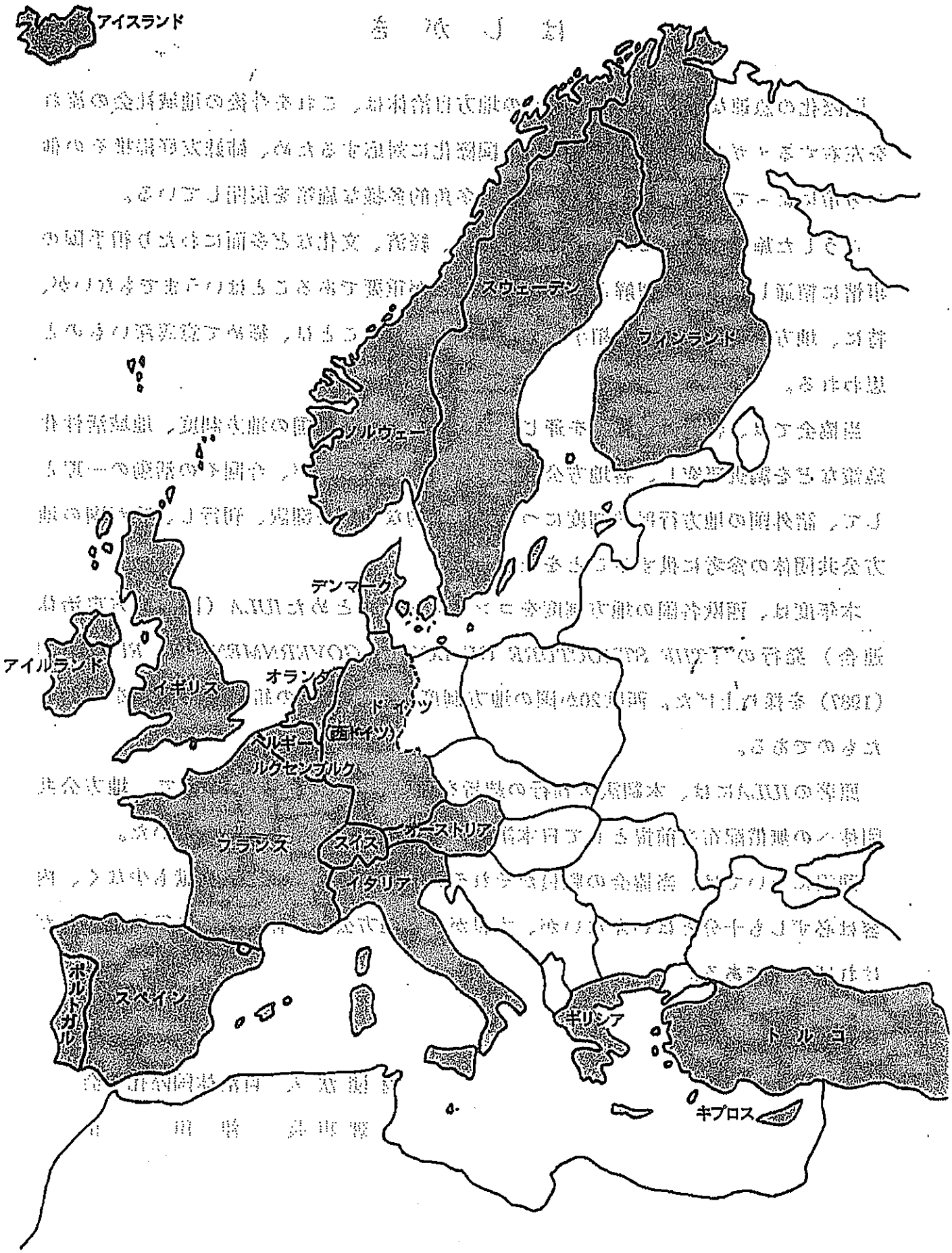
アイスランド
スウェーデン
フィンランド
ノルウェー
デンマーク
アイルランド
イギリス
オランダ
ドイツ
(西ドイツ)
ベルギー
ルクセンブルク
フランス
スイス
オーストリア
イタリア
ポルトガル
スペイン
ギリシア
トルコ
キプロス

はしがき

国際化の急速な進展の中で、多くの地方自治体は、これを今後の地域社会の流れを左右するメガトレンドとして捉え、国際化に対応するため、姉妹友好提携その他の方策によって、国際交流を活発化し、多角的多様な施策を展開している。

こうした施策の展開にあたっては、政治、経済、文化など多面にわたり相手国の事情に精通し、相互の理解と信頼を築くことが重要であることはいうまでもないが、特に、地方公務員にとって相手国の地方制度を知ることは、極めて意義深いものと思われる。

当協会では、各海外事務所を通じ、主として米・英両国の地方制度、地域活性化施策などを調査研究し、各地方公共団体に紹介してきたが、今回その活動の一環として、諸外国の地方行財政制度について基本的な文献を翻訳、刊行し、我が国の地方公共団体の参考に供することを企画した。

本年度は、西欧各国の地方制度をコンパクトにまとめた*IULA*（国際地方自治体連合）発行の「*THE STRUCTURE OF LOCAL GOVERNMENT IN EUROPE*」（1987）を採り上げた。西欧20か国の地方制度についてその組織・権限等を要約したものである。

原著の*IULA*には、本翻訳書刊行の趣旨を理解していただいたうえで、地方公共団体への無償配布を前提として日本語での限定出版を快諾していただいた。

翻訳については、当協会の職員がそれぞれ分担執筆した。参考文献も少なく、内容は必ずしも十分とはいえないが、本書が、各地方公共団体において御活用いただければ幸いである。

平成２年11月

財団法人　自治体国際化協会
理事長　　津田　　正

目　　次

ヨーロッパ各国の地方自治制度

アイスランド共和国 …… 1
アイルランド …… 7
イタリア共和国 …… 15
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 …… 24
オーストリア共和国 …… 40
オランダ王国 …… 46
キプロス共和国 …… 56
ギリシア共和国 …… 61
スイス連邦 …… 69
スウェーデン王国 …… 74
スペイン …… 82
デンマーク王国 …… 90
トルコ共和国 …… 96
ドイツ連邦共和国 …… 107
ノルウェー王国 …… 116
フィンランド共和国 …… 121
フランス共和国 …… 128
ベルギー王国 …… 142
ポルトガル共和国 …… 149
ルクセンブルク大公国 …… 158

目　次

ヨーロッパ各国の憲法自治制度

第一章　……　1

第二章　……　14

第三章　……　31

第四章　……　46

第五章　……　60

第六章　……　73

第七章　……　86

第八章　……　98

第九章　……　110

第十章　……　121

第十一章　……　132

第十二章　……　143

第十三章　……　154

第十四章　……　163

アイスランド共和国（アイスランド）

アイスランドは北大西洋にある島国であり、ちょうど北極圏の南端に位置する。もし、メキシコ湾流によってアイスランドに暖気がもたらされなかったならば、人々は、たぶんこの国に住むことはできなかったであろう。この国への最初の移住者は、スカンジナビア人、特にノルウェー人と、彼らがイギリス諸島から連れてきたケルト族であった。このころ（初期）の政府の重要な特徴として、身分的に自由な人たちが、地域に関する問題について議論を行うための集会（assembly）があったことである。この会議が発展して、930年には総会（General Assembly）となり、その後、毎年、夏の間開催されることになった。この時期に設立された連邦国は、アイスランドがノルウェーの支配下となった13世紀の始めまで続いた。1380年には、ノルウェーとともにアイスランドは、デンマークの支配下となり、その統治は、1944年まで続いた。

アイスランドは、Althingと呼ばれる二院制議会と公選の大統領を擁する共和国である。大統領は首相を任命し、議会に対して責任を負っている。

アイスランドの地方自治体には、長い歴史がある。地方自治制度は、憲法によって保証され、その組織や権限については1986年法律第8号に、また、財政面に関しては1972年法律第8号に、それぞれ規定されている。さらに、数多くの特別法により、特定の事業や国家の補助金そして自治体管理について規定されている。このような各法律は、国全体または一部の地域に適用される。

地方自治の基礎的な単位は、都会や田園地帯にある地方自治体、すなわち、23のタウン（town）と田園地帯にある119のディストリクト（district）である。新しい地方自治法（1986年法律第8号）によって、伝統的に上位の地方自治体である23のカウンティ（sýslur）は、1988年12月31日までに廃止されることになり、その業務は、前述の地方自治体や自治体の共同組織としての組合に引き継がれることになった。しかし、警察や徴税といった中央政府の業務は、このカウンティを基礎にして続けられることになる。地方自治の単位として一層構造の単位しか設けなかった理

由としては、現在の人口の91%が都会のコミュニティに住み、この傾向がますます強まってきたため、このコミュニティが、中央政府の役人を長とする、より上位の自治単位からの干渉を受けなくても、充分その機能を果たすことができるようになってきたからである。さらに、ディストリクト議会の選挙方法についても、それまで大規模な自治体でも小規模な自治体でも一人の議員しか選出することができなかったため、非民主的であると考えられてきたからである。

ー都市および田園地帯の地方自治体、

タウンと田園地帯のディストリクト（Baer, Hrappar）ー

それぞれタウンや田園地帯のディストリクトには、比例代表制によって選出された議員から成る議会（baejarstjórn／hreppsnefnd）がある。しかし、多くの田園地帯のディストリクトでは、選挙は、まだ個人を基礎にして行われている。タウン議会の定数は7，9若しくは11名であるが、首都のレイキャビクでは、法定定数は27となっているが、15名の定数となっている。一方、田園地帯のディストリクトの定数は3，5若しくは7名である。その任期は、共に4年である。カウンティ議会へ議員として就任する地区の代表者も、田園地帯のディストリクトの住民によって選出される。

タウン議会では、会議を主宰する議長（forseti）は、タウン議会議員の中から選ばれる。タウンの長もまた、タウン議会によって、議会の内又は外から選ばれる。ディストリクトの議会でもまた、議長（oddviti）は、議員の中から選ばれ、さらに人口200人以上のディストリクトでは、タウンの長と類似した官吏が選ばれる。その官吏が任命されると、ディストリクトの議長はタウンにおける議長とほとんど同様の職務を行う。

タウン議会、ディストリクト議会は公開制で、会期が定められており、時には1週間おきに開催されることもあるが、通常、それよりは少なく、例えば、月に1回

開催される。議会の機能としては、地方財政に対する管理、予算案の採択、さまざまな規則の承認、各種許認可、法律に規定されていない地方の利害関係に関する事項について、国会や中央政府へ意見を提出することなどがある。このような義務的な業務の他に、都市や田園地帯の地方自治体は、単独でまたは国や他の自治体と共同で次のような業務を行っている。

- 社会サービス――保育園、青少年活動、ホームヘルプ、職業紹介所、生活困窮家庭の保護、高齢者への援助など、また、傷病者への医療給付を行ったり、失業者のための基金を設置している
- 農業問題に関する規則――作物の病気の発生予防、飼葉の供給の確保等
- 教育、文化活動――学校の建設、維持管理及び関連経費の負担（教師の給与は、国から支払われる）、成人教育、公共図書館、また、劇場、美術ギャラリー、博物館、コミュニティ・センター、ユース・クラブ等に係る経費の全部または一部の経費の負担
- 道路――一部は、国庫から補助金が交付される
- 健康サービス――大気の浄化の基準の管理、会社や個人の家屋の衛生検査、工場、食料品、病院の監督
- 地域計画及び関連事項――ビルの建築基準や地域計画の提案
- 火災防止、火災保険、民間防災
- 児童福祉――児童施設の監督
- 屋外レクリエーション――公園、運動場、自然保護
- 水道、電気、暖房（これらは、地方自治体、または、国と共同して供給される）
- 建物の建設計画、財産の評価、住宅供給
- 港湾
- 雇用問題
- 地方事情に応じた他の機能――公共交通、酪農場等

法律によって、議会は、義務的及び任意的な業務に関し、業務の執行管理及び立案のために各種委員会を任命しなければならない。法定の委員会の主なものとしては、財政、社会サービス、教育、保健、公共事業、人事等に関するものがある。一方、法定外の委員会には、港湾施設に関する事項を初め、地方自治体の機能の全ての範囲に及ぶ、さまざまな事務を行なう。さらに、比較的規模の大きいダウンでは、通常、特別諮問委員会が任命される。特に法律の規定がなければ、一般的に、全ての委員会は、議会に対し責任を負い、議会は、委員会が行った決議案を否決することができる。例外的ではあるが、議会と委員会との間の意見の相違は、管轄大臣に提出され、最終的には大臣の決定に委ねられる。

最近の法律で、地方自治体の歳入に係る4つの財源が明示された。

(1) 地方自治体が課税徴収を行う財産税。

(2) 地方自治体平衡化基金からの配当金。この基金は、国税である購買税や関税そして、銀行や石油会社から徴収する税と同様に、たばこや酒などの専売品を扱う特定の国営企業に対する税から成る。これは、地方自治体の財政状況が悪化した場合、各地方自治体に人口に基づいて配分され、その使途については、地方自治体の裁量に任されている。

(3) útsvar、前年の個人の収入や財産に基づいて賦課する直接税。国の税事務所と共同で課税、徴収される。

(4) 法人税、前年の事業経費に基づいて課税される。この税については、政府の国税官が一定の税率によって課税を行い、地方自治体が徴収を行う。

さらに、国は、総合及び産業技術専門中等学校、健康コミュニティ・センター、及び港湾工事のための建設資金、音楽学校の運営費等に対し、一部財政的な負担を行うことによって、地方におけるさまざまな事業に関わっている。一般的にこうした数か年に及ぶ事業に対しては、時には何年も国が関与する。地方自治体には、道路建設、映画、羊、馬、犬に対する税、免許手数料、建築許可手数料等、さまざま

な賦課権がある。地方自治体には、公営企業収入、建物敷地の賃貸料、住宅の賃貸料などの歳入がある。

地方自治体に関する業務の監督は、社会省が行っている。社会省は、規則の制定や、各地方自治体の決議案の承認を行う。教育や公衆衛生などの他の業務については、その範囲内で他の省庁が監督する。地方自治体内や地方自治体間の紛争は、社会省や裁判所に付託される。

アイスランドには、1945年に設立された地方自治体協会がある。全てのタウンや田園地帯のディストリクトが会員となっている任意の団体で、地方自治体の協力関係を推進し、共通の目的のために事業を執行し、また、中央政府や国内外の他の団体に対する交渉においては、地方自治体を代表する。さらに、さまざまな情報を提供したり、教育及び諮問サービスも行っている。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

地方自治体（Municipalities）

市町村政府の構造

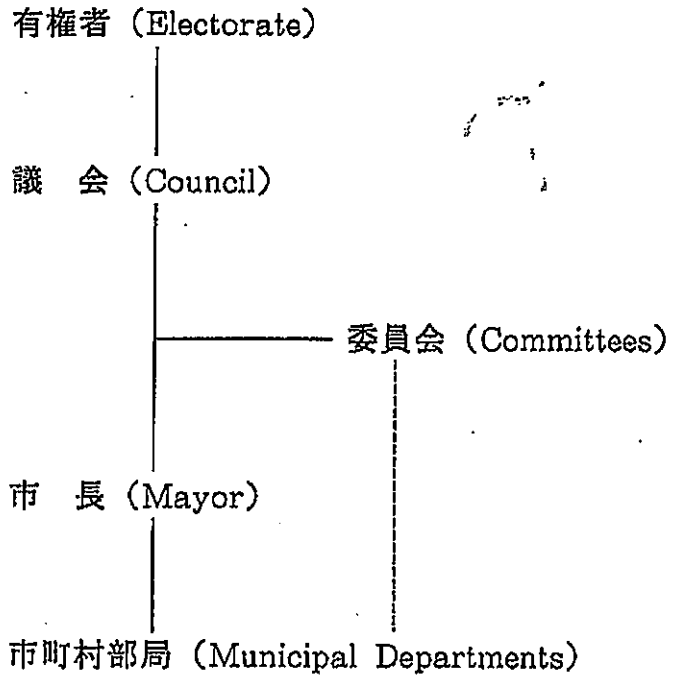

アイルランド

アイルランド共和国は、大ブリテンの西に横たわる島アイルランドの32州（county）のうちの26州からなっている。1922年にこれら26州はアイルランド自由国となりイギリスの支配から大部分の独立を果たした。1937年に新憲法を採択したが、1949年アイルランド共和国が成立するまでの間はイギリス連邦の一部であった。残る6州（北アイルランド）は連合王国の中にとどまり、1973年までは中央政府から権限委譲された政府の形態を採っていた。

アイルランドは、1922年までは南も北も、大半はイギリス方式をモデルとした共通の地方自治制度を有していた。先に述べた32州は、司法的、軍事的目的から12世紀から16世紀頃に形成されたもので、その頃から、道路、橋梁、刑務所、病院等の地域的サービスを発達させていた。市や町は国王やその他の憲章によって自治的地位と組織を与えられ、市民たちには同業組合（corporation）と呼ばれる合法的団体を結成することが認められた。これら同業組合は、市長（mayor）、代官（bailiff）、事務官（clerk）等の官吏や議会を通して市（city）や教区（borough）に関することがらを管理し、いくつかの基本的サービスである警察、道路清掃、飲料水の供給などを扱っていた。

地方政府の現在の形は19世紀に、代表機関制の広がりとともに起こったものである。1840年（アイルランド）自治団体法によって教区の改革の手段として、議員選出の形をとった議会というものが導入された。都市部や農村部でも普通選挙によって作られた議会のネットワークが出来上り、これらは貧困者の救済や、公衆衛生などにあたった。1898年の（アイルランド）地方自治法によって、最後に残った州政府の民主化が達成された。州議会（county council）（大都市では州教区議会 county borough council）が旧い代表制をとらない大陪審に取ってかわったのである。

1922年に独立を勝ち取って、新しい政府は地方政府の大胆な改革に次々と取りかかったのである。小さな自治体の数は大幅に縮小された。1926年には新しい中央機

関である地方官任命委員会（Local Appointments Commission）が作られ、地方上級官吏の任命と人事配置を受け持った。その結果、現在では統一された地方人事サービスが行われている。そして1929年から1942年にかけ、市および州の管理の考え方が導入されるすべての自治体に適用されるに至り、5つの州教区において市支配人（city manager）が、また27の州において州支配人（county manager）が誕生した（1つの州には2つの州議会がある）。

―州、教区、都市区、町―

アイルランドの主要な地方行政単位は27の州議会と5つの州教区同業組合（Cork, Dublin, Galway, Limerick, Waterford）である。これらは二層となっている制度の上位の層をなしている。下位の層はより小さな83の都市部の小規模自治体からなっている。これらは6つの州でない教区、49の都市区議会、28の委員会制の町である。最後の例外を除けば、いずれも広い分野の地方自治体としてのサービスを持っている。

ダブリン地区の主要な改革の第一段階は、1985年にダブリン州議会とダン・リーリィ教区の代わりに3つの新しい公選制の州を置いたことに始まる。次の段階では、1985年の地方選挙で新しい公選制州議会に選出されたメンバーで構成された新しい公選制州に相当する行政上の新たな3つの州が置かれた。また都市レベルで3つの新たな州議会と既存のダブリン州教区の活動の範囲を決める協議がなされた。

1937年のアイルランド憲法と1922年旧憲法では地方自治については特別に触れてはいない。地方自治体の権利についてコミュニティレベルで話し合われたことはなかった。地方自治体の権限、機能、義務は、国会法と国会の権限から引き出された法令、国会自体の採択による細目に依拠しており、これは中央権力の確認を必ずしも必要とはしていない。5つの州教区と最大の州でない教区の統治機関の組織、構造、権限は、（これは自治的団体と呼ばれるものであるが）特別に地域に適用され

る法令に基づいて決められている。その他の地域では、法的根拠を求めるならば、特定の範疇に入る全地方自治体を対象とする一般的適用のいくつかの法律に拠っているといえよう。

地方自治体の機能は特に法律によって定められているが、数限りなくまた広範にわたる。州や州教区に関して最も重要なものの中には、秩序ある進歩的な地域の発展の確保、環境の保護、アメニティ（都市計画）の維持、道路、住宅、上下水道、公共照明、廃棄物処理、公共図書館、消防、市民警察などの提供がある。教育、観光振興に関しては機能が制限されていて、この分野のさまざまな活動に携わる場合には条例に定めたり、免許を取らなければならない。地方自治体が国の機関として作用するのは、行政の非常に限られた分野であって、このうち最も重要なものは自動車税の徴収である。

いくつかの目的にあっては地方自治体は共同して取り組んでいるが、その場合特定の自治体を代表する共同事業体にサービスを任せて、それを指導する形をとっている。さらに、1963年の地方自治（計画・開発）法では、地方自治体のグループに対し、地方自治を担当する大臣によって地域計画研究が行われている。観光に関する地域別の機関も設立され、地方自治体の代表がこの指導のための協議会に含まれている。

1971年、当時まで地方自治体の活動にとって重要であった保健、病院に関することが、地域協議会（regional boards）に移された。1970年の保健法では8つの地域保健協議会を設置したが、その構成メンバーの多数は州および市の議会からで、残りは病院、看護、薬事などの関係者である。厚生省から3名がそれぞれの協議会に選ばれる。

ある程度地域に基盤を置くサービスとしては、その他に計画と開発がある。このため、主に助言的役割を持つ9つの地域開発機関（Regional Development Organizations）が設置された。R. D. O. は州や州教区（しかしながら1つの州はそれ自身が地域になっている）のグループで構成される。それぞれの機関は事務局長を持ち、メンバーはその地域の計画・開発部門の担当者や代表がなる。

毎年、議会は互選によって議長（教区の場合は市長 mayor、名誉市長 lord mayor と呼ばれる）と副議長を選ぶ。議長の主な職務は議会を運営することであるが、議長不在の時にあっては副議長または臨時に選任された者が任務にあたる。教区あるいは州教区の市長、名誉市長は有給であり、議員はある一定の場合は旅費と出張手当を受けることとなっている。

法律は、各レベルの地方自治体に対し年間最小限の会合を持つことを求めている。州議会の場合、年次総会、予算議会、それに年4回の議会を、教区議会の場合、年4回の議会と年予算議会を開くこととされている。いずれにおいても、会合は通常毎月のペースでそれよりも頻繁に開かれているが、5人の要請があれば特別に開催することができる。都市部の区議会では年次総会、年間予算議会、月例会と他に必要があれば会合を持ち、町議会の場合、年1回の会議と月例会を開くこととされている。アイルランドの地方自治体には執行理事会（executive board）はないが、委員会（committee）を持ち、そのいくつかは義務的、法定的なもので、ある面では通常の地方自治制度の領域を超えた際立った役目を持っている。この中には、職業教育委員会、農業委員会、老人ホーム委員会、学校出席委員会がある。イギリスの地方自治体の委員会が行政の中で執行機関の役割を果たすのとは対照的に、一般にはこれらは純粋に助言的役割を持つ。

議会の義務は3つの大きなカテゴリーに分けられる。第一に主な政策上のことがらについて議決という形で決定を下すことである。開発計画の採用、長期住宅事業の策定、あるいは借款、目的に応じた毎年の歳出と、総歳出額に合った地方税の率の決定のような財政調整に関すること、条例の制定や管理の責任を負う法律等の承認、委員会の選定がそれである。第二の大きなカテゴリーには、一般行政官数の変更、報酬率の改定などに関して行政の長（支配人）の下す一定の決定に対しての同意、市長が提出する一定の資本プロジェクトの遂行やそのようなプロジェクトに関する支出負担行為に対しての拒否権の行使、などが含まれる。第三に、議会は市長の言動や地方自治体のさまざまな機関の行動に対する一般的な監督を任されている。例えば、市長を停職させたり、あるいは環境省の同意を得て罷免することもできる。

また、議会は、市長が職員管理に関すること以外のどのような特定の職務を遂行する場合においても、遂行前にその関連資料を要求し、その職務に関し特定の行為を行わせることができる。

州教区における行政の長は市支配人（city manager）である。州レベルにおいては、これは州支配人（county manager）と呼ばれるが、その職務の一部には、州域内に議会を持つそれぞれの都市区と町の行政の長としての職務がある。

支配人は専門行政官であり、これらのポストの候補者を任用し、選考する中央の地方官任命委員会の推薦に基づいて議会が任命するのである。支配人は、辞職したり、定年の65才に達して引退したり、死亡、環境省の同意による議会の罷免などがない限り、職を保持しつづける。

支配人の仕事には、議会運営に対する助言と支持、さらには自治体行政の日常的な管理監督の責務がある。支配人は議会専決事項でないどの自治体の機能をも執行する機能が与えられているが、議会の方針にはいかなる場合も従わなければならない。重要事項については支配人は署名によって命令することになるが、これらの命令の記録は議員の手に入るようにしておかねばならない。支配人の職務は、所管の大臣の事前承認を受けて、認められた行政官が代行することができる。厳密には、地方自治体の代理人である支配人は、中央政府のために遂行する何らの機能も持たない。

アイルランドの地方自治体は、中央政府の評価委員会が決定する主として不動産の年間賃貸価格に基づく租税である固定資産税（local rate）の課税の他にも、広範囲のサービスに対して課税権を有している。それぞれの資産に課される1ポンド当りの評価に基づく家屋税を決める決議を毎年採択している。特定の種類の資産に対しては、その全部または一部が固定資産税を免除されるが、国は納税義務を認めている。これらの資産には、国有の土地、建物、農地、住宅（1978年から）、中学校、農家用家屋それにコミュニティ・ホールが含まれる。

1946年以来、町の委員会（town commissioner）には地方税を課税する権限がなく、従ってその限られた範囲の活動を賄うのに必要な財源は、州議会の命令書によっ

て獲得される。州でない教区と都市部の区は、サービスの提供という点では州と同じであるが、課税できる資産の所有者に毎年固定資産税を賦課し、州はそこから当該地域の資産価値に応じて恩恵を受ける地方自治体から、提供する主なサービスのコストの費用負担を受取る仕組みになっている。

1978年地方自治法（財政の部）は住宅と他に資産税を支払っている者に対しては固定資産税を完全に免除しているが、その埋合わせとして自治体へ包括補助金を出している。これでいくと国は地方税の60%を負担する大口の資産税納税者ということになる。環境省はこの法律に基づき固定資産税に制限を加えることができるが、この権利は最近は行使されたことはない。固定資産税とそれに関連した包括補助金とは、地方政府の収入全体の36%を占めているが、これらに加え、債権の払戻し、議会棟の賃貸料や水道料、市場料金といったサービス料（24%）、それに主として住宅、道路、上下水道、などの特定のサービスに対する援助金としての特定国庫補助金（40%）、などが歳入源となっている。

いくつかの点において地方政府は中央政府の管理下にある。その中心には環境省（以前は地方自治省といっていた）があって、地方自治体の活動を規制、指示し、技術的支援と政策指導を行う。環境省は地方自治体を援助するために国の資金を補助金や交付金の形で出す窓口である。

財政面に関しては、借入れや一部国庫交付金で執行される主要プロジェクトは所管の省庁の事前認可を受けなければならない。さらに地方自治体の会計は環境省の任命した監事の監査を受け、監事はいかなる違法または理由のない支出に対しても議員や行政官に追徴金を課すことができる。裁判所や当該所管の省庁に、その追徴金に対して提訴することができる。また環境省はその義務不履行によって議員を解任し、その代わりに監督官（commissioner）を任命することもできる。

行政指導は、規則や通達によって、あるいは法の定めるところにより一般的指令を出すことにより、手続きを停止させることが行われる。特に通常の手続きを越えるものや重要事項など、地方自治体のいくつかの限られた決定は、所管の省庁の事前認可に服さなければならず、既に決定されたものでも、特にその決定に反対する

不当に扱われた政党による正式な提訴権がある時などある一定の場合には、取り消されることもある。

司法的指導に関しては、地方自治体は司法当局に大して自らの行動の法的根拠を示し得なければならないとされているが、現代の法体系の下では以前に比べてこの権限は大きく後退している。たとえ、この権限を行使しようとして自治体がこれらの権限を越えて行動したとしても、高等裁判所により規制されることとなる。逆に自治体が法で定められた義務を果たすことができないような場合、裁判所はこれを履行させることとなる。自治体はその不作為や瑕疵について、社会にその責任を負うことが要求される。

特別な法律条項によって地方自治体のさまざまな決定により不当に扱われた個人は必要な申立てを行い得る。ある場合にはこれは裁判所に対して、あるいは所管の省庁に対して、または特別に設けられた提訴機関に対して行われる。1976年の（計画・開発に関する）地方自治法では、以前の高等裁判所の下に計画委員会を設置し地方自治体の決定への申立てを判断した。たとえ省庁に対してなされた申立てであっても、高等裁判所はそれを審査する一般的権限を有し、その省庁が法律に基づく権限を越えて、管轄外の行為を行ったような場合、それによって司法的性質を持つ省庁の決定を、必要とあらば無効にすることができる。一般的には、地方自治体は上級当局の決定に対する提訴権は有しない。しかしながら、他のすべての個人と同じように、上級当局の行動が違法であると考えられるときは、高等裁判所に救済を求める権利を有している。

政府組織の類型

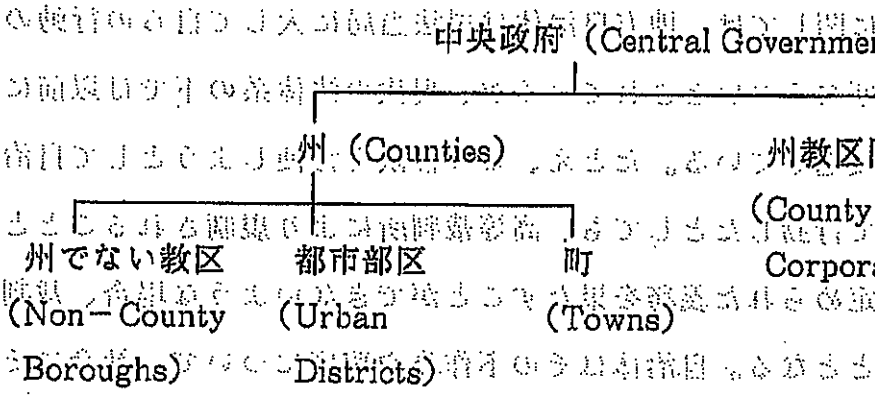

市町村政府の構造

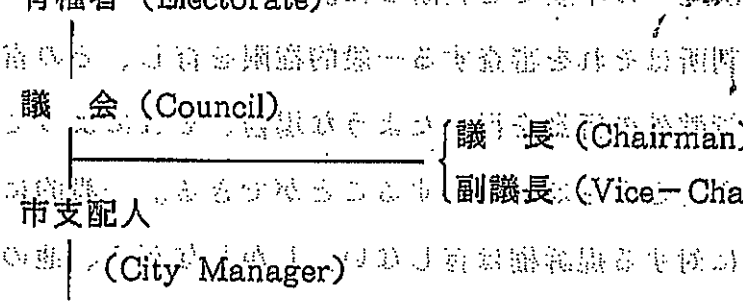

イタリア共和国（イタリア）

イタリアは、西欧において最も豊かで高度に文明化された国のひとつとして、歴史を通じて侵略を受けやすく変革の起こりやすい国であった。絶え間ない戦争にもかかわらず、イタリアには選挙により選出された指導者、議会、独自の軍隊をもった自由な自治組織体である都市国家が繁栄していた。一方、これらの都市国家は、18世紀後期におけるナポレオンもそうであったように近隣の侵略者たちに魅力的な侵略目標を次々と提供した。領土的、政治的統一は1870年までに成し遂げられたが、その行政制度はフランスがモデルとされた。20年に及ぶ独裁政治の間に勃発した第1次世界大戦と第2次世界大戦の後、君主制を廃止し、共和制に移行するかどうかを選択する国民投票が行われた。この投票は、1948年の憲法制定にあたって実施されたものである。

今日、イタリアは、国会が任命する大統領が国の長である。大統領は首相と内閣を任命するが、首相と内閣は下院と上院において信任を得なければならない。

行政目的のため、国内は、20の州、95の県、約8,000の市町村に分けられ、すべての州、県、市町村は、選挙による議会、独自の権能と財源を持っている。州は、比較的新しい制度であり、1948年の憲法で、新たに設けられた。これは、過度の中央集権化を防ぐためのものであり、5つの州には強い文化的同一性を考慮して導入された。州の設置にともない、県は自治的事務がほとんどなかったにもかかわらず、さらに行政的権限は縮小されることになった。

しかし、新たな地方行政府法（1982年8月法律第2007号）に基づき、市町村と県は、双方とも強化されることになった。前者には独自の事務と財源が与えられることとなり、後者は市町村と州政府とを結ぶ役割を果たすことになったのである。県の数は、120～130に増加され、公共輸送、環境保全、健康計画、経済・社会的開発に関する広域事務を行なうことが期待されている。

ー市町村（Comuni）ー

現行の市町村の境界は、1861年に決定されたものである（Albertine Statute）。すべての市町村は、同じ組織構造と権限を有しているが、実際にはその大きさや重要性によって、いくぶん異なっている。一般的に市町村は、上位の行政機関の権限以外のすべての事柄を統制する権限をもっており、その例として、療養所と健康サービス、公的扶助、公共住宅、公共事務、市場と見本市、保健計画、教会建築物保存、地方警察、公共輸送、公共施設、疾病救済、学校・道路の建設管理、スポーツ・レクリエーション・カルチャーなどのアメニティー、市民登録の管理、選挙人名簿の管理、地方税と国税の徴収に関することなどがある。

各市町村は、3つの行政機関をもっている。議会、参事会、首長である。人口5,000人以上の市町村においては、議員は比例代表制による普通選挙によって選出され、その結果、政党は獲得した投票数に比例して議席を獲得することとなる。人口5,000人未満の市町村においては、各有権者は、選出されるべき議員総数の5分の4に相当する候補者を選挙により選出するが、残る5分の1の議席は、少数政党のものになる。市町村議会は、その議員数により人口3,000人以下の町村の15人から、50万人以上の人口を抱える市の80人までいくつかの段階に分かれている。議員の任期は、5年間である。議会事務には、政策の決定及び地方事務を総括するほか、予算の決定、決算の認定、様々な財政事項の決定がある。

各議会が議員の中から自ら選任するメンバー、首長及び最小規模の町村にあっては2人の助役、50万人以上の市にあっては14人の助役と4人の代理人で参事会を構成し、こうした構成員は当該議会の任期期間中に限り、任務を遂行する。参事会は、日常の行政を監督し、議会に勧告を行い、議会の決定を実行しなければならない。さらに参事会は、議会が閉会時には、議会を代表し、この間議会の業務を行うことができる。ただし、次の会期で議会の承認を受けなければならない。参事会は、さらに一定の儀礼的機能も業務として有しており、参事会活動に関して議会へ年間報告をすること、市町村の人事事項を処理するだけでなく一定の財政事項を処理する

第一次的権限がある。参事会メンバーは、個別に1つまたは複数の部局の総括監督を割り当てられている。

議会の選挙によって選出された市町村長は、対外的に市町村を代表するとともに議会の議長であり、市町村の行政管理上の長である。厳密な意味での市町村長の権限は、議会及び参事会に議案を上程すること、議会及び参事会での決定の履行を統制し、監督すること、書状、契約書その他の市町村の書類に署名、市町村の規則の確実な遵守、訴訟においては市町村を代表し、市町村庁舎及び公共施設を監督することである。中央政府の公務員として市町村長は、国の法律、規則及び通達を公布し、公法及び下令を遵守し、人口統計、選挙名簿、徴兵リスト等記録を管理し、公共事業及び公衆衛生に関する機能を果たさなければならない。

選挙により選出される上記の者のほか、各市町村には中央政府から任命された事務局長がおり、日常の業務を直接、監督調整する。市町村の各部局長は、事務局長に対して直接責任を負う。事務局長は、一次的には議会に対して責任を負うが、市町村、または公務員のいかなる不法行為に対してもその履行を拒否することができる。それゆえに行政の公平性が、選挙により選出された公務員あるいは任命された公務員いずれによっても保障されるのである。事務局長は、首長の交替期に行政の継続性を確保するとともに、多くの場合、行政及び行政関係法における地方の専門家である。

地方の行政機能を実施するための財源は、市町村それ自体の財源と中央政府から交付される財源がある。前者は、全体比からいうと小さいが、次のようなものである。広告及び公示義務に課税される税金、犬税、不動産に課税される地方税、公共用地の使用料、町にあっては固体廃棄物の収集・運搬料がある。財源は、中央政府から一般補助金及び特別補助金として交付される。一般補助金は、総税収入の一定額を充当して設立され、内務大臣が管理する特別基金から引き出される。前々年度の収支の均衡をはかるために発行された公債の割合に応じて、基金の4分の1は県に、4分の3は市町村に分配される。市町村への配分は、法律で定められた等級に従って行われる。その特別補助金は、教育上の目的等に使用され、例えば、保育所、

幼稚園及び孤児院等の施設、裁判所や判事宅の維持管理、刑務所の維持・修理、その他特定の公共事業である。

資本支出は、財産及び財産権の売却によって資金が調達される。その他遺贈及び寄付、さらには公債によっても調達されるが、主要財源は、保証機関、保証会社等からの長期の借入金である。これらの機関の中で最も重要なものは、「the Cassa Depositi e Prestiti (Deposits and Loans Bank)」と呼ばれる預金・貸出銀行である。これは、市町村及び県に信用貸で資金を与える公的機関である。

イタリアの市町村は、一般に広範囲に付与された権限にもかかわらず、上級政府から厳重にコントロールされている。さらに州は、市町村を設置し、境界線を変更することができる権限を持っている。議会と参事会の決定は実行に移される前に、県レベルで機能する地方監督機関に提出され、それが合法であるか、市町村の権限内にあるかを審査されるとともに住民に公表されなければならない。ただし、所定の期間内にこの決定がなされないときには、実施することができる。また、特定の場合は、後日違法であることが判明した場合は、無効となることを条件にして即時に履行される旨のことが規定がなされている。

財政事項、すなわち市町村の予算、長期の支出、税金の賦課・徴収、公債の発行、財産の収用、特定投資等については、特に厳密に管理されている。ただし、市町村には内務大臣の行う否定的判断に対して抗議する権利が与えられている。さらに、地方収入の大部分が中央政府から交付されていることに基づき、中央政府は地方の決定及びその活動に厳重な調査を行うことができる。

市町村の活動は、地方委員会によって付加的制限を受ける。この委員会は、市町村の組織運営の秩序と廉潔をコントロールする機能を有している。義務的事務の履行拒否あるいはその不作為があった場合には、コミッショナーは一部または全部の機能を引き継ぐ権限が上級庁から与えられている。さらに、(行使されることはほとんどないが)県における中央政府の代表者である知事(prefetto)は、義務の重大な怠慢あるいは法律違反がある場合には、市町村長を停職させることができる。その後、大統領はその市町村長を罷免することもできる。最終的に、不信任投票に

より市長が辞職し、その結果、議会が解散した場合は、新たに議会と市長が選任されるまでは、市町村の行政を担当するコミッショナーが任命される。

県（Provincie）

イタリアの各県には、2つの行政機関がある。一つは、地方代表としての行政機関であり、法律によって特別に権限が与えられた事務を行う。もう一つは、中央政府から分権化された地方機関としての行政機関である。前者は、直接選挙により選出された議会（consiglio provinciale）を持ち、議員数24人から45人とその規模は様々である。議員の任期は5年である。

議会は、選挙により議員の中から参事会（giunta provinciale）メンバーと議会及び参事会双方の議長（presidente）を選出する。前者の活動には、予算の編成と管理、国税と地方税の課税、道路の建設管理、中学校の建設、環境保存、社会保障の調整、公共の秩序と保安等があり、それゆえに以前は、県は管下市町村の活動を監督する責任を負っていたが、現在ではこの機能は州に引き継がれている。

中央政府から分権化された地方機関としては、内務大臣の権限により任命された知事（prefetto）である。行政の専門家としての知事は、公共の保安と秩序を維持し、国の法律を執行し、公衆衛生を監督する責務を負っている。また、議会を通過した条例が合法かどうかを決定する責任も負うが、この決定に当たっては知事官房及び保健衛生協議会といった各協議会から顧問グループの意見を聞いて行うものである。

州(Regioni)

1948年に制定された憲法によって国内に20の州の設置が決められたが、1970年代まで州の区域化は実際には行われなかった。それに先立ち5つの特別州が制度化され、1948年にシチリア州、サルディニア州、ヴィレ・ダオスタ州、トレンティノ・アルト・アディジェ州が、1963年にはフリウリ・ヴェネチア・ジュリア州が発足した。トレンティノ・アルト・アディジェ州にあるトレント及びボルゾナの2つの自治県は、「特別州」と同じ立法権と行政権を持っている。

1972年に中央政府各省庁から州への行政機能及び人事の移行が実施された。1977年に2回目の機能移行が実施され、現行の州機能配分は、確定されたようである。

県と市町村の機能は、再検討に付されているところである。

州の立法権には、独自立法、共同立法、完全立法の3種類があり、特別州は、3種の制定権をもっているが、通常、州には独自立法が与えられていないが、法律によって確立された基本原則の制限内で立法を行っている。州の立法権の主要部分は、共同立法であり、州の行政事由、例えば、市町村境界線の決定及び変更、職業訓練、公衆衛生及び病院事業の支援、文化アメニティーに関すること、保健計画、観光事業、州公共輸送、公共事業、湖水航行及び港、環境保全などに関する立法である。完全立法の領域においては、普通州は、特別な地域要求に対しては国の法律を適用している。

県及び市町村と同様に州にも、議会、参事会、知事の3つ組織がある。議会は、人口により定数30人から80人の議員により構成され、議員は比例代表制による直接普通選挙によって選出される。議員の任期は、5年である。議会の事務には、予算の承認、税金の課税、地方行政の確立、国民投票を行うための提案等がある。通常、州の参事会は、知事、人口により6人から12人の副知事及び2人または4人の代理人によって構成される。特別州は、独自に副知事の数を決定することができる。すべての副知事と代理人は、議会が議員のなかから選出し、議会が存続する間、これを務める。副知事と代理人は、集合体として地方全般を管理し、個別的には行政監督

を分割して担当している。

知事は、議会及び参事会の議長を務め、法律と規則を公布し、地方自治体管理委員会の委員を任命し、中央政府に対しては地方を代表する。知事と参事会は、中央政府から割り当てられた事務も行わなければならない。

州の収入には、いくつかの財源がある。その中には総収入に占める割合は小さいが独立税がある。これは、中央政府の財産、州の特許権、道路使用及び公共用地占有に課税される税金である。特別州には、財源としてこの他に、所得、資本、取引、生産、消費に対し地域的に課税される国税の分配金がある。州にも一般補助金と特別補助金が措置されている。前者の範疇には、国家補償基金があり、これはタバコ税、鉱油、アルコール、ビール、砂糖、石油にかかる国の税金が財源となる。交付額は、人口、面積、失業率、移民率によって決定される。特別交付金は、開発のような目的に措置される。その他、州は公債を発行することができる。

州の管理は、第一段階では、中央政府が任命した州コミッショナー、州知事から指名された3人、州コミッショナーが指名した1人及び州行政裁判所によって任命された判事1人で構成する行政管理委員会によって行われる。州コミッショナーの主宰の下、行政管理委員会は、州の全活動が憲法に違反していないか、州の利益に反していないかの審査を行う。州によって制定された法律は、州コミッショナーにより理由を付して中央政府に提出される。政府が異議を申し立てない場合は、州コミッショナーは30日以内に承認を与えなければならない。政府が異議を申し立てた場合、州議会は決定の再審議を行い、その結果、原案がそのまま承認された場合、中央政府は、憲法裁判所または国会に提訴することができる。

州の法律は、国の法律でもあるので、一旦有効なものとして成立したとしても、合憲性を理由にして異議申立てがなされる場合がある。州は、違憲と判断された場合には、憲法裁判所に提訴することができる。

州コミッショナーは、憲法違反、法律違反、職務怠慢があった場合、議会を解散させることができる。この権限は、20人の上院議員及び20人の下院議員からなる委員会の諮問に従って行う大統領の命令により効力を発生する。議会が辞職されてか

ら3ケ月以内に、議会任務を臨時に行うことが適当とされる3人の市民で構成される委員会によって新たな選挙が実施されなければならない。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

州（Regions）

県（Provinces）

市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

事務局長（Secretary General）

市町村長（Mayor）

＋

参事会（Board）

市町村部局（Municipal Departments）

グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国（イギリス）

英国（連合王国）は、立憲君主制及び議会制民主主義を採用している。イギリスの元首は国王（女王）であり、行政府の長は下院における多数党の党首である首相である。主権は、選挙で選出される下院（House of Commons）及び世襲または指名による上院（House of Lords）からなる議会に存している。首相は議会における与党の中から大臣を選任する。政治的権限はこの内閣と首相に集中し、国王はその助言に基づいて行動しなければならない。

イギリスは4つの地方からなり、それぞれの地域は地方団体についてそれぞれの伝統とスタイルを有している。何世紀もの間、地方団体は国家の行政制度の一部分とされてきた。しかし、地域社会の利益のために多様なサービスを提供するため、各地域で選出される議会（council）のシステムについての概念が、19世紀末の成文法（statute law）によって初めて具体化された。今世紀において、地方団体の機能は拡大し、ついに地方団体の基本的な考え方を大幅に修正する法律が制定された。すなわち、1963年の大ロンドン行政法（London Government Act）、1972年の地方自治法（Local Government Acts）（北アイルランド）、1974年同法（スコットランド）、1973年同法（大ロンドン都を除くイングランド及びウェールズ）及び1980年のイングランド及びウェールズにおける地方行政計画・土地法（the Local Government Planning and Land Act）がそれである。

1974年と1980年の立法の結果、イングランド、ウェールズ、及びスコットランドにおいては、若干異なる形態ではあるが、それぞれ多目的の2層構造の行政機関が確立した。北アイルランドでは、ディストリクトによる単一構造である。基本的にイングランドはカウンティ及びディストリクトに分かれており、このうちいくつかのカウンティについては、一般的に都市地域であるが、バラとして知られている。さらに、イングランドの田園地域においてはパリッシュという第3層目の地方団体が形成されており、これは地方団体の再編成による影響をほとんど受けていない。

ウェールズにおいては地方団体は基本的にはイングランドと同様である。スコットランドにおいては島しょの3つの団体はほとんどの機能を有する自治体であるが、スコットランドのそれ以外の地域は2層（リージョン及びディストリクト）であり、さらにイングランドにおけるパリッシュに類似した、よりローカルなコミュニティが存在する。

最も最近の地方団体再編成は1984年度の国会に提案された。この再編成は、大ロンドン都カウンシルと6つの都市圏カウンティ〔大マンチェスター（Greater Manchester）、マージーサイド（Merseyside）、サウス・ヨークシャー（South Yorkshire）、タイン・ウエアー（Tyne Wear）、ウエスト・ミッドランズ（West Midlands）、ウエスト・ヨークシャー（West Yorkshire）〕を廃止するというものであった。法案は修正後採択され、1986年4月1日発効した。

イングランド（ENGLAND）

―カウンティ(Counties)―

大都市圏以外には39のカウンティがあり、それらはすべてディストリクトに分かれている。

カウンティは国会の法律（Acts of Parliament）によって与えられる権限のもと、委任（mandatory）、任意（permissive）の両方の行政を遂行する。これらの機能は3つに分かれる。

第一は、重要な行政分野にかかる計画策定機能である。具体的には、土地利用計画（Structure Plans）、地域計画作成の指針となる開発計画及び開発のための各種の提言といった地域戦略計画、交通、輸送機関、高速道路（基幹道路は中央政府の所管である）、消防、警察（警察機関はカウンティ特別委員会であり、いくつかの地域においては2つのカウンティの合同委員会となっている。いずれの委員会も議

員とともに治安判事が委員として構成されている)、消費者保護、廃棄物処理を含んでいる。

第二に、カウンティは、ある範囲の特定施設の効率的な使用を可能にするための行政を行うが、これらは必ずしも広域に及ぶものではない。その例としては、小中学校、心身障害児童のための特殊学校、高等教育（大学を除く）がある。カウンティは非大都市圏における地方教育を所管する。カウンティはまた、公立図書館、広範囲にわたる児童、家族、高齢者に対するケースワークを含む社会福祉サービス、高齢者に対する住宅、デイセンター、公民館（social club）、給食サービス、トレーニングセンター、高齢者及び心身障害者に対するホームヘルプ、就学前児童に対するデイケア施設の管理を行う。また、母子児童、両親のいない児童及び問題のある児童の保護も実施する。

第三に、地域的にまたは広範囲に供給するのが適当なサービスは、カウンティ及びディストリクトに割り当てられている。その例は、博物館、美術館、レクリエーション施設である。

保健衛生、ガス・電気供給、上下水道は地方団体の責任ではなく、中央政府から任命された委員会の責務であることに注意しなければならない。

カウンティ政府の基本的機関は議会（council）である。その規模は法律に規定されておらず、また、議員に対する選挙民の割合も規定されていないが、実行可能な限り選挙区（electoral district）は当該地域の範囲内を通して同一の選挙民・議員の割合を維持している。一般に、議員数は60から100であり、直接普通選挙によって選出されている。各議員は4年任期で各選挙区から一人選出される。議員は基本的には無報酬であるが、議会出席などのための費用は支払われる。また、議員の互選で毎年選出される議長などの指導的地位にある議員は特別手当てを受け取っている。

ーディストリクト（Districts）ー

イングランドのより低いレベルの地方団体は、364のディストリクトであり、そのうちの36は大都市ディストリクトであり32はロンドンバラである。

ディストリクトには、法律によって委任及び任意の機能が付与されている。これは基本的な地方の機能である、地域計画、開発計画、許可申請に対する承認及び開発規制に関する他の事項の決定、小規模な都市部道路の維持管理、駐車場の供給、地方交通システム、スラム街の整理、公営住宅の供給、都市再開発、住宅改善、ホームレスのための住宅整備などの住宅政策、廃棄物収集を含んでいる。また、カウンティとともに博物館、公園、運動場、プール及びその他のレクリエーション施設の供給を行う。大都市圏において、バラは地方の教育機関であり、また、図書館及び対人社会福祉サービス行政を行っている。

ディストリクトはその領域内のサービスの提供について責任を有している。議会は選挙された議員から構成されており、大都市圏では50人から80人、ロンドンバラでは60人、その他の地域では30人から60人である。議会は毎年議員のなかから議長及び儀式長（ceremonial head）を選出する。ディストリクトは、バラの地位を与えるよう勅許（Royal Charter）を請願することができ、バラの資格をもったディストリクトの長は「メイヤー（mayor）」と呼ばれている。「市」の地位は、市長を「Load Mayor」と呼ぶ権限を有しているかどうかにかかわらず、特許証（letters patent）によって与えられている。しかし、バラや市の地位は、儀礼上では差異があることもあるが、行政的な機能に関しては差異はない。

選挙の目的でディストリクトは区（ward）に分けられている。大都市ディストリクトでは、カウンティの選挙のない年に各区の議員の3分の1ずつ改選を行う。非大都市ディストリクトでは、同時選挙と3分の1ずつの改選の選択制が採られている。

パリッシュ（Parishes）

イングランドの田園地域に1万以上あるパリッシュは、長い歴史を有している。最近の地方団体の再編成において、その所掌事務の範囲は拡大し、現在では芸術や工芸、コミュニティホール、レクリエーション施設、歩道街灯、観光振興、墓地及び火葬場、バス待合所、歩道、駐車場（これについてはカウンティの承認が必要）の事務を行っている。さらに、パリッシュはその地域における計画の適用について意見を述べる機会が与えられなければならないことになっている。カウンティ及びディストリクトと同様に、パリッシュはその地域内の一般的な利益のため、ある定められた財源を使用することができ、また、ディストリクトに当該パリッシュ内の資産税の徴収依頼（precept）を行う。パリッシュカウンシルの機能は、市民菜園にかかる事務を除いて一般的にディストリクトと共同で実行される。

ロンドン（LONDON）

ロンドンの内部及び周辺部における地方団体は、イングランドの他の部分と異なる。大ロンドン都（the Greater London）は、32のバラとシティ・オブ・ロンドン（the City of London）からなり、人口は7百万人弱である。バラは地方団体の基礎的な単位を形成している。一方、シティ・オブ・ロンドンは多くの特別な歴史的、伝統的活動に加え、バラが実行する通常の機能を当該地域内において行う。大ロンドン都（the Greater London Council）の廃止によって、事務の性質上、地域全体にかかる管理及び統一的な行政執行を必要とするサービスについて、これらの行政のいくつかは合同委員会（joint board）によって実行されることとなった。一方、その他のものについては現在も行われているが、さらに細目にわたる調整を行い、バラに帰属することとされている。唯一の例外は、12の内ロンドンのバラにおける単一のロンドン教育機関（Inner London Educational Authority）の機能として継

続されている教育についてであり、この機関は今後直接選挙により選出される議員をもって構成されることになっている。

ウェールズ (WALES)

ーカウンティ(Counties)、ディストリクト(Districts)、コミュニティ(Communities)ーウェールズは基本的にイングランドと類似する2層の地方自治システムを有している。カウンティは8つに分けられており、これらのカウンティは37のディストリクトに分けられている。最も地域的なレベルとしては、カウンティ全体をカバーし、イングランドにおけるパリッシュと類似の機能を有するコミュニティが存在する。ウェールズのカウンティ、ディストリクトに対する機能分担は、一般的にはイングランドにおけるカウンティ、ディストリクトに対するものと同様である。ウェールズのディストリクトは、しかしながら、廃棄物収集と同様に廃棄物処理を行い、駐車場を供給するというような広範囲の業務を有する。さらに、4つの指定されたディストリクトは一時的に図書館にかかる事務を所管している。コミュニティは、イングランドのパリッシュと概ね同様の範囲の権力を有している。カウンティ、ディストリクトにおける地方団体の主要な機関は議会であり、その構成と会議の期間はイングランドにおける議会と同様である。

スコットランド（SCOTLAND）

ーリージョン（Regions）、ディストリクト（Districts）ー

スコットランド本土において、地方団体は2層構造をとっており、9つのリージョン及び53のディストリクトからなっている。

スコットランド本土から離れているオークニー（Orkney）、シェットランド（Shetland）、ウエスタナイル諸島（Western Isles）は、それぞれ単一の地方団体を有している。ディストリクト政府の権能の範囲は、純粋に地域社会の利益に関わる事項に対応するよう企図されており、さらに中心部から離れた地域については、その範囲の規定と機能の割り当てについて、ある程度の柔軟な対応がなされるようになっている。

スコットランドにおけるリージョンとディストリクトの間の機能の分配は、概して言えば、イングランドにおける非大都市のカウンティとディストリクトの間におけるものと類似している。リージョンは、産業開発、輸送機関、水道供給及び下水道（この点はイングランドと異なる）のようなサービスと同様に、すべての主要な計画についての責任を有している。その他、教育、社会福祉、警察、消防を提供し、海上警備、度量衡法、食料基準及び表示についての責任を有する。

リージョンは、ディストリクトや他の機関による住宅建設に関する調整についてのある程度の権限を留保しているが、ディストリクトが、住宅建設については主責任を負っている。ディストリクトは地域計画、建築規制、図書館についての権限を有しているが、これらの機能がリージョン政府によって行われているハイランド（Highland）、ボーダーズ（Borders）、ダムフリイズ（Dumfries）、ギャロウエイ（Galloway）は例外となっている。ディストリクトは廃棄物収集及び処理、食品衛生、大気保全、墓地、火葬場を含むほとんどの環境衛生機能及び娯楽遊戯の規制と許可について単独で責任を有している。また、博物館、美術館、コミュニティセンター、公園、その他の娯楽施設の供給について、リージョン政府と共同で権限を行

使している。

オークニー（Orkney）、シェットランド（Shetland）、ウエスタナイル諸島（Western Isles）は、独自性を有しており、スコットランド本土から離れているという理由で、地方団体の機能のほとんどすべての領域について、法的権限を与えられている。それらは警察・消防についての広範囲の行政を行っているが、しかしながら、教育や社会福祉のうち特別なものについては本土の支援を受けている。

スコットランドリージョンと島しょは選挙区（electoral division）に分かれており、ディストリクトは区（ward）に分かれている。それぞれの選挙区と区は、4年任期の議員を選出するが、選挙はそれぞれのレベルで交替に2年ごとに行われる。

コミュニティ（Communities）

スコットランドにおけるイングランド及びウェールズと異なる地方団体の行政機構の特徴の一つは、コミュニティの設立に対する法的支援である。コミュニティは、それぞれのディストリクト及び島しょ政府機関によって提案準備され、地域の要求に応じて設立される。これらのカウンシルは、法律によって規定されているが、第3の地方団体というわけではなく、イングランド及びウェールズにおけるパリッシュ及びコミュニティの役割よりは限られている。法的権限は与えられておらず、その結果、自己財源調達に関する権限は持っていない。しかし、地方団体からの財政援助を受けることがあり、特定のプロジェクトにかかる補助金を受けることもある。コミュニティの一般的な目的は、その地域における地方団体及び公的機関に対し、これらの機関が責任を有する事項についての地域住民の見解を確認・調整・説明し、それが適切で実行可能となるよう地域住民のための利益を反映させることであるとされている。

北アイルランド（NORTH IRELAND）

地方団体の構造は1973年10月に再編成され、既存の地方政府が26のディストリクト政府からなる一層構造に置き換えられた。地方団体によって以前から供給されていた多くのより重要なサービスを管理する責任は、中央省庁に移され、関係するその省庁の出先機関（local office）または責任を有する各理事会（area board）により実行されることになっている。

ディストリクトは、地方の公衆衛生、娯楽及びレクリエーション、清掃、消費者保護、建築物規制、墓地・火葬場、ガス事業、市場、屠殺場に関して直接の責任を有している。

教育及び図書館、保健及び個人にかかる社会福祉サービス、排水路、スポーツに関する機能は、地方理事会（local area board）やその他の機関によって実行されており、そのメンバーの大部分は中央政府省庁によって指名されるほか、ディストリクト政府によって推薦される議員で構成される。北アイルランドを所管している5つの理事会は、教育と図書館にかかる事務について地方行政上の責任を有しており、また、地方レベルにおける青少年にかかる事務を所管している。ディストリクトとともに、それらの理事会はまたレクリエーション、社会、健康、文化活動についての施設を供給している。病院、一般的な健康増進、対人社会福祉を含む健康・福祉事務は、中央政府に代わって4つの理事会によって管理されている。北アイルランド住宅公社（Northern Ireland Housing Excutive）は公営住宅の建設、維持、割り当て、管理について責任を負っており、また、住宅改善補助金及び住民が持ち家を取得するための貸付金の供給を行っている。この団体はすべてのディストリクトのエリアに出先機関（local office）を有している。

道路の計画・建設・維持管理、上水道供給及び下水道事業は、ディストリクト及びその職員と緊密な連携をとりながら、北アイルランド環境省（Department of the Environment for Northern Ireland）の出先機関によってそれぞれのディストリクトにおいて行われている。資産税制度（rating system）において、資産税

(rate) は2つの部分にわかれている。一つは、財務省 (Department of Finance) によって北アイルランド一律に定められているリージョナル資産税であり、もう一つはその地域の要望に応じてそれぞれのディストリクトによって固定されているディストリクト資産税である。

一般原則 (GENERAL PRINCIPLES)

ー内 部 組 織ー

地方団体は、かなりの自由裁量をもってその内部組織を決めることができる。一般原則は、重要な政策及び原則に係る事項は本議会で決定するが、各種事務執行の詳細については、委員会及び幹部 (excecutive stuff) が行う。委員会システムは、すべてのレベルの地方団体によって用いられている。ほとんどの議員は非常勤であるが、このシステムにより地方団体の各種業務の一つもしくはいくつかを専門に扱うことができることになる。各委員会は、少なくともメンバーの3分の2は議員で構成し、残りの3分の1までは学識経験者を組み入れることができる。この原則に関する唯一の例外は、財政委員会である。この委員会のメンバーはすべて議員でなければならない。警察委員会は一定数の治安判事 (justice of the peace) を委員として参加させることが必要である。

内部組織における主要なタイプは、議員と公務員の結合した役割を強調する行動行政管理型 (corporate management) である。この構造のもとでは、議員と各部長はそれぞれの事務を別々に取り扱うのではなく、総合的に行政管理を行うことができる。

典型的な組織機構は、政策・資源委員会及び首席行政官 (chief exective officer) が率いる主要部長 (chief officer) からなる行政管理チームによって構成されている。この組織は、各部ごとの責任を負うことはなく、その責務は行政執行の調整及

び議会の重要な政策アドバイザーとしての機能である。地方団体は通常、必要とする職員を自由に雇用し、また、職員を選抜することができる。しかしながら、当該団体の議員を雇用することはできず、このことによって、関係者の利益の衝突を回避している。給与及び雇用条件は、雇用する地方団体が決定し、一般的には地方団体協会（Local Authority Association）に指名される使用者側の代表及び各種労働組合（trade union）や他の公務員協会（officers' association）によって指名される被雇用者側の代表からなる全国合同協議会（National Joint Council）の勧告により決定する。

財政

イングランドとウェールズの地方団体の経常支出は3つの主要財源からなる。

・国庫補助金（government grants）（約40%）

最も重要なものは資産税援助補助金（rate support grant）であり、それぞれの地方団体の財源要素と基準需要要素に関連して決められる一括交付金（block grant）の形をとっている。この補助金の交付金額を見積もり、分配するための方法は毎年中央政府と地方団体協会の間で協議が行われる。このほか、住宅、警察、輸送機関、資本支出（遊休地の獲得および整備のため）などの特別目的のための補助金がある。

・地方資産税（local "rates"）（約30%）

これは農地以外の土地及び建物の所有者によって支払われる税金である。その額は当該財産の評価価値とそ所管地方団体によって決められる税率によって決定される。資産税の課税及び徴収は、ディストリクト、ロンドンバラ、シティ・オブ・ロンドンが行う。カウンティとコミュニティ・パリッシュは、ディストリクトに徴収依頼（precept）しており、ディストリクトはこれら地方団

体の資産税を含め徴収する。

・その他の収入（約30%）

使用料・手数料及び団体が所有する住宅から得られる賃貸料。

経常支出の主要な項目は人件費（70%）であり、特に教育、社会福祉、警察、道路及び街灯、レクリエーション、公園、プールにかかる事務の人件費である。各地方団体はそれぞれの財政に責任を負っているが、いくつかのケースにおいては、別々に供給した場合非経済的となる特定のサービスを共同で実行している。

地方団体の総支出の5分の1は、通常、借入金によっており、その額は毎年中央政府と地方団体協会との協議によって決められている。地方団体は、公債証券、抵当証券の発行等により調達する。また、大蔵省が所管する公共事業貸付公庫（Public Works Local Board）からの長期融資を受けることがある。

財政統制は、内部的には通常、議会を代表して特別に指名される財政委員会によって行われる。その機能は、議会の財政政策の視点から、議会の各委員会の活動を監視することにある。この委員会は義務設置ではないが、各地方団体はその財政問題の管理について適切な調整を行うための措置を講じなければならない。一般に、財政に対するコントロールは財政（または他の適当な）委員会によって行われる。関係各部が財政部（Financial Department）と正式に協議して作成した歳入歳出予算案を、関係委員会を通じて財政特別委員会に提出し、そこで審査するという形で行われる。総予算の決定と資産税の税率の設定は、議会が行う。

すべての地方団体は、会計の内部監査を行っており、加えて、「経費に見合った行政効果」（value of money）の検討を行う監査委員会（the National Audit Commission）により、会計の外部監査を行っている。監査報告は住民の閲覧の便宜が

図られなければならない。住民は、この報告について監査員（auditor）に対し質問をしたり、どの項目についても外部の監査員に対し異議を述べることができる。また、監査員の決定に対する反対意見を法廷に提訴することができる。

加えて、各地方団体は毎年財政監査を報告しなければならない。また、中央政府によって要求される一連の財政報告を行わなければならない。これらの報告は収支及び資産税に関する詳細を取扱い、不適当な財政運営を防止するとともに、地方団体に関する国家レベルの統計の資料となっている。地方団体の財政システムは、現在再調査を行っており、政府は1986年1月に緑書「地方団体に対する支払い」（Paying for Local Government）を発行した。これによると、資産税に代わり、すべての成人により支払われる商業、工業の非居住用財産税の税率は全国一率とするなどの提言を行っている。すべての成人に課し、商業及び産業上の財産に対して支払う水準を全国的に設定するコミュニティチャージに転換するよう提言している。また、同時に、補助金と資本支出の統制システムの大幅な変更を提言している。

地方団体の多様な機能を提供する法制のもと、各大臣は行政が必要な水準になるよう企図するための命令、指導を行う広範な権限を与えられている。大臣による承認は、土地利用計画のような多くの主要な事項について求められており、投資計画は資本支出配分の割り当てを獲得するための基礎として提出されなければならない。地方団体は、報告書を提出し、各種行政サービスについての定期的な調査を実施するよう求められている。最後に、議会が法定の義務を履行しない場合は、中央政府自身がコミッショナーに指摘するか、または他のカウンシルに実行するよう指導することによりその責務を引き継ぐことができるが、この権限はほとんど行使されていない。

政府組織の類型

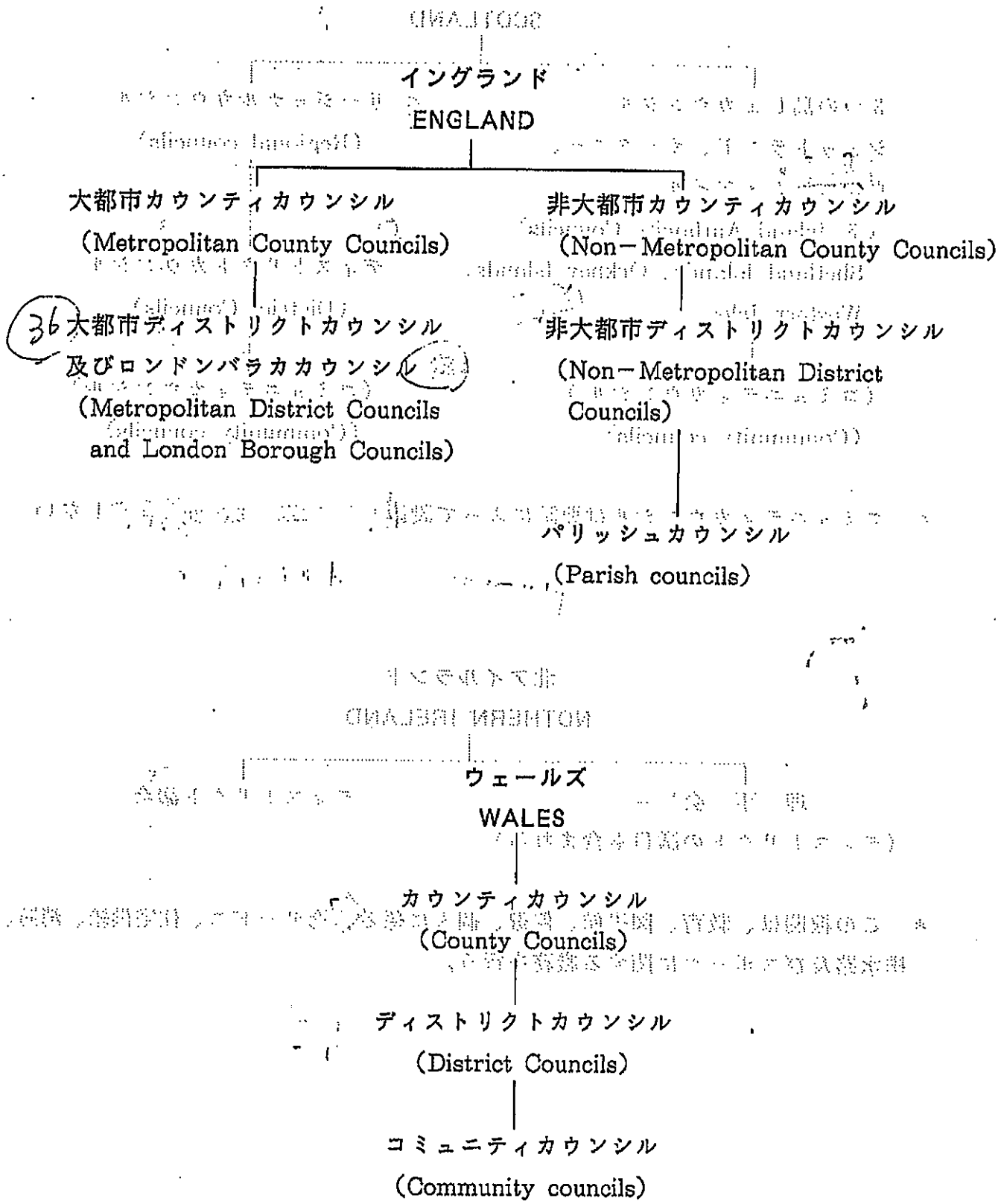
イングランド
ENGLAND
大都市カウンティカウンシル
(Metropolitan County Councils)
非大都市カウンティカウンシル
(Non－Metropolitan County Councils)
大都市ディストリクトカウンシル
及びロンドンバラカカウンシル
(Metropolitan District Councils
and London Borough Councils)
非大都市ディストリクトカウンシル
(Non－Metropolitan District
Councils)
パリッシュカウンシル
(Parish councils)
ウェールズ
WALES
カウンティカウンシル
(County Councils)
ディストリクトカウンシル
(District Councils)
コミュニティカウンシル
(Community councils)

スコットランド
SCOTLAND

- 3つの島しょカウンシル
  シェットランド、オークニー、ウエスタン・アイル
  (3 Island Authority Councils)
  Shetland Islands、Orkney Islands、Western Isles
  - (コミュニティカウンシル)*
    (Community councils)
- 9 リージョナルカウンシル
  (Regional councils)
  - 53 ディストリクトカウンシル
    (District Councils)
    - (コミュニティカウンシル)*
      (Community councils)

* コミュニティカウンシルは要請によって設置されるが、法的権限は有しない。

北アイルランド
NOTHERN IRELAND

理　事　会* ---------- ディストリクト議会
(ディストリクトの議員も含まれる)

* この機関は、教育、図書館、保健、個人に係る社会サービス、住宅供給、消防、排水路及びスポーツに関する職務を行う。

地方団体の構造

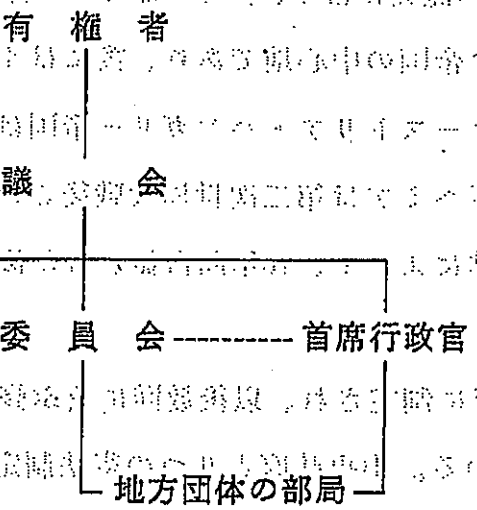

オーストリア共和国（オーストリア）

オーストリアの歴史は古く、多くの歴史的事件があった。この国の首都であるウィーンは神聖ローマ帝国の中心地であり、後にはオーストリア・ハンガリー帝国の中心地であった。オーストリア・ハンガリー帝国は第一次世界大戦の後分割され、一方、ハンガリーとボヘミアは第二次世界大戦後この歴史上の同盟から脱退した。第二次世界大戦の終結によって、10年間占領された後、1955年完全な独立国として復権した。

憲法は1920年に制定され、以後数回に及ぶ修正がされたが、連邦制という政治体制を規定している。中央政府と９つの憲法制定の権限のある州（このうちの一つはウィーンであるが）に義務と責任が分担されている。連邦レベルの政府の特徴は二院制である。下院（National Council）は直接に、上院（Federal Council）は間接に、それぞれ州の議会によって選挙される。連邦政府は直接選挙による大統領と、下院の承認を得て大統領が任命する首相及び国務大臣とから構成される。

州の中には、州や連邦の業務を行う機能をもったディストリクトがある。政府の基本的単位は2,300の市町村である。ウィーンは首都として特別の地位にある。すなわち市であると同時に、ディストリクトであり州でもある。市長はまた州知事として機能している。

―市町村（Ortsgemeinden）―

最近、人口1,000人に満たない単独では存立できないほど小さい市町村をより大きな市町村に合併させる政策が行われてきた。現在までに合併は完了したが、現在、問題となっているのは地方分権についてである。

オーストリアの市町村は、それぞれの州の法的創造物であり、それ自体、中央政府から権限委任された義務及び同様に州政府から権限委任された義務を遂行しなけ

ればならない。さらに、自治体の自治権に属する範疇の責務を遂行しなければならない。特別の勅許状をもった15の市町村とウィーンを除いては、市町村は法的に平等であり、各々が類似した組織と機構を有している。各市町村は議会を有しており、議員は、選挙に参加する政党が議席を獲得する比例代表制により、直接秘密個人投票で選挙される。議会の規模は人口によって異なり、定数は9人から45人というのが平均的である。特別の勅許状をもった市町村は29人から61人と幾分大きく、ウィーンは100人である。議員の任期は4から6年である。

議会は自治体が関与する全ての事項を決定する権限がある。そして自治体の全ての他の組織は、自分たちの行政執行について議会に対し責任を負う。業務はそれぞれ州により異なった方法で市町村の組織（議会、執行部、議会の委員会）に分けられているが、これらのうちいくつかは、地方の議会にはかなり普遍的なものである。すなわち、市町村の財政及び財産、地方道や橋りょう及び小学校の設置管理、市町村職員の任命、消防、警察といった業務である。例外的に市町村は権限の範囲内の機能、例えば、警察業務（市町村は地方警察条例を定めなければならないが）を中央政府に引き継ぐことを要請することもできる。しかし、業務の移転は、州知事又は州政府によって定められた法令によってのみ可能である。

各議会は、通常議員の中から市（町村）長と1～3人の助役を選出する。これら市長及び助役と議会によって議員内外から選出されたメンバーで執行部が構成される。いくつかの州においては、法律により執行部の数は議会の数の3分の1又は4分の1を超えてはならないと決めている。また、特別の勅許状をもった15の市町村のように、勅許状で執行部の人数の上限と下限を決めているところもある。執行部のメンバーの任期は、議会の任期と同一である。ただし、一つ例外があり、チロルにおいては、議員としての任期は6年であるが、執行部としての任期は3年である。

執行部は本来行政執行の組織である。それは州によって異なるが一般的には次に示す事務の全部又は一部を行っている。議会の決定事項の実行の確保、公共土木工事の建設維持管理、地方警察の指揮、公共施設の管理、公債支出の直接的責任といった業務である。いくつかの市町村では、執行部の各メンバーが各部局の長となって

いる。その全ての業務において執行部は、議会に対し、直接に責任を有している。市（町村）長は、議会と執行部の双方の議長である。通常、議会の決定に対して拒否権を持っている。この拒否があった場合には、問題の事項は再度表決され、市（町村）長の決定が却下されることもある。州によっては市（町村）長は、さらにその決定を通常ディストリクトコミッショナーである監督官庁へ上訴できる。

このほか、市（町村）長は、市町村が連邦や州の政府から指定された機能や業務が法令や指導に従って実行されるよう監視する責任がある。連邦政府により指定される業務は、市民登録、選挙執行、センサス、外国人登録、社会保障、各種報告といった機能である。州によって指定される業務は、その時の州の政治社会経済条件によって異なる。

オーストリアの市町村の歳入は自己財源及び連邦や州の税金の分配である。自己財源としては、事業税、固定資産税、所得税、酒税、娯楽施設税、免許税といった税金や手数料及び罰金である。分配される歳入は、財政調整法（Financial Adjustment Act）により規定される。この法律では、所得、給料、投下資本収入、売上げ、酒、鉱油、運輸及び土地に課せられる税金による税収を3つの政府レベル（州、ディストリクト、市町村）のそれぞれに割り当てている。賭博場がある市は、その利益の一部から観光振興のために毎年支出される額を受け取る。

さらに、特別の産業、施設、ニーズのある市町村は、財政が脆弱であったり、予算の均衡や財政困難を緩和するために、資金を必要とする団体が受けるのと同じように一般補助金を受ける。

権限の範囲内であれば、市町村は自由に行政を行うことができる。しかし、憲法は2つ以上の市町村に利害を及ぼす条例については、実行される前に事前の承認を必要とする旨規定している。さらに、予算及び決算に関してはいくつかの手続きを踏むよう規定されている。毎年、州政府にその写しを提出しなければならないし、20,000人以上の市町村は、決算委員会（Accounting Court）へ提出しなければならない。さらに、決算委員会は毎年、市町村が直接間接に責任を有する協会や組織に対する監査を行うのと同様に、大きな市町村に対し会計監査を行う。そして、小さ

な市町村では抽出監査が行われる。

いくつかの州では、住民投票の権利を通じて市町村に対する統制が行われている。住民は有権者の決められた最低数の署名をもって、その時の自治体の問題に関して、住民投票により地域住民の決定を求めることができる。しかし、そのような住民投票の結果は、市町村政府を拘束するものではない。

委任機能については、市町村は密接に州及び中央政府により監督される。これらの監督は、市町村が法的権限の枠を超えないように、また、より上級の地方政府の法律違反とならないようにするためである。さらに、各中央省庁は、それぞれの利害分野について市町村の業務を監督する。

ーディストリクト（Bezirke）ー

市町村と州の間には、ディストリクトとして知られる州の行政出先機関がある。それは法的独自性を持つものではない。これに関しての例外は、市町村とディストリクトとしてのサービスを行う特別の勅許状をもった15の市町村と、州、ディストリクト及び市町村の地位をもったウィーンである。ディストリクトは、州によって首席事務官として任命される長官（Bezirksvorsteher）によって指揮される。この長官の主な職務は、州及び中央政府から特に長官に与えられた職務の遂行に加え、州又は中央政府によって市町村に与えられた業務の監督である。厳密に州政府所管に関する全ての事項に関しては、長官はその州政府に責任を有している。連邦政府所管事項については、州知事及び連邦政府の各省庁に対し責任を有している。

ウィーン市には、23のディストリクトがある。1979年に制定された法律の規定によれば、ディストリクトの長官は、財政、道路清掃、ゴミ収集、モニュメントや水源及び運河の維持管理に関しては、市の職員と責任を分担している。さらに、市政府は、交通の流れ、公共輸送計画、市場の開設時間といったディストリクト市民の生活や将来の開発に影響を与えるような決定については、開発計画や環境処置に関

する情報をディストリクトの長官に与えることと同様、長官と協議することが要求される。ディストリクトの長官は、本来ディストリクトの公務員の代表である。

ウィーンの各ディストリクトは、議会を持っており、文化的かつ教育的なスポーツ事業の推進、社会資本の充実、交通計画、近隣社会問題の解決の援助、市民への公務に関しての情報提供といった事項を審議している。

政府組織の類型

連　邦（Federation）
|
州（States）
|
ディストリクト（Districts）
|
市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）
|
議　会（Council）
|
委員会（Committees）——|
|
市町村長（Burgermeister）----┐
+　　執行部（Board）
助　役（Deputies）----┘
|
市町村部局（Municipal Departments）

オランダ王国（オランダ）

オランダは、17世紀中期に七つの小さな州の連合体として始まった。18世紀終わりに、フランスの占領下にあったが、1813年11月に再び独立し、その後間もなくして、君主国家形式を採用した。

1848年に、国会の９名の議員の発議により、憲法が改正され、次のような主要な３条文が追加された。

- 秘密投票
- 国王の不可侵権と閣僚の国会に対する責任
- 州と市に対する、独立団体としての承認

―一般的法令―

憲法は、州と市は法律により創設され（または解散され）ると規定し、それらの自治体が有するべき政府機関を示すとともに、それらの自治体の活動に関して、上位の行政当局によってなされるべき監督の程度についての大枠を示している。これらの憲法の条項は、「州に関する法律（Provincial Law）」及び「市に関する法律（Municipal Law）」において、詳細に規定されている。

1887年に憲法が修正され、市及び州の機関は法律の執行において、中央政府と協力するべき旨が規定された。現在の州が公衆衛生、社会の保安、道路建設、自然計画などの課題の調整を要求されているように、これらの課題はいまや、州と市という二つのレベルの政府の主な事務を構成している。さらに、新しい法律が作成される場合はいかなる場合でも、その法律が州あるいは市の、どちらの機関によって、執行されうるかどうかについて、考慮しなければならない。これに関する議論において、オランダ王国市連盟（the Union of Netherlands Municipalities－すべての

市がメンバーである）が積極的な役割を果たす。

州や市は、かなりの程度の独立した権限を与えられている一方、憲法では、次のような一定の制限が規定されている。

- 州議会（provincial assembly）及び市議会（municipal council）の議長は、国王の勅命によって、指名される。
- 州や市の予算、税条例その他の財政上の決定は、上位の機関の承認を得るために、それらの機関に提出されなければならない。
- 一般的な利益に反するかあるいは非合法であると思われる州や市の決定は国王の勅命によって、無効にできる。
- 州と市の境界は法律によって、変更しうる。

市（Gemeenten）

市の機関の構造と権限のみならず市の構成は、数年かけて修正された1851年市に関する法律（Municipal Act of 1851）において、規定されている。すべての市は同様の権限と法律上の地位を認められている一方で、提供できる行政サービスの範囲に関して、それぞれの市間に、大きな差がある。市は議会（gemeenteraad）、参事会（college van burgemeester en wethouders）、市長（burgemeester）という3つの主要な機関を有する。

議会は、比例代表制によって選挙される7名から45名の議員からなり、4年任期であるが、場合によっては、その任期は延長される。法律は大臣（government minister）、州の国務大臣（secretary of state）、女王弁務官（Queen's commissioner）や他の公務員など、議会議員とは異なる様々な機関を例示している。議会は少なくとも年間6回は開会することを要求されており、その後、市長あるいは参事会が必要と考えるか、あるいは一定数の議員によって文書で要求される場合に開

会される。

市長は、議会の議長をも兼ね、諮問的な投票権を持っている。議会は、秘密会であることが決定されている場合以外は、公開される。参事会の構成員でない議員は毎年、報酬及び諸費用を支給される。

議会は、法律によって、市長あるいは参事会の権限とされていない市に関する事務に対して、規則の制定及び行政を行う責任を有する。議会は法律によって認められる公営企業に対する規制を行い、市財産の売買を監督し、職員の任命及び解任、公債の発行を行い、文化施設、レクリエーション施設その他の施設の幅広い利用ができるようにする。議会の主な仕事のひとつは、公衆衛生や公共の安全などを管理する警察命令を発することである。議会は、議会の特別議決において言及された事務に関する権限を、市長及び参事会員（alderman）に対して付与する。

参事会は市の通常の行政に対して、全責任を負う。同参事会は議長を兼務する市長と市議会議員の中から選挙される2名から6名の参事会員（市の規模により人数が変わる）から構成される。参事会員が議員を辞める場合、参事会員の地位を放棄しなければならない。市参事会員は市議会及び中央政府の承認を得て、州議会が支払う賃金を毎年受け取る。市長は参事会において、投票権を持つとともに、賛否同数になった場合に、最終的な投票権を持つ。

参事会の事務は次のようなものを含んでいる。

- 議会に提出するすべての議題の作成
- 条例及び議会の決定事項の直接あるいは間接的な実行
- 市の収入支出の管理
- 公用道路、水路、街路、公園の管理
- 公衆衛生の監督
- 市に関するあらゆる事項に対する継続的な監視

さらに、市参事会は、上位の機関（medebewind）の法律の執行に協力する市の主要機関である。議会あるいは市長の協力を特に必要とする中央政府の法律もあるが、概して、このような協力義務は、市参事会にある。

実際上、参事会員は財政、公共事業、教育などの異なった活動分野について、それぞれ独立して責任を負っている。参事会員のうち1名は、市長不在の場合に市長の代理として指名されている。

市長及び参事会員は、全体として、また個人的に、その活動に対して、議会に責任を負っている。これに関連して、彼らは、議会が要求するあらゆる情報を、公共の利益に反しない程度において、議会に対して提供しなければならない。議会が、参事会の義務履行状況に対して不満がある場合は、1人あるいは複数の参事会員としての任務を撤回するとともに、彼らを解雇することができる。

市長は、州の女王弁務官が議会との協議を経て決定する推薦に基づいて、国王の勅命により、指名される。在任期間は6年間であるが、期間を継続することができる。小規模の市から次第に大規模の市になるに従って、市長は、市長職常勤となる。1945年以来、市長のポストに女性が就けるようになり、現在、30人の女性市長がいる。市長が不在の場合、市長職は、参事会あるいは女王弁務官により指名された人によって、指名される参事会員1名によって引き継がれる。市長の給与は中央政府によって支払われる。「市の父」（市長）の事務には次のようなものからなる。

- 議会や参事会の議長を務めること。
- 議会及び参事会の決定を実行すること。市長が、議会または参事会の決定が、法律あるいは一般的な利益に反すると判断した場合は、市長はその決定を実行する必要がない一方、州議会に報告できる。さらに、州議会が中央政府に対して、事情を報告する。万一、中央政府が報告を受けてから30日後に、その決定を保留または無効にしなかった場合は、市長はその決定を実行する義務を負う。
- 公共の秩序を維持すること。この場合、市長は地方警察の長として行動する。これに関して、劇場、喫茶店、公開されているすべての建物、公共娯楽施設の

すべての場所に対して、監督権が及ぶ。万一、公共の秩序に重大な混乱が生じた場合は、市長は事前に議会に相談することなしに、一般的な警察規制を行うことができるとともに、極端な場合には、軍隊を招集できる。ただ、その場合、次に開催される議会において批准されなければ、そのような活動は無効になる。

・消防団の形式上の命令者として活動すること。

・あらゆる法律上の訴訟において市町村を代表すること。

市長は市議会に対して責任を負う。しかしながら、市議会が市長を解任することができず、ただ、中央政府によってのみ解任されうる（ただ、このような解任はめったに起こらない）。

一般市民をできる限り政策の決定に関与させることができるように、「市に関する法律」は、議会が次のような様々な種類の委員会を設立できる権限を付与する。

・諮問委員会

・公益企業などの様々な分野に関する市長や参事会員の諮問・支援のための委員会

・スポーツ、文化活動などの特定分野増進のための委員会

・町内委員会あるいは村委員会のような市の一部分の利益を増進する委員会

このうち、最後の二つの委員会には諸権限を付与しうるとともに、その構成員として議員でない者を含んでもよい。

市の行政当局の長は、事務局長（gemeente-secretaris）である。この職は議会によって、指名、解職される。この職の事務のひとつとして、議会及び参事会によって発布されるすべての書類に連署することである。ただ、小規模の市において、例外的に、事務局長が市長を兼務する場合があり、この場合には、すべての書類は参事会員の1名によって署名される。

毎年予定される収入及び支出からなる予算案は、市長及び市参事会員によって作

成され、議会によって採択され、州参事会に提出され、その承認を得る。市の収入の90%以上は、直接的あるいは間接的に、中央政府の財源によっている。最も重要な項目は、中央で徴収された税金からなる市基金（Municipal Fund）によって交付される金額である。市は、土地及び内水面の面積、住居数、建物敷地面積、土地の条件、歴史的遺跡、下水施設の存在などの様々な要素を基礎として、中央政府及び国会によって、毎年決定される割合に従って、交付される資金を受け取る。さらに、市は、住居、農地、資産などの市財産からの収入、不動産、犬、旅行者、建築物用の土地、アルコール飲料などを対象とする地方税、公営事業からの収益、特定目的のための中央政府からの補助金を収入とする。

市にはかつて収入及び市の基金からの支払い金の徴収に対して、責任を負う会計官（gemeente-ontvanger）という特別の担当官がいた。今日では、こうした財政に関する事項は、別の方法がとられている。

より上位の行政当局によって行われる市に対する監督には、抑制的監督と予防的監督の二種類がある。このうち、抑制的監督は、市参事会の決定が不法であるか、あるいは一般的利益に反すると思われる場合に行われ、この監督によって、この決定は、一時効力を停止されるか無効になる。抑制的監督は、その根拠が示されている国王の勅命によって宣言され、その後、官報に公表される。予防的監督の例は、税条例、市の予算、財団・協会・組合・会社その他市民法に基づく他の団体の設立や出資に対する事前の承認である。公務員個人の利益に関わる事項、市民の要望事項、あるいは市の決定によって、損害を受けていると訴える市民の要求に関する決定は、また独立の裁判官あるいは参事会に提出される。さらに、万一、全体として、市の行政事務に重大な不履行がある場合は、法律によって、他の方法で履行される。最終的に、市参事会あるいは市議会が中央政府の事務履行に協力しない場合は、正式に事務履行の責任を負う当局の費用負担において女王弁務官によって実行される。

個々の市では十分に提供できないような、より高度なサービスや施設に対する市民需要に答えるため、「改正共同設置に関する法律」により、協力方式がとれるようになった。協力方式が採用される典型的な分野は、消防団、建物管理、ごみ

収集に関する分野である。2あるいはそれ以上の市は、事務を実施する一定の権限を有する共同組合を設置でき、それほど重要でない活動は、共同委員会あるいは共同の調整を通じて実施される。ある一定の場合において、共同方式を強制する条項もある。

1986年2月に、「改正市に関する法律」が国会に提案されたが、依然審議中である。法案の内容は、市にさらに自治権を与え、州当局の監督をゆるめることを通じて、地方分権化を進めること及び市議会に議会議事の手続きを決定することを認めることによって、規制緩和を進めることである。さらに、市は市にとって重要性のある中央あるいは州レベルでの立法に関して、協議を受けねばならないとされる。

一州（Provincies）一

オランダの12の州は、1962年の「州に関する法律（Provinciewet）」に従って、統治されている。市町村と同様、州は次の3つの主要機関を持つ。州議会（provinciale staten）、州参事（gedeputeerde staten）、女王弁務官（commissaris der Koningin）である。

州議会は、州市民の代表であり、議員定数は、州の大きさによって、47名から83名までとなっており、すべての議員は比例代表制によって、4年の任期で直接選挙で選ばれる。市議会議員の場合と同様、州議会議員は、大臣、次官、女王弁務官、公務員など、議会議員資格と相反すると見なされるある一定の職務を行うことを禁じられている。議員は、出席料及び議会出席に関連する費用の償還を受ける。

議会は州都において、少なくとも年2回開催され、それ以外の場合は、女王弁務官の招集あるいは議会メンバーの5分の1の要求によって開催される。議会の主な責務は州の事務に関する効率的な機構及び行政を確保することである。議会は条例を作るとともに、重要な行政上の決定を行う。以前は、州の活動は主として、治水用設備の維持・管理、精神病の治療に関する事務を行うとともに、時々、飲料水及

び電気の供給に関する事務を行っていたが、現在は、自然に関する計画、社会経済に関する事務、文化に関する事務に対する責任を負う。

さらに、最近の重要な事務は環境の保護及びレクリエーション施設の設置である。決定すべき事項の多くは、まず、常任委員会で立案される。女王弁務官が議会議長を務めるが、勧告的な投票権のみを持つ。

州議会は、その議員の中から、委任された4年の間、州参事会のメンバーを務める複数名（通常は6名）を選挙する。州議会議員ではなくなった参事会のメンバーは全員、参事会のメンバーを辞めなければならない。少なくとも週1回開催されるこの機関の主要事務は、州の日常の行政を監督し、州議会の決定を立案、施行するとともに、国法を共同で執行する主要機関としての機能を果たすことである。州参事会は、また州財政と州財産に対して責任を負うとともに、一般的な州に関する事務を監督する。さらに、州参事会は市の行政活動の監督、州議会によって委任されている場合における水利管理施設の監督、法律で規定されている事案における行政上の違いの解決という、3つの特別な事務を行う。

女王弁務官は、また州参事会の議長であり、通常の投票権を有する。この投票権は投票が賛否同数になった時に、最終的な決定をする。参事会の議長及びメンバーはその活動について、州議会に対して、共同責任及び個人責任を負っている。

州の執行部の長である弁務官の指名は、通常、州議会との協議の後になされる内閣の決定であり、多かれ少なかれ、慎重な政治的な選択である。弁務官は中央政府の代表であるとともに、州行政の長官である。給料及び生活手当は中央政府によって、州に償還される。1962年「州に関する法律」によると、州政府の長としての弁務官の任務が主に強調されており、弁務官はその職に就任する際に、州政府の利益を保護することを宣誓しなければならない。弁務官は議会及び参事会の両方の会議の議長をすることに加えて、州における公共の秩序を監督し、文書に署名するとともに、州の内外において、州の代表として行動する。女王弁務官は州内の市町村を定期的に訪問し、市長職が空いている場合に、それぞれの議会と協議してうえで、市長の候補者名について提案する。弁務官不在の時は、州参事会によって指名され

る州参事会員あるいは中央政府によって指名される者が代理となる。(ただし、めったにない。)

州議会、参事会、弁務官の事務遂行にあたっては、書記(griffier)や他の公務員が補佐する。書記は議会によって、指名及び解任される。書記はまた議会及び参事会のすべての書類に連署しなければならない。

毎年、緊急時のための予備費をはじめとして、収入及び支出のあらゆる項目を含んだ州の予算が参事会によって作成される。予算は、議会により採択され、毎年の決算同様、中央政府の承認を得なければならない。州の事務を実行するための収入は次のものから構成される。

- 複数の中央政府の税から得られる収入の一定割合が毎年繰り入れている州の基金からの補助金
- 道路用中央政府補助金
- 州が発行する書類等の発行手数料及びサービス料
- 州財産からの収入

中央政府による市町村の活動に対する監督同様、中央政府による州の活動に対する監督は、防止的監督と抑止的監督の2種類である。防止的監督は、税に関する法律、予算、会計、その他の主として財政に関する事項に限られている。抑止的監督とは、中央政府は法律あるいは一般的利益に相反する議会又は参事会のいかなる決定もその効力を停止するか無効にすることを規定する。

市民は市政府の不利な決定に対するのと同様、州政府の不利な決定に対する保護権を有する。

1987年1月、州政府レベルの権限を削減することを内容とする「改正州に関する法律」が国会に提出された。その条文のひとつには、女王弁務官は身分上、中央政府の監督者よりは低いが、州政府機関よりは上位であることを規定している。さらに、州は必ずしも従う必要がないが、市は州に対して、州のある一定の権限を一つのあるいは複数の市に委任することを要求できる。

政府組織の類型

国家（State）

州（Provinces）

市（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

事務局長（Municipal Secretary）

参事会（Board）

（市長（Mayor）を含む）

市町村部局

キプロス共和国（キプロス）

キプロスは地中海の東に位置する共和制の島国である。戦略上重要な場所に位置しているため歴史上、中東及びヨーロッパの支配を受けてきた。1914年、英国に併合されたが、1960年には英国から独立した。多数派であるギリシア人と少数派のトルコ人との間の戦いが続き、結局1974年にはトルコ軍が侵入するに至った。それ以来、島の北部３分の１はトルコ人の支配下となっている。

1960年の憲法は現在も施行されているが、それによれば、ギリシア人とトルコ人の人口に比例して各々のコミュニティに権限を与えている。しかし、トルコ人のコミュニティは1963年政府から脱退し、1975年、キプロストルコ連邦国家成立後（トルコだけに認知されているのだが）、この二つのコミュニティは各々別個に作用し、互いに政府を認めることを拒否している。ギリシア系キプロス政府は全キプロスの政府であることを主張しており、トルコ人は参加していないものの一般的にキプロスの政府として認められている。現在、二つのコミュニティは各々大統領、議会、内閣、裁判所を持っている。

行政目的上、キプロスは６つのディストリクトに分かれ、そこではその地方の代表として中央政府によって指名される１人の高官がいる。３つのディストリクトのうち部分的に又ディストリクトの３分の１の全体はトルコ人の地区であるにもかかわらず、これらの地区でもディストリクトの高官が機能している。

ディストリクトの高官の責務の１つは、ディストリクトにある中央政府の省の代表で構成されるディストリクト調整委員会の議長を務めることである。この委員会は、一般開発予算の点から検討をするため、ディストリクト内にある全ての地方団体の開発プロジェクトの再調査をし、それを内務省を経由して中央計画局（Central Planning Bureau）に送る任務が課せられている。ディストリクトには、18の市（municipality）と約100の新村（improvemennt area）と450の村（village）がある。最低5,000人の人口を有する新村は、その地区の住民が市になる選択をするかどうかの住民投票を行うことができる。

新地方自治法（New Municipality Law）法律第111／85号の下では、それぞれの市は、人口規模により6人から26人の議員からなる議会を有している。議員の任期は5年である。議会は選挙後最初の1月1日から始まる。

一般的に、市議会は、ゴミ収集処理、ホテル、レストラン、公共施設の衛生検査、道路維持管理、公共照明、公園施設や駐車場及び駐車メーターの提供、畜殺場や卸小売り市場の施設、建設許可証の発行、市民文化事業、老人ホームといった公衆衛生及び安全の責務がある。

各議会は、任期中その権限の事務を行うため議員数の3分の1以上2分の1以下のメンバーで構成する執行委員会を議員の中から選出する。委員会の責務は、毎年の予算決算の議会への提出、代表監査（Auditor General）の承認を得た後での決算の公表、他の委員会の調整、市長の事務執行の助言、議会から要請のある他の事務執行である。さらに、議会は特定目的のために、いくつかの常任委員会、特別委員会を選出することができる。

議会及び執行委員会の議長は、市長である。それぞれ議会の選出と同時に選出される。任期は5年である。市長は市の行政上の長であり、他の地方公共団体、中央政府に対してと同様、法的事項について公式に市を代表する。さらに市長は、議会の開会日程、議事の作成、望むのであれば自分がメンバーであるかまたは出席する委員会会議の主宰、議会の決定事項の適正執行の確保、地方税の徴収に関する命令の指揮、調整及び監督、予算に従った資金支出の許可といった責務がある。市長は又 marriage officer である。また法律や規則により与えられた他の責務も執行する。首都ニコシアでは、例えば市長は下水処理委員会のメンバーであり、他のメンバーは市会議員である。市長は自分の仕事に対し、給料の代わりに謝礼金を受け取る。

それぞれの市は、市の書類や公文書の保存、議会、執行委員会及び他の全ての委員会の議事録の作成・確認、与えられた他の仕事の処理といった責務を行う市書記官がいる。市書記官は各課の方針決定に対する権限はない。

事業執行を行う経費のための市の歳入のうち、95%は自己財源である。この中には、職業税や不動産、市場料、駐車場及び駐車場メーター料、ゴミ収集料、市民結婚料といったものに対する税金を含んでいる。市はまた中央政府からの補助金(運営費の約5%であるが)や主要なプロジェクトに対する特別補助金(これらは全費用の約3分の2であり残りの3分の1は市の負担である)を受ける。支出の主なものは、人件費(約60%)、道路の維持管理と照明、市駐車場の維持管理及び基本サービスの提供である。

市に対する中央政府の統制は、まず最初に閣議により、そして、次に一院制議会である下院により全ての条例の承認や内務大臣の推薦に基づく閣議による予算の承認、さらには、特別な主要プロジェクトのための補助金や一般補助金に対する低利率の貸付けを通しての全般的な監督等がある。

1984年、450の伝統的な村と、"improvemennt area"として指定された100の新村制に関する新しい包括的な法律が施行された。この法律によれば、それぞれ村には21才以上の村の住民による普通選挙により選挙される議会がある。村では議会は5人で構成され、そのうち1人は長(president)としてメンバーの中から選出される。新村では、議会は5人の選出されたメンバーとex officioのメンバーとしての村の長から構成される。

議会の長は村のリーダーである。彼は日々の地方行政及び地方振興の責務がある。この他に、人口動態統計の登録、動物所有証明書の発行、抵当権設定の負債審査における不動産売買の管理、作物や動物保護のために指名された地方治安官の監督、農作物被害の評価の見積り又は見積りのための仲裁人の指名、学校経営経費のための村の住人の寄付負担能力の評価といった行政を行い、中央政府の補助を行う。長は決まった給料はないが、わずかばかりの報酬を受ける。

大部分の村では、さらに公衆衛生法（Public Health Low）により、議会は、街路、市場、畜殺場の建設、街路の照明及び清掃、不健全なビジネスの規制、汚濁物からの上水供給の保護といった多くの公衆衛生関連サービスの手数料及び税金の監督及び賦課といった仕事がある。

村の主要財源は、居住人の財政状況に基づき決められる公衆衛生税、各種サービスに対する手数料、通常全経費の50%を基準としているが、開発事業の助成金といった中央政府からの補助金である。新村議会はさらに他の財源がある。公衆衛生税のほか、職業税、不動産税、賃貸税、各種サービスの手数料である。

中央政府によってなされる村の統制のうち、最も有効なものはディストリクトの高官による毎年の歳入歳出の見積りの承認及び財政補助の承認である。

政府組織の類型

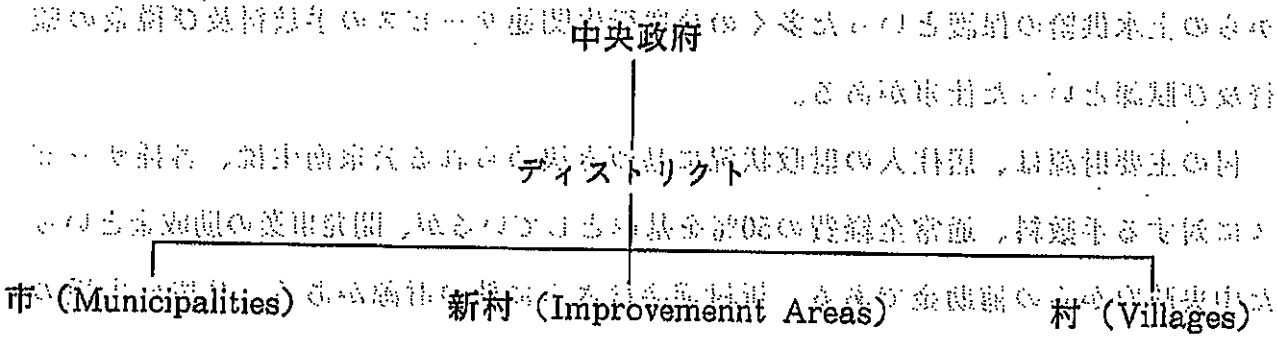

市町村政府の構造

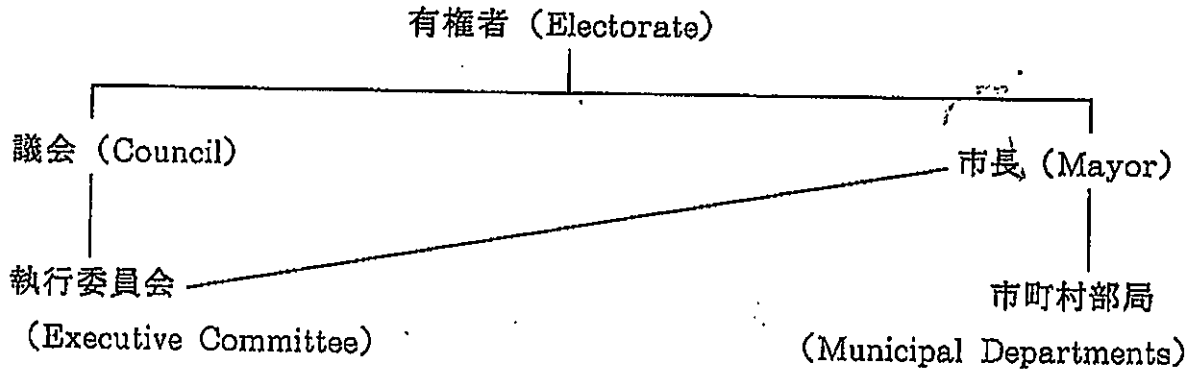

ギリシア共和国（ギリシア）

今日の政治形態の起源は、古代ギリシア時代に遡る。自ら貨幣や兵役を納め、自分たちの事柄を治めるという権利（自治権）の起源となった市民（politae）という概念が古代ギリシア時代に芽生え、その市民としての認識がやがて自治単位、demesへと発展していった。現在、それは、民主主義（democracy）や市民政権（regime of the people）という言葉の起源となっている。

それぞれの都市国家は、自治市やdemesとして、より小さな行政区画に分割された。エイナ島（Aegina）、カリムノス島（Calymnos）、コス島（Cos）、アテネ（Athens）、ミレトス（Miletus）、そして、他の都市もまたそれぞれ自治市としての行政区画に分割された。ローマ人による征服に始まり、ビザンチン帝国、フランク人そしてトルコ人から征服された時にも、都市国家はそれぞれ自治権を持っていた。コミューン（communes）と呼ばれた地方自治体は、後になって、行政上の重要な機能を持つようになり、農業、工業そして商業の分野においても重要な機能を果たすようになった｛例えば、テッサリア州（Thessaly）のアンベラキア（Ambelakia）（その中心には、22の村があるが）やカルキディ半島（the Khalkidiki）のマデモカリア（Mademochoria）などが掲げられる｝。また、ヒュドラ（Hydra）、スペサエ（Spetsae）、プサラ（Psara）は、海運業や商業上の要衝であった。このようなコミューンは、トルコ人の支配下でも特権が認められ、自治権を享受することができた。

1821年の革命の結果、ギリシアは、1830年、独立を勝ち得た。20世紀に入っても、戦争や動乱は頻繁に起ったが、1967年から1974年まで続いた軍事クーデターの時に、その最高潮を迎えた。軍事政権崩壊後行われた国民投票では、王制から民主制への移行「uncrowned democracy」が大多数支持された。1974年12月23日に公布された憲法によって、ギリシアは、国会から選出された大統領と立法権を有する一院制議会を擁する共和制となった。大統領は、国会の多数党の党首であり、首相を指名する。

国家は、行政上、県（nomoi）、市（demes）そしてコミューン（koinotites）に

細分化された。県は、その起源は、独立後のギリシアに遡るが、1833年4月の国王の布告によって、10カ所設立された。県は、中央政府の権限が集中するのを排除するため、国内の他の地域を分離、編入しながら、それぞれの地域に設立された。現在、合計51の県がある。県は、州（eparchies）に分けられるが、その州は、国から委譲された行政サービスの管轄区域となる地理上の地域である。また、県議会の議員を選出する選挙区でもある。場合によっては、州がまた行政上の区域となることもあり、コス島（Cos）、カリムノス島（Calymnos）、カルパソス島（Karpathos）、レムノス島（Lemnos）といった例がある。また、州によっては、副知事（sub-prefect）がその首長として就任していることもある。

行政上の基礎的な単位は、地方自治体の単位ともなっているが、それは、いわゆる市（現在数、276団体）とコミューン（現在数、5,760団体）である。市やコミューンの分裂細分化問題を解決するために、1984年法律第1416号が制定され、地方自治体の合併や自治体の組合の設立が促進された。さらに、1986年法律第1622号では、それぞれの県に特別行政区が設けられ、その特別行政区に地方自治体の合併を促進するよう規定されている。

アテネ地域は、特別法（1972年第1147号）による統治下となっており、そのため、アッティカ（Attica）県は、4つの県に分割されている。

―地方自治体（Demes and Koinotites）―

地方自治体（都会自治体と地方のそれとは、法的な区別はないが）は、1975年6月9日施行の憲法によって設置されたが、その基礎となった法律は、1833年12月27日の法律、1912年2月10日の法律、1954年7月1日規則第2888号、1975年12月大統領布告第933号、市やコミューンの規則に関する1980年7月21日法律第1065号、1982年法律第1270号、1984年法律第1416号、1986年法律第1622号に遡る。

市は、人口10,000人以上の県の主要な町で、人口がそれ以下の町でも特別の理由

で、例えば、歴史上、地理上等の理由で、市として扱われている。コミューンは、人口1,000人以上の村で、小学校や独自の財源を持っている。同様に、人口1,000人未満の村でも地理的、歴史的な理由やその他の理由により、コミューンと見做されている。

一般的に、市やコミューンは、憲法や他の法律に抵触しない限り、地方の業務に関して最終的な権限を有している。それら固有の業務としては、上下水道、道路、広場、橋、公園、森林、レクリエーション地区、風致地区、市場、スポーツ施設、青少年センター、幼稚園、清掃事業、共同墓地、都市交通、駐車施設、牧草地などがある。市やコミューンは、地方一般の社会、文化、経済活動に関して業務を拡大することができる。つまり、旅行者のために快適な施設、低価格の住宅、休日の行楽地、社会サービス、健康施設、文化施設、灌漑、土地改良、地下水事業の提供、工業、商業関係の会社の設立、都市計画の立案、歴史的建物の修復、地方開発計画の企画立案などに関する業務が挙げられる。1984年法律第1416号では、県から地方自治体への権限の委譲、また、地方自治体と公的機関との契約の方式による業務の遂行ができるような規定が定められた。

市やコミューンには、また、基準を制定したり、消防団を設置したり、また、規則を公布したりするといったような一般的な行政に関して、副次的な権限、または、他の地方自治体と共同で行うという権限がある。市やコミューンは、例えば、公共施設に対する建築基準の設定というような、いわゆる地方自治体が責を負う業務に関する規則の承認を、州政府に対してしばしば要求している。

市やコミューンには、普通選挙（無記名の秘密投票）で選出される議員によって構成される地方議会がある。全ての市及び人口5,000人以上のコミューンには、選挙で絶対多数の得票数を得た候補者が、また、人口5,000人未満のコミューンには、相対的に多数票を得た候補者が当選者であり、それぞれ当選者名簿がある。議会の議員定数は、市の場合11人から41人、コミューンでは、7人から11人で、議員の任期は、それぞれ4年となっている。その当選者名簿のトップに掲載された議員は、市では市長に、コミューンでは首長となる。

一般的に、議会には次のような権限がある。市やコミューン及び公共施設や関係機関の予算、決算案を作成し、議会の権限内の事項について政策を決定し、地方税の税率や使用料を定め、公債を募集し、公共事業を決定し、公営企業（市の公企業の法的な枠組については、1984年法律第1416号で広がった）を設立、運営し、公益の問題について市長に助言を与えることなどがある。さらに、市議会では、議長は市議会議員の中から選出される。一方、コミューンでは、コミューンの首長が議長を指名する。

市の行政上の長は市長である。市長は、裁判所やその他の機関に対し、市を代表するとともに、議会や市長委員会（mayoral committee）での決定を実行に移す。市長は市の行政サービスを行うとともに、市長は市役所職員の長でもある。

一方、コミューンの行政上の長は首長である。市長と同様、コミューン議会での決定を実施し、裁判所やその他の機関に対してコミューンを代表するとともに、コミューンの行政サービスを処理する。首長はコミューン職員の長でもある。

市長や首長は、地方自治法（Municipal and Communial Code）や他の法律や特別規定によって、市長や首長に与えられた職務を処理する。その職務は2通りある。その一つは、国の代理として行う行政上の職務で、例えば、法令の公布や知事の布告を行ったり、住民の出生、婚姻、死亡の登録が挙げられる。もう一つは、市やコミューン及び執行機関としての議会の代理人として行う職務である。

人口10,000人以上の市には、市長が任命する3～6名の委員から成る市長委員会がある。この委員会には、予算を立案したり、決算を議会に提出する前の審査、財源の配分の決定といった事項の審議機関であるとともに執行機関でもある。職員のほとんどは、採用試験によって募集するが、こうした職員によって市長の職務が補助される。比較的大規模な市では、首席行政官としての事務総長が任命される。彼は、市長との契約により、市長の代理として職務を遂行する。1982年法律第1270号の規定により、市は近隣議会を、また、町はコミュニティー議会を選出することができるが、これらの議会には、市町に対し、その地域の事項に限り助言を与える権限が与えられている。

地方自治体には、業務を遂行するために、増税等の財源確保のための権限が与えられている。地方公共団体だけに認められた課税の対象としては、次のようなものがある。屠殺場、牧草地、水道水、公共度量衡の使用、共同墓地権、駐車施設、オイル・タンク、更地、ビール、広告、建築免許、宿泊者、事業利益、町の拡張、都市計画の変更、照明装置、舗道、街区、灌漑、土地の利用、廃棄物の処理などがある。これらに課税される税金は、独自の出納部局を持っている大規模な市を除いて、一般的に、地方公共団体に代わって中央政府が徴収している。

いくつかの税金は、中央政府の財源となる税金と一緒に徴収され、徴収額は、内務省により人口の割合に応じて、各地方自治体に配分される。この税金の課税対象は、次のとおりである。上水道、相続・遺産・贈与・持参金、不動産の譲渡、ビールの消費、輸入品、市やコミューンの公社が建設した建物、下水道、農産物の売買、不動産、自動車などがある（この徴収額の15%が地方自治体へ配分される）。

さらに、地方自治体は、中央政府から2種類の補助金の交付を受けている。1つは、経常運営費補助金であり、もう1つは、資本支出補助金である。経常運営費補助金の財源は、毎年、地方公共団体が貸付け資金預金（Loan and Fund Deposits）に預ける基金の残高から生ずる利息であり、人口、財政状況、地方の特殊事情を考慮した分配方式に基づいて配分される。資本支出補助金は、公共投資事業基金（Public Investments Programme）から、県の基金を通じて交付される。

また、地方自治体は、国、公的及び民間のクレジット会社、法定機関、外国のクレジット機関とローン契約を結ぶことができる。もっとも、外国のクレジット機関とは契約を結ぶことはほとんどない。

歳出の主な項目としては、給料・年金・報酬、市職員の社会保障費、水道事業、照明、道路清掃、輸送機関、施設の維持管理、投資、負債の償還である。

中央政府の地方自治体に対する統制は、広範囲に渡っている。市議会やコミューン議会の活動について、法的な監督を受けるため、知事に報告しなければならない。また、まれではあるが次のような場合には、必ず知事に提出しなければならない。つまり、地方公共団体やコミューンにとって損失の発生、資産の減少、例えば、30

年にも及ぶ負債の負担といった重大な財政負担、資産の売却、非入札契約、公債の発行等の場合である。その場合、申請受理後30日以内に知事により承認が行われる。30日を経過した場合には、承認されたものとみなされる。

人口50,000人以上の市では、訓令は知事の承認を受けなければならない（1983年9月3日大統領布告第331号）。取消しが行われる場合には、取消文書を受領して、または、市内の有権者や関係政党からの請求を受けて、それぞれ20日以内に、その理由を付して取消される。請求の手続きについては、規定があり、それによると、知事や国会そしてそれぞれ担当省も含まれている。

財政に関しては、監査評議会（Comptroller's Council）が、市やコミューンのすべての歳入歳出に対し、監査を行っている。この評議会は、義務的な業務がなされていない場合に、その支出を要求したり、違法と思われる項目を削除することができる。

さらに、財政力が弱い小規模の市やコミューンが、その権限内のさまざまなサービスを単独で実施できない場合には、中央政府が代わって施行している。例えば、公営企業、水道事業、灌漑事業、発電所、汚水処理システム、道路や橋梁などがある。しかしながら、市やコミューンは、それぞれの県にある工学部局（Engineers' Department）を通じて、技術的、財政的な援助を受けている。

前述のとおり、1830年、新しい国家が誕生して以来、ギリシアには中央政府の行政部門として県が存在していた。それぞれの県には、中央政府から任命された知事が、その長官として就任している。知事は、県における中央政府の業務を執行する調整者であり、公選議員及び官選議員から構成される県議会の補佐を受けている。公選議員のメンバーには、県内にある各州（eparchy）の代表者1～2名が含まれており、任期は2年となっている。しかし、1986年法律第1622号により、県には、

公選議員から成る議会及び議会の議員の中から選出された行政長官としての大統領を置くことになっているが、今までこのような大統領に関する選挙は実施されたことはない。法律第1622号によって、県議会には次のような機能が与えられている。

- 公共投資に関する県の計画の立案及び修正
- 県基金、農林基金、港湾基金に関する計画の承認、並びに県内にある公益法人の事業計画の承認
- 他の機関、国や公益団体、公営企業、並びに地域や国レベルの事業で県と関係のある農業銀行の事業に対する提案
- 県基金の予算の立案、修正に対する承認
- 県内の地方自治体に関する行政上の地方分権や権限拡大の研究
- 県レベルでの公共サービスや県内の公益法人に関する機能の研究、並びにその改善方法についての提案
- 文化、社会、開発事項やその他諸問題に関する調査、意見の具申
- 中央政府や他の機関の市やコミューンに対する補助金の配分に関する批評

1986年法律第1622号で、経済的、社会的な事業計画を執行する行政単位として、行政区が導入された。そこでは、中央政府から任命される事務総長が行政区の長として就任している。公選議員及び官選議員から成る行政区議会が長を補佐している。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

県（Prefectures）

市（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

長　官（Director General）
（大都市の場合）

市　長（Mayor）

市長の諮問機関（Mayoral Committee）
（大都市の場合）

市町村部局（Municipal Departments）

スイス連邦（スイス）

スイスはその地理と社会政治上の発展のために、国土の狭さにもかかわらず、かなり多様性のある国である。スイスの国家としての起源は、1815年に調印された条約に遡る。この条約によって、歴史上、それ以前から存在していたコミューン（communes）は、連邦という枠組みの中で、その主権を保持することとなった。1848年憲法のもとで、連邦がある一定事項に関する権限を与えられ、それ以外の事項については、カントン（canton）の権限の範囲内にあると見なされるような現在の国家形態が形成された。このような形態は、代表的な4つの言語グループと2つの主要な宗派を有する国家にとって、うまく適合している。

連邦レベルでの政府の主要な機関は連邦議会（Federal Assembly）であり、これは次のような二つの議会から成っている。つまり、議員が比例代表制によって、直接選挙される国民議会（National Council）とそれぞれのカントンが二人ずつ代表を出す全州議会（Council of State）である。行政上の権限は連邦内閣（Federal Council）に存する。連邦内閣は、連邦議会により選任される7名の閣僚から構成される。また、毎年、連邦大統領（President of the Confederation）が連邦内閣の閣僚の中から連邦議会によって選任され、連邦内閣を統括する。連邦議会はまた連邦裁判所（Federal Tribunal）判事を任命する。

国の行政区域は23のカントンからなり、そのうち3つのカントンは半カントン（half-cantons）に細分される。それぞれのカントンはその内部機構を決定できるので、いくつかのカントンは、地方（Bezirke, Kreise, arrondissements）が存在し、それぞれの地方は行政府を有し、議長あるいは長官により統治される。国内には、約209の地方が存在する。地方では、カントンはコミューンに区分される。コミューンはその大きさ、人口、資源において、相当変化に富んでいる。政治コミューンに加えて、他の様々な種類のコミューンが存在する。このように、コミューンから起源を発する人が構成する市民コミューンは、大多数のカントンにおいて、政治コミューンと同じ領域内で、共存を続けるのである。教会コミューンあるいは教会

区（Kirchgemeinde, commune paroissale）は同宗派に属するコミューンに住む人々から成る。学校コミューン（Schulgemeinde, commune scolaire）は教育を提供する。さらに、公的援助、水利管理などの目的のためのコミューンも存在する。地理的に同じ範囲内にいくつかの違うタイプのコミューンが共存しているのが、スイスの顕著な特徴である。

―市町村（Communes）―

スイスでは3,000以上の市町村が、政治制度を創設し、自治権の範囲を自ら決定するカントンの創造物である。市町村は一般的に二つの機関を有する。つまり、立法府及び団体組織化された行政府である。かなり大多数の市町村（一般的にそれほど人口密度が高くない）においては、立法府は選挙人集会（Gemeindeversammlung, assemblée communale）である。その集会は、定期的に開かれ、コミューンの最高機関となる。直接民主主義というスイスの典型的なシステムによって、概して国民は、市町村に関する規則、予算、財政的決算、公債の発行、不動産の取得及び処分、執行部へのメンバーの選任などの事項について、慎重に検討し、承認することが要求されている。人口密度が高い市町村、特にタウン（town）は、コミューン総会の代わりに、比例代表制又は単純多数決制によって選ばれる任期4年のメンバーで構成されるコミューン議会を設置できるかあるいは設置しなければならない（設置しなければならないかどうかはカントンによっている）。このことと関連して、あるカントンでは統一的な制度をあらゆる市町村に強制する一方で、その他のカントンでは地域の選択権を与えている。

地方レベルおよび国家レベルを通じてのスイス政府の特徴のひとつは、住民投票（referendum）や住民発議（initiative）のような直接民主主義の採用である。住民投票制度によって、一般的なコミューンの利益に係る一定の決定あるいは重要な支出にかかわる一定の決定が市民投票にゆだねられる。また、住民発議は、住民に市

町村の活動に対して提案を行う権利を与える。それぞれのカントンの法律で規定される規則及び手続きにより、一定の状況下の一定の事項に関して、これらの制度が必須とされる場合もあれば、そうでない場合もある。

市町村の事務及び責任がカントンごとで異なる一方で、概して、地方政府は内部機構、財務管理、市町村財産の管理、都市への自由の付与、広い意味での警察活動、例えば、法律命令の遵守、市町村財産の使用、交通の管理、健康衛生、事業に対する規制、防災対策、建物の管理、市民防衛など、地方に関する計画、公益事業、公共交通、公共事業、上水の浄化及び供給、廃棄物処理、スポーツと文化活動について、自主的決定権を持つ。

市町村はまた廃棄物処理、土地利用計画、水供給、教育のような、あるいは複数の公共サービスを提供する目的で、他の市町村とともに、共同で、自発的に、組合を作ることができる。最後に、市町村は連邦（confederation）にかわって、記録及び市民名簿の管理といった事務を実行する責任を負っている。

一般的にスイスの市町村行政は、ドイツ語圏では、Gemeinderat あるいは Stadtrat と呼ばれ、フランス語圏では、municipalité, conseil communal, conseil municipal あるいは conseil administratif と呼ばれ、テイチーノ州において、municipio と呼ばれる委員会あるいは組織体が行っている。この組織は4年任期で直接選挙される3名から9名のメンバーから成る。委員会の長（Gemeindeprasident, Stadtprasident, Gemeindeammann, maire, syndic あるいは sindaco）はそのメンバーの中から互選されるか、市民によって選挙されるか、コミューン総会かコミューン議会により選任される。通常、長は primus inter pares と呼ばれる。

スイスの市町村の財源はカントンによって異なるが、主として、所得税、富裕税、不動産税からなる。概して、これらの税はカントンによって課される同様の税であるが、免税額、税率などの主要な相違点がある。この枠組みの中であれば、市町村は課税税率を自由に設定できる。所得税及び富裕税は「centimes additionels」と似ており、課税客体及びカントンの税率を基に計算され、市町村が税率の決定を行う。さらに、市町村は第三者による寄付や当座の売買などからの収入のみならず、

公有会社、電力会社、商業銀行及び貯蓄銀行からの収入（利息、配当、賃貸料、株式）を受け取る。もうひとつの重要な収入源は連邦からカントンへの譲与金、カントンから市町村への譲与金である。一般的に譲与額は市町村の財政能力と対象となる公共サービスに対する連邦及びカントンの判断により決まる。経常支出に対する補助金の種類としては、教育、健康、社会保険、交通、エネルギー、財政上のサービスに対するものがある。一方、資本支出に対する補助金としては、教育、環境保全、国防、水路や雪崩防止用設備、交通、エネルギーに係る事業にための補助金がある。さらに、市町村は国内資本市場及び海外資本市場の両方から、資金を調達できる。国内資本市場からの資金調達には、連邦借款問題監視委員会（Federal Loan Issues Control Commission）の承認が必要である。

実質的に補助金が交付される活動について、ある程度、行財政上の監督ができる以外は、どの機関も、市町村に対する完全な行財政上の監督権限を有しない。一般的に、監督権は、決定の法的適合性及び財政運営の合理性に関するものである。非合理的な財政運営あるいは財政上その他の規則違反がある場合は、単なる警告から、決定の無効、委員会の解散、直接、行政運営を引き継ぐ行政官の指名までに至る手段に関する条項が法律で規定される。しかしながら、そのような行動が実行されることはほとんどない。

政府組織の類型

連邦共和国（Federal Republic）

州（canton）

地方（Districts）

市町村（Municipalities）

半市町村（Sub－municipal Units）

議会を有する市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）　　行政府（Board）

部　局（Communal Departments）

議会を持たない市町村政府の構造

コミューン総会としての全有権者（Electorate as Communal Assembly）

行政府（Board）

部　局（Municipal Departments）

スウェーデン王国（スウェーデン）

スウェーデンは長きにわたり、ヨーロッパ諸国の発展過程において指導的な役割を担ってきた。また、特にフィンランド、ノルウェー、デンマークといった近隣の国々と深い繋がりを持っており、これらは交易のための共同体的国家から中央集権国家に変革した国々である。スウェーデンにおける産業革命は、他の諸国よりも遅れて起こり、19世紀末においてはヨーロッパにおける後進国のひとつとみなされていた。しかしながら、今日におけるスウェーデンは、おそらく世界において最も富が公平に分配され、かつ最も高い生活水準を持つ先進的な脱工業化社会であろう。

スウェーデンは一院制の議会（Riksdag）を持つ立憲君主国家であり、議会が首相を指名する。行政目的から国家は24の県（län）から成り、そのうちの一つがストックホルムである。それぞれの県には、中央政府から指名された知事（landshövding）がおり、政治的代表（県議会、あるいは市議会から指名される）から構成される「14人理事会」（länsstyrelse）と市政府が知事を補助する。県は直接的に国家を代表し、いろいろな国家機関の業務を処理している。

スウェーデンの地方政府は、広域地域レベルにおいては県（county）であり、地域レベルにおいては市（municipality）である。稀な例を除けば、政治的な意味における県（地方自治体としての）と行政的な意味における県（国の機関としての）の地域は一致している。しかしながらこの二つは明確に違う機関なのである。ただし、だからといって、このことが（県の間の）統合や協力の妨げにはなっていない。地方自治体の分野と同様に国に関連する総合計画を処理するのも県行政理事会（county administrative board）の職務であるが、その一方では、現在、県議会（county council）が国家行政理事会（state county administrative board）の理事を指名（県知事を除く）し、また、いくつかの執行理事会（excutive board）の理事も指名するのである。県行政理事会は県議会に命令を発することはできず、また市町村に対しても上位の権限を持つものでもない。いわば、この二つの地域単位の地方政府は、それぞれ違う職務をそれぞれ独自の権限により行っているのである。

1952年にスウェーデンは、地方自治体の再編成に乗り出し、当時、2,500あった市町村は半分近くに減少した。さらに、それに続く合併、統合が1962年から1974年の間に行われ、その結果現在284の地方自治体が財政的に存立し、その住民たちに高いレベルの行政サービスを提供しているのである。また、スウェーデン教会の地域組織である教区（parish）が国全体に存在し、それらは教区統治法（Parish Governance Act）に従い、統治されている。

－市町村、県（Kommuner, Landstingskommuner）－

スウェーデンにおける地方自治体は憲法（Constitution）により、定められており、それによると、地方自治体には決定権の行使と徴税についての権限が与えられている。県も市町村も共にその成り立ちは1862年の地方自治法（Local Government Ordinance）に遡り、その際、中世の教区の境界を基として、地方の市町村区域が定められ、自治政府の地域機関としての議会が導入されたのである。市町村と県の職務と権能は1977年の改正地方自治法（Local Government Act）に規定されている。この法律では地方政府の職務について二つの区分けをしている。一つは、市町村と、県の一般的権限内のことであり、もう一つは、特別法の制定に基づいて生じる職務についてである。また二つのレベルの（自治体）の権限の分担は、市町村はその地域内の住民の生活に共通に関連する職務を行い、県はより多くの住民を対象とし、それらの住民が必要とするをサービスを行うという原則により行われている。

自らの地域に関する一般的な業務権限ということに関して言えば、市町村は文化、余暇に関する業務を行っており、また、例えば街路や道路、公園、交通網の整備や上下水施設の設置、あるいは電気の供給などがその権限に含まれるのである。通常、義務として特別法に規定され、市町村に課せられる職務は、主に、学校教育、社会保障、公衆衛生、住宅建設、総合計画、防災政策に関することである。

学校教育制度は市町村に属する業務の中では、最大で、最も重要な業務の一つで

あり、大学より下のレベルの教育は、事実上、市町村から提供されているといえる。もう一つの重要な業務としては、社会保障が上げられ、これは子供から老人まで対象としたものである。さらに、公衆衛生、環境衛生に関すること、また運動、文化両面にわたるレクリエーション政策、さらには、広い意味における土地利用計画、公共事業及び公営企業についての職権を持ち、また、県議会とともに公共交通網に関する業務を行うものである。

県の主な業務は医療政策である。数としては少ない個人病院や県及び市町村の議会制度には含まれない三つの市町村の病院を除けば、国内の病院はすべて県立である。県はまた、病院治療や外来患者センター、精神薄弱者のケア、公共の歯科治療、公共の病気予防対策、妊婦と子供のためのヘルスセンター、また看護サービスや、健康に関する専門的な研修の提供を行っている。また、最近では文化活動や公共交通網に関する職務も行うようになった。それぞれの市町村と県は議会（kommunfullmäktige, landsting）を持ち、その議員はそれぞれの地方議会が決めた、定員の1／4に当たる補完議席（調整配分議席）の他は、全国の成人による3年ごとの比例代表選挙によって選ばれる。1976年からは、スウェーデン国民ではないが、選挙年に先立つ3年間の11月1日現在で市民籍を持っている人々にも、地方自治体の選挙に投票できる権利が付与された。このような人々はまた議会における被選挙権も持つのである。市町村議会と県議会選挙は国会議員の選挙と同じ日に施行されている。

議会の規模は人口に大きく拠っていて、市町村議会では31人から61人であり、県議会においては31人から101人である。ストックホルム市議会とストックホルム県議会はともに101人の議員で構成されている。議員の数は常に奇数にしておかなければならず、地方自治法に定められた最少定員を基に各地方自治体がその定数を決めるのである。法は市町村議会と県議会に少なくとも年に4回の定例議会を開催するよう定めているが、実際には、市町村議会は年間10回から12回開催されており、県議会はそれよりやや少ないにしても、それでもかなり頻繁に開催されている。そして議会はだいたい公開で行われる。

市町村議会と県議会の職務には次のようなことが含まれる。予算の採択、経済に

関する重要裁決、税率の決定、市町村・県が行うサービスの手数料の決定、市町村・県が行っている公営事業の監督、監査人の指名、委員会の委員定数の決定と市町村あるいは県の行政政策に関する他の見地からの決定、中央政府や県行政理事会、国家行政理事会の諮問機関としての機能、などである。限られた範囲において、議会は行政委員会や他の委員会にその職務に関する幾つかの決定権を与えることができるが、原理原則に関することや、その他、重要案件に関わることはその中に含まれないのである。それぞれの議会は自ら定める任期中における議長を議員の中から選出する。議長は議会を統括し、市町村あるいは県の公式な代表としての役割を務めることとなるのである。

地方自治法の規定によれば、地方行政に関する全体的な権限は、それぞれの地方議会の中から選出された最低5人の委員で構成された執行委員会（kommunstyrelse, förvaltningsutskott）に与えられている。この委員会は議会における政党の勢力に従い構成される合同の委員会であり、その議長は多数を占める政党から選出される。

地方政府における最高行政機関として執行委員会は次のような重要な職務を担っている。行財政の統括、予算の作成、他の委員会の活動に対して異議申し立てをしたり、推薦や提案を行ったり、あるいは委員会からの声明や情報を要求するといった形での指揮監督、現在関心の高い案件の議会への提出、情報提供活動（他の委員会にその権限がある事項を除いて）、合理化に関する職務、市民と議会との調整業務、などである。また、執行委員会に最終的に、いくつかの義務的職務に関する責任を与えている特別法がある。例えば、防災を担当する委員会が特になく、この事に関して他のどの委員会も担当していないとすれば、執行委員会が防災委員会としての職務を行わなければならないのである。執行委員会が持つ他の委員会を監督指揮する権限については、公式に諮問を行ったり、助言をしたり、指示をすることに限られている。また、もし、必要があれば行政委員会は、その職務をより効率的に処理するために、小委員会（sub commitee）に分割されることもある。

執行委員会に加えて、それぞれの市町村は特別法に基づき、特別な事項を所掌する委員会を設置しなければならない。例えば、教育や公衆衛生などについての委員

会である。執行委員会と協力しながら、これらの特別委員会はその職務に関して、日々の業務を行う。例えば、議会へ提出する議案の準備、議会決議事項の執行、法律や条例に基づき自ら決定を行うこと、などである。これらの委員会の委員は議会により、議員の中、あるいはそれ以外の者から選出される。委員会はそれぞれ独自の職員とその長を持っている。しばしば、ある職務について権限を持つ特別主任が指名されることがある。

県のレベルにおいてもまた、特別法で特定の職務に関する委員会を置くことが規定されている。医療や歯科治療制度に関することなどである。県議会にはまた人事、教育、建設と収用、地方の高等学校に関するのための委員会がある。

近年、地方政府の権限がより拡大し、地方自治体がより行政的な機関として発展してきているので、地方レベルにおいて執行委員会やその他の委員会の委員長のような、常勤の政治的代表を持つ必要が出てきている。市町村や県においてこのような職に適任である人物を指名できるように、地方自治体では、市町村あるいは県のコミッショナーとして知られる委員に対してその給料と退職金を支払う権限が与えられている。大きな地方自治体の重要なポジションには、少なくとも2人あるいはそれ以上のこのような代表がいるのが普通である。

現在、市町村の経費支出の約半分が教育と社会福祉に向けられており、その一方で、県議会予算の約85%が公衆衛生と医療政策といった特定目的のために支出されている。地方自治体の収入源は主に三つのタイプに分けられる。最も大きなものは市町村と県ともに不動産税を含んだ地方所得税（local income tax）で、それぞれの収入源の約42%、60%を占めている。税率は、その地域の所得のある人の課税所得の割合であり、所得に比例して課せられ（国の所得税のような累進税ではない）、税額は自治体によってかなり異なる。地方税の課税評価と課税及び徴税は、国の所得税と教会税とともに行われ、国税部局の権限に属する。しかしながら、課税評価委員会（tax assessment committee）の委員は市町村議会によって指名される。税による総収入は、国の県理事会の手によって、県、市町村、教区に分配されるのである。1986年の初め、国では市町村税収の最大18%に当たる額について供給する

ことを保証している。それは富裕市町村により支払われた負担金からなる特別補助基金から供給されるのである。

次に大きな財源は、国の補助金である。これは市町村の歳入の26%、県においては17%を占める。この補助金の一部分は、医療介護や教育、児童福祉、というような特定目的に対する財源として交付され、また一部分は市町村議会や県議会が必要と思われる事項に使用できる一般運営補助金である。この一般運営補助金の大部分は市町村と県議会に支払われる税均等交付金からなり、これは税収（住民の総課税所得）の少ない地方自治体に交付される。最近ではまた、部分的に、国により交付される市町村税収均等化交付金(tax equalization grant)も導入されている（前段参照のこと）。

市町村の収入として比較的大きな割合（約19%）を占めるのは、各種の料金である。これは主に公営企業体からの収入であり、平均して運営コスト（＝費用）の90%以上が料金収入である。また、この中には、各種公共料金（電気、水道、暖房、下水道設備）や、保育園や老人介護費などの利用者から支払われる料金が含まれる。

この国の国家と地方政府の関係は、数多くの行政を執行する上で、互いにいつも共同して行っている、という点で特徴づけられる。地方レベルの政府間においては、仕事分担の変更が頻繁に行われる。公共活動の全体の大枠を決定をするのは中央政府と国会の役割である。一般的に、このような制限のもと、市町村及び県議会は与えられた大きな自由裁量権を活かし、地方の実情にあった公共施策を具体化し、押し進めていく必要がある、といわれている。

地方政府とその職務について規定した国の法律にはいろいろなものがある。地方自治法では地方政府の職務についての一般的なガイドラインと公式な手続きを定めている。教育、社会福祉、住宅建設、都市計画、防火対策等に関する特別法では、こうした行政に係る地方政府の職務についてより詳しく規定している。これらの規定は、国補助金規則の一部とも言える。というのは、市町村議会及び県議会は、各種法律にしたがってそれらの職務を行うという条件により、国からそれに関連した事業に関する補助金が交付されるからである。現在、国の地方政府に対する監督機

能は弱まってきているが、都市計画に関連する地方政府の決定は、中央政府の地方機関である県執行部により承認されなければならないというような点で、その影響力が残っている。

最近の趨勢として、地方政府の職務に関してあまりにも細かく規定した規則は廃止されてきている。このような努力の一貫として9つの市町村議会と3つの県議会がこの4年間に及ぶ自治行政試行事業（Free Commune Pilot Project）に参画している。この事業により4年間の間、これらの団体は地方の状況に合った解決策を検討するために、いくつかの規則による規制を免除されているのである。例えば、委員会の数の決定や補助金の使い道についてである。1988年以降、この試みが評価され、そして地方自治法や他の特別法がその結果として改正されることになるかもしれない。

1979年の特別法により、市町村はその地域内における地方委員会（kommundelsråd）を設置することが出来るようになった。このような地方委員会は、しばしば教育、社会福祉、公衆衛生や環境問題等（これらの事項は、中央（市町村）委員会の代わりとして地域にとって重要な仕事である）に関連する事項を統一した方法で所掌する。これらの地方委員会の委員は市町村議会により選ばれる。委員会の主な目標は地方レベルでの民主主義を強化することにある。この改革の結果として、地方レベルにおけるいろいろな市町村職務間の調整を助長する可能性がある。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

県（Counties）

市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議会（Council）

執行委員会（Executive Committee）

常任委員会（Obigatory Committees）

特別委員会（Optional Committees）

市町村部局

（Municipal Departments）

スペイン

スペインは、地中海の西端にあるため、古来諸外国から多くの政治的、文化的影響を受けてきた。ローマ帝国の植民地であった時期の初期にムーア人が侵入してきたが結局700年後にはスペインから追い出された。その後いくつかの小国家が建国された。これらの国々は15世紀に次々と統合を重ね、スペインの国力は、ヨーロッパ或いは新世界の中において頂点に達した。このようなスペインの黄金期の後、宗教、経済、領土に絡む戦争や2つの内乱が次々と起こりスペインの国力と権威は急激に衰退していった。1931年君主制が廃止され、共和国が誕生した。1936年から1939年まで市民戦争が発生し、引き続きフランコ将軍による独裁制がしかれた。1975年、独裁者であったフランコ将軍が死去しフワン・カルロスが国王となった。その後徐々にではあるが、民主主義が定着してきた。1978年12月、新しい憲法が発布され、この憲法の中で立憲君主制が宣言された。国王は首相その他の閣僚を任命するが、任命は形式的なものであり、最終的には二院制の国会の承認を要する。

スペインは、その主たる領土に加え、地中海のバレアレス諸島、大西洋のカナリー諸島、そしてアフリカ北部の飛び地からなっている。1978年憲法の下政府の新しい形態が導入された。中央集権体制に代わり、現在においては地方分権が進行中である。スペインの行政は、次の3つの階層からなっている。

地域（local）　［市町村（municipality）、県（province）を含む］

地方（regional）［自治州（autonomous community）］

中央（central）

― 市町村（Municipios） ―

スペインの市町村は古代に発生した集落、ムーア人の離散後形成された集落、及び再定住特許状に基づいて作られた集落のいずれかである。後にその境界は地理的、

経済的或いは町の計画、主要公共事業といった要因によって決定されている。現在、国内には8,000以上の市町村がある。地方団体の基本的な仕組みについては1985年の地方自治法（Local Government Act）に規定されている。今後自治州が地方自治法を適用するにつれ、市町村の法律的な地位が高まっていくことが期待される。

各市町村には議会があり、その議員数は最低の5人（人口250人以下）から25人（人口10万人）の範囲である。10万人以上の団体については、人口10万人につき1人の議員が追加される。また議員の全体数が偶数の場合にはさらに全体数に1人が追加される。議員の任期は4年であり、比例代表制に基づいた直接選挙によって選出される。首長の選出方法は2通りあり、過半数を得た党の首長か過半数までいかなくても多数党の党首が首長になる場合と、住民により直接選出される場合とがある。

5,000人以上の住民を有する市町村の議会は、首長と首長から任命された議員からなる実行委員会を有する。実行委員会の委員の数は議員全体数の最高で3分の1まで認められている。多くの議会には、様々な公益に関する事項を調査し、それについての勧告を行う委員会がある。しかしながら最終決定は、一般的に議会によってなされる。

首長は議会を招集し、統轄し、会議事項を決定する。また予算を編成し、歳出を執行し、最終的に決算を提出する。さらに首長は市町村を代表し、議会決定事項を執行し、日々市町村を行政を監督する立場にある。

日々の行政の調整及び首長の補佐役として事務総長が市町村によって任命される。この職員は、競争試験によって選ばれた地方公務員の全国組織（national corps）に所属する。この組織には、市町村の監査官、収入役及び指揮者などが含まれる。

市町村の権限は、法律によって一般に規定されており、理論上は国が特に留保した業務を除き、いかなる業務もできる。しかし、現実には市町村の活動は、上位の行政機関から受ける財政援助によって制限されている。

市町村の行政の中には、都市衛生、下水処理、照明設備、駐車場、公園管理、市町村財産管理、共同墓地サービス、都市輸送、公的扶助、都市交通警察、競技会や

展示会などがある。また上位行政機関と共同して行使される権限の中には、都市計画、住宅供給、スポーツ、教育及び文化、市民保護、観光、博物館や名所旧跡、海岸、財テクなどが含まれる。

市町村の主要財源は、事業（税額は企業の所在地や規模によって決まり、所得とは関連しない）や資産（もともとは中央政府の税であった）に課せられる税金、個々のサービスに対する手数料、一般的補助金、資産からの収益、資本支出に対する借入金等である。なお、新税制が導入される予定である。

例外的なケースだが、市町村の活動や意思決定に監督官庁の同意を要することがある。議会によって同意された住民投票は、政府の承認が必要で、市町村の決定が重要な国益に関わる場合、非合法である場合には行政訴訟の最終判決を受けることを条件として政府は議会決定の履行を見合わせることもある。新地方自治法の下、中央政府と地方政府間の連絡調整及び協力のため、スペイン地方団体協会（Council of Local Authorities of Spain）が設立された。この協会は、法人格をもち独自資金を有し、政府、自治州及び地方団体の代表者からなる理事会を有する。協会の業務としては、地方行政に関する全議案及び命令について意見を与え、政府に提案を行う。また地方行政改革についての検討や地方団体に対する政府の財政援助に関し、その基準設定を手助けすることも含まれている。

いくつかの自治州においては、市町村は伝統的にさらに細分化されている。すなわち自然発生的な集落とその複合体が市町村の下にあり、前者は独自の性格と名前をもっている。一方後者は集落と市町村との間の中間的な存在であり、法人格を有し、議会又は首長や選出議員で構成される実行委員会の統治を受けることがある。

近年、スペインの大部分を占める小さな規模の市町村では、共同で公共事業や公共サービスを計画実施したり、職員の人件費を分担するために任意または義務設置の市町村連絡協議会を結成している。歴史的経緯から共同で資産を管理する様々な市町村連絡協議会も存在している。

さらに4つの都市圏があり、そこでは特別の自治体が数多くの広範囲な重要案件に対処すべく設置されている。マドリード、バルセロナ、バレンシア、ビルバオ等

である。この自治体の行く末は、その地域の自治州の決定いかんにかかっている。

県（Provincias）

スペインには、現在50の県が存在しており、それは1927年9月の国王の命令によって設置されたものであるが、実際は1833年の命令にまで遡るものとされている。憲法によると、県は市町村の集合体であり、かつ法人格をもつ。その境界は歴史的、地理的、言語的、文化的、社会経済的そして教会をも考慮に入れて決められている。県の境界の変更は、国会の承認なしには行えない。

それぞれの県には、県知事（President）及び議員から構成される議会がある。その規模は25人（人口50万人）から、31人（人口100万人以上）までとなっているが、マドリード、バルセロナは51人以上の議員がいる。これらの議員は、比例代表制を基礎として市町村議員の中から選出されている。議員は、議員の中から第1回目は絶対多数で、第2回目は単純多数決で県知事（副知事も含む）を選ぶ。

県知事と県知事に任命された県議員数の3分の1までの議員で実行委員会を構成する。議会はまた必要に応じて、公益に関するさまざまな重要事項について調査し、勧告を行う各種委員会を設置する。

県の主な行政に中には、地方道路、農業、牧畜、林業、公的扶助、医療サービス、文化、競技会、展示会などがある。県はまた市町村が実施する公衆衛生、照明、消防サービスが十分実効あるものとなるよう市町村議会に対し、技術的、経済的支援を行う。県における第2の権限としては、エネルギー、水事業、信用機関の設置などを政府と共同して行うことである。県は市町村と同様、特定目的のために、或いは特定業務を実施するために他の機関と協力することもある。

実際には県は市町村と同様に財政不足からその活動が制限されている。財源は市町村と同様に、個人商品やサービスにかかる税金、資産税、政府の一般及び特定補助金、借入金などである。また、県議会やその職員の活動に対し、政府がコントロー

ルすることも市町村の場合と同様である。

独自の業務に加えて、県は政府から委任されている業務、例えば政府の助成対象とされている市町村事業の支援や、政府に代わって実施する技術的活動のような業務を行う。県にある常任の中央政府の代表者は、官選知事（governor）であり、内務大臣の発議により、任期無制限で閣議によって任命される。官選知事は、中央政府の事務に関し、県の職員を指導し、調整を図ったりする最終的な責任を有する。これらの職員は、中央各省の事務を執行するにあたっては、いくつかのグループに集められる。県政府委員会が官選知事をアシストする。現在県の行く末については、不透明である。県の存在は憲法の中でうたわれているが政府の再編成やいかなるレベルの団体に権限を再配分していくべきかを考慮すると、県の立場はきわめて流動的である。

中央政府の権限を地方レベルに分散させる動きは、スペイン共和制の時期に始まり、1932年にカタロニア地方に、1936年にバスク地方に一定範囲の自治権が認められた。しかし、この分権化への移行は1936年から1939年の内乱により中断された。約50年が経った今日、国土は17の自治州に分けられている。これらの自治州は次のように県が集まって構成されている。

- 共通の歴史的、文化的、経済的特性によって隣接する県が自発的に結びついたもの
- 島しょ部分
- 歴史的地域特性を同じくする県がまとまったもの
- 各県或いは島しょの有権者の少なくとも過半数を代表する市町村の3分の2の意思によるもの

自治州は、国会の主導によって作られ、上記の条件を満たさないもの、県の組織に属さないものもある。また憲法上いかなる場合にも自治州が連邦を作ることは認められない。しかし、自治州は各法令の条項に基づき共通のサービスの運営実行に関し相互協定を結ぶことができる。その他の自治州相互間の協定は国会の承認を必要とする。

各自治州には従前から自治組織が作られており、自治州出身の国会議員からなる自治州議会がある。自治州議会は最初に自治州の憲法を承認する。自治州憲法議案は続いて、自治州全体の住民投票を受け、最後に国会によって承認される。自治州憲法は各自治州の社会経済、文化その他の条件に合わせて作られ、国の憲法の条項と、人事、予算を留保しようとする中央政府の意向に影響される。自治州の権限には、市町村の境界の変更、土地利用計画、地域計画、住宅、自治州レベルでの広域公共事業、観光、農業、畜産、林業、環境保護政策の実施、河川湖沼の管理、重要な歴史的記念物の維持管理が含まれる。主として移管、委託、代理等により、国と分担している業務もある。国と自治州の関係について、憲法が規定している2つの原則は次のとおりである。

(1) 文化の振興は国の本質的な機能である。

(2) 国法は全体の利益を守る手段として自治州の法を補完するものである。

現在のところ、国から地方への権限委譲はほぼ完了している。

各自治州は、独自の裁判所と自治州議会あるいは立法議会をもっている。議会のメンバーは、4年の任期で住民全員の投票により比例代表の原則に基づき選出される。議会はメンバーの中から州知事を指名し、州知事は閣僚を任命する。州知事は国王の命により正式に任命される。

憲法は自治州が財政的に自立することを保証している。このようにして自治州は独自の税（財産、ギャンブル、小売業、特定消費財及び財産の譲渡等に課せられる）、国税の一部、自治州相互間の調整基金の資金、直接補助金（住宅等）を得ている。

しかし、自治州の財政問題は未だ解決していない。中央政府は次のような機関を通じて自治州をコントロールしている。

(1) 憲法裁判所自治州の法令の合憲性に関わる事柄について

(2) 中央政府枢密院(Council of State)との協議を通じて

(3) 行政訴訟の管轄機関自治州の行政及び規則に関じて

(4) 監査機関財政、予算関係

行政の専横に対するコントロールもある。中央政府は、憲法、法律上の要請を果たしていない、あるいは国全体の利益を侵害する行為を行ったかどで州知事を非難し、しかる後に必要な手段を講じることができる。

自治州レベルでは、政府の派遣職員の下で国の行政が行われる。彼はその自治州における中央政府の常駐の代表であり、国の地方事務所を指導し、調整する責任を負っている。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

自治州（Autonomous Communities）

県（Provinces）　　市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

執行部（Board）

（市長（Mayor）を含む）―― 事務総長（Secretary）

市町村部局（Municipal Departments）――

デンマーク王国（デンマーク）

デンマークはヨーロッパの国々の中でも、最も小さく、比較的人口密度の高い国の一つである。その立地から言って、国の北部はスカンジナビアと歴史的な繋がりを持ち、また同様に、その南部はヨーロッパ大陸と繋がりを持っている。14世紀の初め、デンマーク、ノルウェー、そしてスウェーデンが一つの王政国家であったが、まずスウェーデンに始まり、1814年にはノルウェーがそれぞれ独立国家となったのである。

デンマークは一院制の議会と首相を持つ立憲君主国である。全国民の３／４が都市地域に居住し、約１／３が首都であるコペンハーゲンとその近郊に居住する近代的福祉国家である。

デンマークの政治体制は1894年の憲法で基礎ができたといえる。他の条項の規定とともに、憲法では、当時は教区であった地方自治組織に対して、ある程度の独立を保証していた。その後、地方政府制度が拡大し、県（カウンティ）とその周辺および都市部の市町村を含むようになった。1950年代には、地方政府の組織と行政について、より統一する必要が叫ばれた。調査研究のための期間が続き、その後、1960年代の後半に、次の３つの原則に基づく、一連の改正の最盛期を迎えるのである。その原則とは、効率的な財政運用を行っていける地方機関の設立、一市一地方政府の原則、市町村統合における地方尊重の原則である。

1970年４月１日の地方自治改正法の公布により、県は24から14へと減少し、市町村は1388から275となった。現在はすべての市町村が県の一部であり、それぞれの県には５から32の市町村がある。

この改正に含まれていないのは、コペンハーゲン市及び同県、そしてフレデリック市であり、これらは特別の地位にある。これらの都市は大コペンハーゲン議会法（Act on a Greater Copenhagen Council）と大コペンハーゲン地域計画法（Act on Regional Planning in the Greater Copenhargen Area)に基づき、地域を統治しているのである。

― 市町村、県 ―

改正法の適用と同時に、新地方自治法が公布された。（改正、1968年5月31法律第223号）この法律では、地方議会及びその他の機関の組織や職務について簡素化し、組織化し、近代化するための規則を定め、また、都市と地方の機関の間の行政的差異の解消や、市町村と県に関する多くの特別法の公布制限について定めたのである。

この改正の重要な視点は、中央、地方、地域の各レベルの政府の職権はそれぞれの地域にのみ限られるという原則に基づき、その職務を再分配するという点にあった。2つの下位の政府レベルについて言えば、純粋に地方レベルにおいて取り扱うことができる一般業務については市町村が処理し、より広域にその影響が及ぶ事項については県が所掌するものとされた。

地方で担当する職務は義務的事務と任意的事務の2種類に分けられる。前者には、未婚の母と身体障害者に対する助成や、児童に対するデイケア施設の提供、失業者対策などの社会福祉業務が含まれ、それらは中央政府からの資金の運用により行われる。県と市町村ではその地域において、多くの同じような施設を運営している。

地方政府はまた、教育について所掌している。市町村は小学校、県は中学校を提供し、さらに双方とも社会教育についての提供を行っている。

公衆衛生に関して言えば、県はすべての病院を運営し、医師を提供する。また、市町村は健康増進施策や児童に対する歯科医療、家庭内介護サービスを所掌している。

道路の建設やその保守管理は、道路の規模や重要性によって、3つの政府レベルにそれぞれ振り分けられている。環境政策に関する職務も地方政府の職権に属し、自然の保護管理計画、廃棄物処理、上下水施設整備に関していえば、中央政府の管理のもと、地方政府が行っているのである。またさらに、市町村と県は、特に若年層あるいは長期の失業者対策を行っている。

任意的事務の中には、文化、スポーツ事業や、公共交通体系、公営企業や地域開

発に関する職務がある。

それぞれの市町村及び県は議会を持ち、その議員は4年任期で、比例代表選挙で選出される。それぞれの議会は自らその定数を定めるが、その数は奇数で、市町村では5から25、県及びオデンス(Odense)、アーカス(Århus)、アールバーク(Aalborg)指定市では13から31の間である。

それぞれの議会では議員の中から、議員として在職している市長と、求めに応じて1人あるいは2人の助役を選出する。市長は議会議長及び地方政府の首長を兼任する。またさらに市長は財政委員会(finance committe)の委員長をも兼任する。この委員会は議会が設立する最も重要な常任委員会であり、議会の財政、会計を所掌し、また財政に関する権限を持つ。

財政委員会に加え、議会は幾つかの常任委員会を設立することを求められており、その組織と権限は地方の条例に規定されている。これらの委員会は、市町村事務について議会を代理して執行し、決定し、また、議会に対して重要な議案の提案を行う。議会はまた、特定の職務を執行するために特別委員会を設立することができる。

地方自治体は公共経済全般に大きな役割を持っている。地方自治体は公料金とその利息を徴収するとともに、比較的安価な財産に対する課税権を持ち、それは地方自治体にとって主な財源となっているのである。しかしながら地方自治体収入の約50%が中央政府からの一般補助金、あるいは特別補助金に拠り、後者は一次的には社会福祉事業と密接な関係を持っている。最近、デンマーク議会(Folketing)は、数多くの社会福祉事業の財政システムを修正する法改正を行った。今現在、国民の社会福祉に関する事業は市町村あるいは県の職務であるが、それに関する費用の一部は、中央政府からの特別補助金により部分的にまかなわれている。新法により、社会福祉事業は広域あるいは地域の地方政府の職務とされているが、1987年から地方政府の財政を補助する特別補助金は廃止され、それは一般補助金に替わることになった。この財政条項によって、1,100万デンマーク・クローネを超える特別補助金が一般補助金にとって替わられ、これは1970年の地方政府制度の改正以来、最も大きな改正となるのである。

この財政条項改正のおもな点は次のとおりである。

- 児童デイケアセンターと公衆衛生事業に関する費用は、その全体が地方政府によりまかなわれる。
- 67才以下の老人に対する社会福祉事業は市町村と県とがあわせて支出する。
- 67才を超えた老人を対象とした施設や住宅についての費用は、地方政府により全体がまかなわれる。

特別補助金が普通補助金にとって替わることは、地方自治の理念を尊重し、また、行政上の執行権と財政的基盤が密接に関係していることの重要性に従ったものであると、市町村及び県ではこの新法の原則を積極的に評価している。この改正が適用されたとき、広域及び地域の職務に関する財政補助のための特別補助金は概ね廃止されることになる。

1970年の改正により、2つのタイプの一般補助金が導入された。

- 平均税収額に満たない税収基礎しか持たない財源を補填するための税収均等化制度の導入（1986年において、補填率は50%であった）。これはその一部を平均を超える税収基礎を持つ市町村から支出し、また一部を中央政府が支出するものである。
- 事業そのものの必要性と、それに対する支出の必要性とを判断基準とした特定補助金制度の導入。その額は人口規模、年齢構成、賃金構成、住宅供給、道路の総延長、面積などの要素を加味して算定される。

しかしながら、現在はさらにこの一般補助金制度の改正が、近い将来において必要だとされている。

1970年の改正では、例えば離島の市町村が抱えている特殊の問題にも対応できるように、それにあった助成体系を持つ補助金制度が併せて創設された。この補助金

は申請に基づいて、内務大臣が機械的に配分する。

県とコペンハーゲンやフレデリックバークのような指定市の職務の指揮監督は内務大臣が行い、市町村の職務に関してはそれぞれの県の特別委員会が指揮監督するのである。この委員会は県における中央政府の代表である知事及び県議会から選ばれる4人の委員により統括される。内務大臣は各委員あるいは市町村議会から不服申し立てがある場合に限り、措置を講ずるのである。

それぞれの議会は、議会によって決議され、内務大臣により承認された立法に基づき職務を行う。大臣により示された立法の枠組みのモデルを超えられるのは、ごく特殊な場合のみである。また、議会が不法に業務を執行した場合、上級監督機関が（実際その必要はほとんどないが）議決の取り消しから罰金の賦課、議員の個人的責任の宣告まで法的強制力を行使できる。上級監督機関はまた下位機関の財政活動について監視する権限を持っている。例えば、公債の発行、保証、財産に関する購入及び売却あるいは地方公共団体が上級機関の許可を得なければならない事務の共同処理の財政上の業務についてである。国の監督はまた、市町村及び県が委任事務として作成する諸分野の長期計画と関連して行われる。それらは、社会福祉、公共交通体系、港湾整備、道路整備、環境保護、天然資源開発などである。この点に関しては、法的拘束力は弱いので、長期計画を作成するに当たって重要なことは、その計画の中で、実際に地方が必要とし、目的とするところを常に中央政府に認識させることである。いずれにせよ、最終的には、中央政府が通達や各種基準規則及び条例と同じように、拘束力のある指示、指令を発するのである。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

県（Counties）

市町村（Municipalities）

市町村政府の類型

有権者（Electorate）

議　会（Council）

委員会（Committees）

市　長（Mayor）

＋

助　役（Assistants）

市町村部局（Municipal Departments）

トルコ共和国（トルコ）

トルコは、アジアとヨーロッパをつなぐ陸橋としての位置関係から、混沌とした歴史を辿ってきた。ギリシア人、ペルシア人、ローマ人がその領土を侵略し、コンスタンチノープルはビザンチン帝国の首都となった。13世紀になってオスマン帝国が誕生すると、その勢いは実に東南ヨーロッパ、西アジア、北アフリカに及び、コンスタンチノープルはトルコ州の州都となった。その緩やかな凋落は、17世紀後半に始まり、帝国は第一次世界大戦前に滅亡した。1923年になって、ケマル・アタトューク（Kemal Atatürk）が、現代の民主的な法律、独立した司法部、議院内閣制に基づくトルコ共和国を建国した。1938年にアタトゥークが死亡して以来、数十年間は、国家が深刻に不安定な状況になり、1980年までの間に3度軍隊が秩序回復のために出動するほどであったが、その2年後の1982年11月7日に制定された新憲法のもとで、民主主義国家として再興した。

トルコには、立法、行政、司法の3つの国家機関が存在する。国民議会が立法部に相当し、議会により選出された大統領、閣議、大統領により議員の中から選出された首相が行政部に相当し、憲法裁判所、行政裁判所、破棄裁判所、会計裁判所が司法部に相当する。

国は、行政目的に応じ、およそ580のディストリクト（ilce or kaza）からなる67の県（il or vilâyet）に分けられる。580の郡はさらに約1,000のブジャック（bucak）に分けられ、ブジャックはそれぞれコミューンまたは村から成り、総数は約35,000である。加えて、それぞれの県・郡庁所在地、および他のすべての住民地区の中心地で、人口2,000人以上の地域は、市（belediye）として指定され、1986年時点でおよそ1,700存在する。農村部のコミューンも都市部の市も、住民登録やそれに類似した目的のために、さらにたくさんの行政単位に分けられる。

国家の行政機構と共に、県、都市部の市、村を包含した地方自治の制度がある。憲法の規定により、こうした地方自治体は、地域住民の要求に応じるために創設された独自の財源と、住民によって選ばれた政策策定機関を持っている。

都市(Belediye)

トルコにおける都市は、西欧化の動きの一部として、19世紀末に中央政府によって創設されたものである。その法的根拠は本質的にフランスの制度にならった「1930年地方自治法」(Municipal Law of 1930)である。制定後、この法律は、その後の政治社会状況を反映して改正されてきた。

トルコの都市は主に3つの機構から成り立っている。議会(belediye meclisi)、常任委員会(belediye encümeni)、そして市長(belediye başkani)である。議会の定数は9人から55人までと様々であり(イスタンブールはそれ以上だが)、任期は一般的に5年で、比例代表制が採用されている。議会は地方の要望と財政能力にしたがって義務的な行政と任意的な行政を遂行する意思決定機関である。義務的な行政の主なものは、以下のとおりである。

- 総務関係 — 予算の承認、税、使用料及び手数料(fee)の賦課、起債、決算の承認、行政サービスの取りまとめ
- 都市計画 — 基本計画および開発計画の策定、建設計画の作成、建築許可
- 都市基盤整備 — 道路、広場、下水道、上水道の供給と維持管理、電気、ガスの供給
- 住宅建設 — 定住の促進と大規模宅地の開発
- 都市交通輸送
- 清掃サービス — ゴミの収集および処分、公共部分の清掃
- 公共秩序の維持と保安 — 消防および警察サービス
- 経済活動の保証と消費者保護 — 卸売りその他市場、屠殺場、工業地区/レンタルショップにおける価格検査、消費者保護活動
- 文化、教育、環境保護 — 義務教育、職業訓練、スポーツと運動場

任意的な行政は、次のとおりである。劇場、ホテル、カジノ、博物館等の設立、

低家賃の住宅計画の推進、慈善団体、貯蓄と抵当権に関する機関、職業上の夜間コース、都市輸送システムの設立、水道、電気、ガス企業の設立。

市の常任委員会は、議決機関であり、また執行機関でもある。それは市長が委員長となり、市の様々な部局、即ち書記、検査官、人事、土木、保健、獣医、会計、そして法務といった部局の長および議員の中から議会によって選ばれたメンバーで構成される。市長のアドバイザーとしての委員会の職務は次のとおりである。議会閉会時における議会のための活動、議会提出前の予算案の審査、法と秩序の維持のための規則の制定、旅客運賃と市場価格の決定、月刊の会計報告の審査、罰金の徴収、財産の没収の決定。

市長は市の行政部の代表である。市長は直接選挙によって選ばれ、任期は5年である。職務は二面性を持っている。地方自治体の代表として職務に従事することと、中央政府を代表しての役割を果たすことである。前者の職務は以下のとおりである。予算案を作成し、議会の承認を得ること、市の条例、規則の施行、公有財産の管理、議会および常任委員会の決議の執行、裁判所や、他の行政機関に対してその自治体を代表すること、歳入の確保、市を代表して契約の締結をすること、支出許可をすること。トルコは地方自治体の市長の権力が強いことで特徴づけられるが、しかしこの権力は、幾つかの上訴機関によって制限されている。常任委員会とのあらゆる議論は議会による決定を待たなければならないし、さらにこの決定は、場合によっては国民協議会（State Council）あるいは県常任委員会（Provincial standing committee)に提訴される。国民政府の代表として市長は、各種の記録、報告、情報を提供する義務を負っている。

財政難は、過去においてはトルコの各市の特徴となっていた。1981年に、市の財源を豊かにすることを狙いとして、2つの新しい法律が制定された。

1981年2月2日法律第2380号により、国の一般歳入の5％は自治体に割り当てられることとなった。この率は1981年法律第3004号で10.3％となり、さらに1985年法律第3239号で9.25％となった。一般会計予算の総月間税収の8％は人口配分に応じ市に配分され、一般会計予算の総税収入の3％は建設省の所管として県銀行の中の

市基金に供託されることとなった。

1981年3月、法律第2464号では、実効のない税品目を少なくし、代わって職業税のようないくつかの新税を創設するなど、税制が再編成された。またこの法律により、新しく都市化した市街化区域の住民に対しいくつかの地方税の徴収をするということで、市議会に権威をもたせることにもつながった。1984年にはさらに改革され、市と大都市の財源はかなり増加した。現在、国家の税収全体の10.3%が地方公共団体に配分されている。市の自主財源率は、特に1985年12月11日法律第3239号によって一層改善され、また市は、不動産税を徴収する権限が与えられた。さらに市は、中央当局の認可を得て県銀行より資金の借入れをすることができる。

憲法は、中央政府が地方公共団体に対し、指導監督することを認めている。公平なサービスの提供、公共の利益の保護、地域ニーズに効果的、有効的に応えることといった、ある種の明確な行政的、財政的な決定については、事前に中央政府の承認を経なければならない。中央政府にはまた、地方政府の主な機関及び職員の活動を監督する権利もある。

一 大 都 市 一

1986年に制定された法律により、大都市圏における自治体の構成は根本的に見直された。この法律は、イスタンブール(Istanbul)、アンカラ(Ankara)、イズミア(Izmir)、アダナ(Adana)の大都市地域に適用され、これにより大都市圏においては、大都市とディストリクトという2層の自治形態が成立することとなった。

他の自治体と同じく、大都市も、議会、常任委員会、市長により構成されている。議会は、直接選挙により選ばれた市長、ディストリクトの長、及びディストリクトの議会議員の5分の1のメンバーによって構成される。議員の任期は5年で、年3回定例議会を開く。常任委員会は市長、または市長の指名した代理人が委員長となり、市の事務局長と、都市計画開発部、土木部、財務部、法務部、人事部の部局長

により構成されている。

市長は行政の長であり、大都市圏内の調整役であり、外に対して大都市圏を代表する。市長は、市議会及びディストリクトの議会が行った全ての決定に対し拒否権を持っており、この拒否権を覆すにはさらに2／3の多数決を必要とする。大都市は、市政に関し、市長の諮問機関を作ることができる。

市の一般行政官の長は事務局長である。事務局長は、内務省の承認を得て市長に指名され、市長に対して直接に責任を負う。また市長に直接指名された4人の事務局次長は、事務局長の補佐を行う。

大都市は、ディストリクトが地域の行政サービスに対して責任を負うのに対し、圏内の調整と広域にわたる行政を行っている。圏内のディストリクトは、負担金を払って自己の事業を大都市が行うよう要望したり、ある行政に対し、大都市と共同して行うことを要望することもある。大都市とディストリクトは、地方自治法その他の法令により、一般の市に与えられた全ての権限が与えられている。

一般の市と同じ様に大都市も、国税収入からの配分の増加と財源の改善をねらいとした1984年の地方財政改革により、その財政状態は改善された。加えて大都市は、域内で徴収した国税の5％を自己の財源とすることができる。主な歳入は以下のとおりである。

清掃および照明に関する税の50％、公債、補助金、使用料、不動産改善税、不動産税、その他様々な地方税、料金、手数料

現行の市の財政に関する法令は大都市の予算編成にも適用される。それぞれのディストリクトは、予算を編成し、大都市の承認を得る。大都市は自らの予算を編成して先に承認したディストリクトの予算と共に県知事に提出し、知事の承認を得る。

1984年の法律は2種類の調整機関の創設を規定している。即ち、調整センター（例えば、基盤整備事業についていえば、国家社会経済開発計画における、公共交通機関等のために活動する。）と、基盤整備事業のために創設された基盤整備投資基金である。これらは大都市の市長が座長となり、ディストリクトの長を含む地方公共団体の代表者で構成される。

ディストリクト間、あるいはディストリクトと大都市との間で意見の不一致をみたときは、大都市の議会が、議会がもし閉会中であれば常任委員会が仲裁する。仲裁の結果不服であれば県知事に提訴することもできる。

―村（Köy）―

1924年法律第442号により、トルコの農村部の自治体は、法人格を持った団体として設立され、具体的に職務を与えられた。6か月以上村に居住する成人全てが村議会（köy derneği）議員となり、5年おきに、人口1,000人以上か、以下かによって、8～12名からなる長老会（köy ihtiyar meclisi）のメンバーを選ぶ。長老会は、主要な村の政策立案機関であり、主な職務は以下のとおりである。

- 地方自治体としての職務の優先順位の調整
- 村単独で行う事業の決定
- 公共建物のための土地の購入、および収用
- 税の徴収

長老会は村に委任された職務として以下の決定も行う。即ち、用水路、道路の建設、沼地の排水、防疫である。そして、付属的な職務として、公衆浴場、市場、洗たく場、馬小屋、墓地、託児所の建設、また公共のための本その他出版物の提供といったような業務も行う。長老会はまた、住民間の争いを解決する。義務的な作業に参加しなかったり、公平に課せられた分担金を払わなかった人々に対して、罰金を課すことができる。長老会の決定の多くは、ディストリクトの常任委員会か、その執行機関に対し提訴することができる。

選挙で選出された議長や村長（muhtar）は、一方で村行政の長として、また一方で地方における中央政府の代表として行動する。前者の職務は、議長が村を代表

じて遂行する。その内容は、長老会の決定事項の執行、税の徴収の確保、議会に対する毎月の業務報告である。また中央政府に代わって、法令の公布、治安と秩序の維持、人口動態統計の調査、軍隊の募集を行う。

通常、村は他に4人の常勤職員をおいている。議長によって任命されたガードマン及び事務員、中央政府によって任命された宗教職員と教師である。村の財政は、主に公共事業の執行のための一種の労役(imece)と、個々の家庭に課される累進課税（salma）により支えられており、全体のおよそ2／3を占めている。他の歳入は罰金、公有財産の使用料、手数料、寄付、借入金であり、主な支出項目の中で、長老会がコントロールするものは、職員に関するもの、公共事業、文化事業、保健事業である。

村の決定、活動、組織、人事については、中央政府の県、ディストリクトレベルでの代表が厳しく監督する。議長の地方活動には、知事またはディストリクトの長といった中央政府の代表の事前の承認を必要とし、その代表は、当該行動が議長の権限外であると思われる場合は、承認を与えない。中央政府はまた、議長を停職処分にすることもできる。さらにこの事前の承認は、財政的な決定、土地の収用、任意的行政の執行に対して必要とされる。

二　特別県行政機関（il özel idaresi）

県は、主として国の行政機構の一部である一方で、地方公共団体の一組織でもある。1913年特別地方行政法、1949年6月法律第5442号によって、県はその職務を与えられ、自主財源を持ち、法人格を持つこととなった。県の主な組織は、議会（ilgenel meclisi）、行政委員会（il daimi encumeni）、そして知事（vali）である。議会は、当該県域内のディストリクトの人口配分に応じて選ばれた議員によって構成されている。議員の任期は5年で、通常10月に開会される定例議会に出席し、議長としての知事の権限に服する。議会の主な職務は、知事から提出された県予算案の審査と承

認、決算の承認、行政サービスの制度化であり、具体的には、公共事業、保健、社会福祉、公共教育、そして農業政策である。予算を除き、議会のすべての決定は、知事の承認を必要とする。そして承認の目途がつかない場合は、最終決定権を持った、トルコにおける最高行政裁判所である国民協議会へ提訴する権利を持っている。また法律は、法に規定された理由により、議会を解散させることも規定している。

議会閉会中に議会の任務を遂行することや、知事が予算その他の案件について、議会に提出する前に、知事に対しアドバイスするために、議会は4人のメンバーを選ぶ。彼等は各々異なる地域の代表であり、1年間、県行政委員会の職務を行う。この機関は知事が委員長を兼ねており、知事によって提出される毎月の会計報告の監査と承認、及び県の活動の年間報告の作成といった職務を遂行する。

知事は、中央政府により任命され、罷免される。知事は、県議会の決議を執行すると同時に、中央政府及び中央省庁の代表として行動するという二面性を持っている。後者の職務において知事は、県内を管轄するすべての省庁関係者の直属の上司である。知事は各省庁の個々の職務を調整し、各事務所が技術的な情報、会計に関する情報、あるいは基金の取り崩しを要求するときは、中央とのパイプ役としての働きをする。知事はまた、管轄する県内のすべてのディストリクトの長の職務を監督し、政府の他のすべての機関に対し県を代表する。知事は、地方自治体の首長としての権限の範囲で、以下にかかる議会の決定を承認し、実行する。

公的基金の拠出、支出に対する事前承認、下部行政組織の吏員の任命、県を代表して回答を用意し、実行すること。県を代表するこうした権限にもかかわらず、知事は議会のコントロールに従属する。県歳入の主要な財源は国税の分配、補助金、そして土地保有税のような県税である。

他の行政機構と同じように特別県行政機関も、行政サービスの公平性を確保することや、公共の利益及び住民のニーズに対して効果的に対応するために、中央政府からのかなりの指導監督に従う。また県予算は閣議の決定に従い、県議会のすべての決定は、中央政府の代表としての知事の決定に従う。

二 地方自治体の組合

1982年憲法の第127条には（1961年憲法にも述べられていたが）地方自治体（市、村、特別県行政機関）は、特定の行政サービスの提供については、閣議による承認を経て組合を設立することができる旨、規定されている。

組合に関する法的手続きについては、1930年自治法第133条から第148条に規定されている。それによると、地方自治体は、事務の共同処理によって職務を執行するために、任意に組合を設立することができるとしている。設立される組合は、公共の法人格を持った団体と見なされ、その主要な組織は、議会、行政委員会、議長である。

1970年の半ばには、主に基盤整備事業を目的として、500以上の単一目的の組合が、トルコに設立された。県が12、市が21、村が470である。1975年以降、UMM（the Union of Municipalities of the Marmara Region－マーマラ市の自治体組合）が設立され、多目的都市組合の設立という新しい傾向が始まった。

政府組織の類型

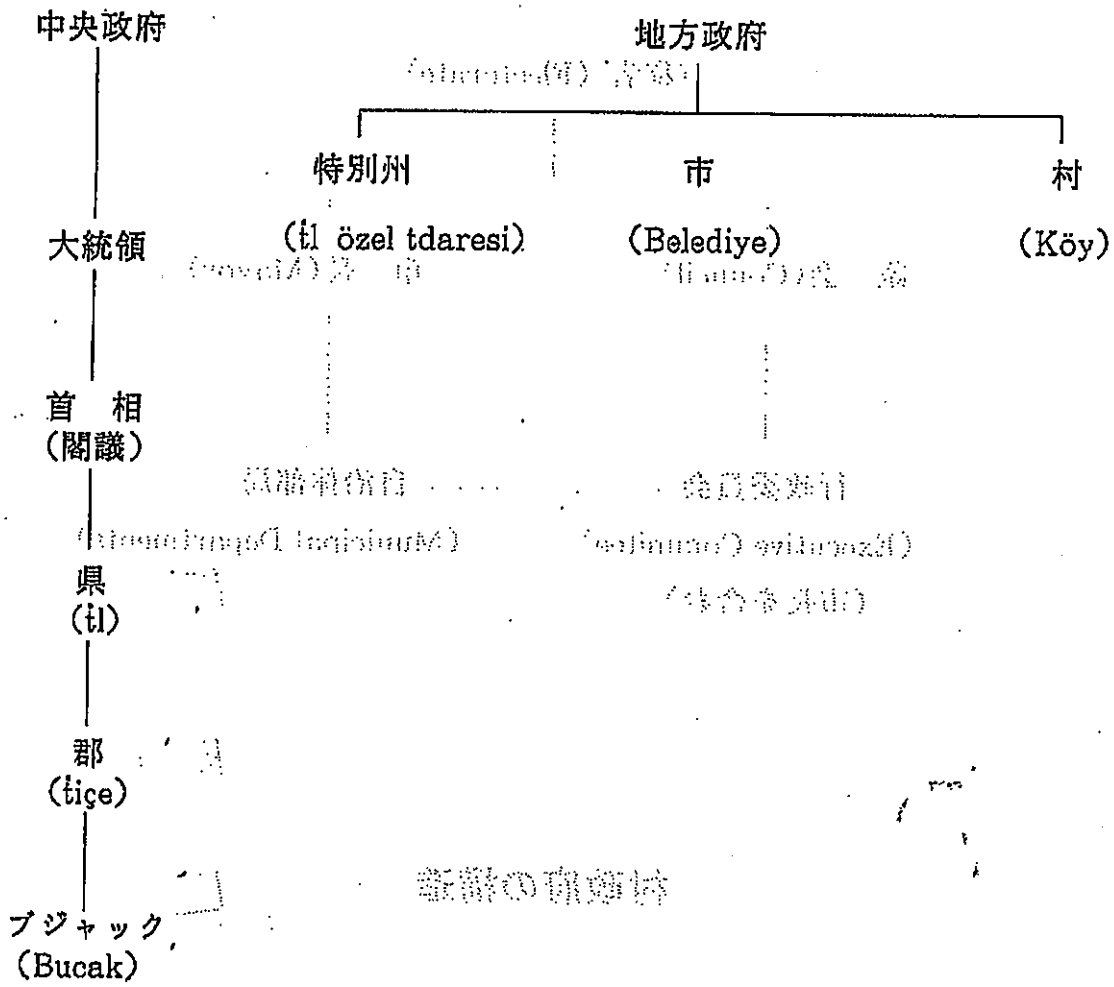
中央政府
地方政府
特別州
(il özel idaresi)
市
(Belediye)
村
(Köy)
大統領
首　相
(閣議)
県
(il)
郡
(ilçe)
ブジャック
(Bucak)

都市政府の構造

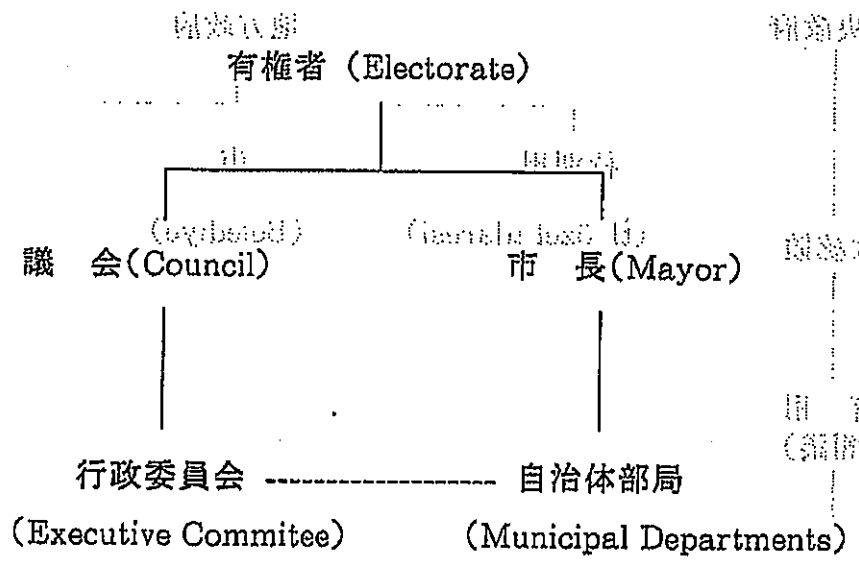

村政府の構造

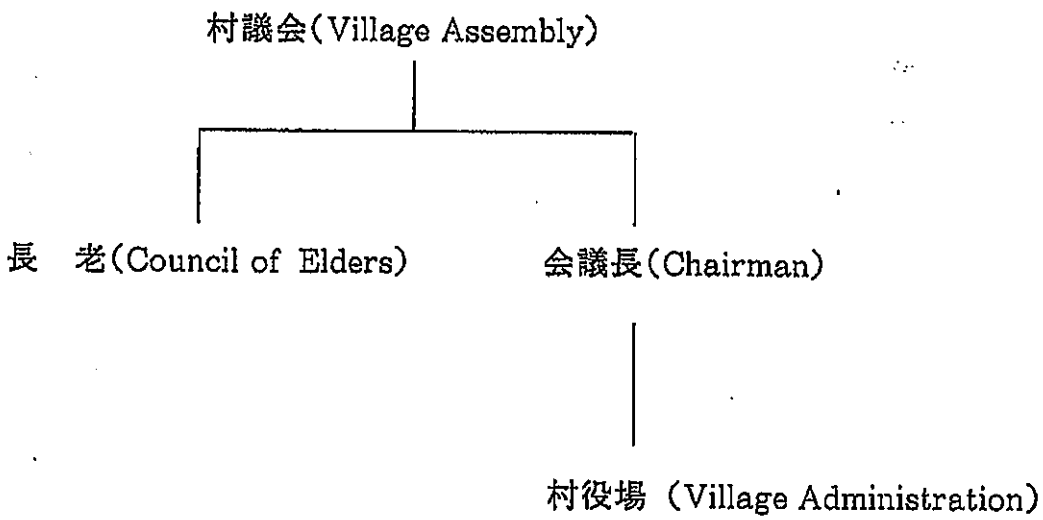

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）

ドイツ連邦共和国は1949年5月23日の連邦基本法（憲法）の公布とともに成立した。この出来事に先立って、一方では中央政府を作り、他方では地元への忠誠心と伝統を維持するという、対立の苦難の歴史があった。今日のドイツには多くの歴史的事実の痕跡が残されている。宗教改革、神聖ローマ帝国自体の維持及び神聖ローマ帝国の中に形成された公国の編成の維持、強大なプロシアの抬頭とバロンフォンシュタイン（Baron vom Stein）の下で19世紀初頭に行われた行政機構の大改革、1871年の帝国の成立、第3帝国の12年間、1945年～1955年の連合国による占領。第2次世界大戦の終りには、ポーランドとソビエト連邦（USSR）がドイツの一部を併合し、残りの部分は4つの地域に分割された。ソビエト連邦の占領地域は最終的にはドイツ民主共和国となり、他の3つの地域は統合されてドイツ連邦共和国となった。

ドイツの行政機構の特徴として、元首としての大統領が代表者としての特性をほぼ完全に備えており、連邦首相が内閣と共に執行部を構成し、そして国会は2院からなる。連邦議会（Bundestag）は直接公選であり、法案を起草する責任がある。連邦参議院（Bundesrat）は州の代表により構成され、州に直接影響する法案を承認する。

この国の政府は連邦、州（Land）、地方、の3段階がある。連邦基本法の規定により、連邦政府は国益に関わる事項、例えば、外交、防衛、郵便、大気、水質、鉄道輸送などに責務を負っており、また、包括的なあるいは「枠組」（framework）的な法律により、政策を策定する責任がある。11州は、連邦の政策の方針に従い、固有の事務として全ての国内業務を行う。行政上の目的から、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン（Schleswig-Holstein）、ザールラント（Saarland）、都市州のブレーメン（Bremen）、ハンブルグ（Hamburg）、ベルリン（Berlin）を例外として、州は県（Regierungsbezirke）に区分され、州官吏が県知事（Regierungspräsident）となり、基本的な計画と調整機能をおこなう。これらの役所を通じ、州の省が郡及

び独立市の長と協力して地方政府の監督を行う。

連邦地方政府法は存在しないが、連邦基本法が基本原則として地域の共同体が民主的方策に基づいて、地域に固有の問題点に責任を持って地方政府を設立することを認めている。地方政府は州法の下で設立されており、この法が、地方政府の様々な形態を明らかにしている。地方政府の主な義務は州法を遂行することであり、州法は多くの場合において、一般「枠組」連邦法の方針に従っている。

ドイツの地方政府は2段階ある、すなわち、郡（Kreis）と独立市（Kreisfreie-Stadt）の段階及び、市町村（Gemeinde）の段階である。後者には小さな町や地方公共団体の連合体も含む。1965年から1977年の間に、地方の行政組織と行政区画の大改革が行われ、これによって、人口が稀薄で貧弱な行政単位は、より大きな、増加する人口に対して広範な近代的サービスを提供できる財政力のある行政単位へと合併や連合化された。しかしながら、とくに国の南部では、多くの市町村がその法に基づく存在と議会及び議長を維持することが容認された、ただし、行政は一人の長官のもとに行われるようにすることが強要された。かくして、現在約8,426の市町村があるが、この内、独自の行政組織を有するものは半分以下であり、また、独自の行政組織を有するものの中で、大まかに、3分の2が1段階の地方政府（Grossgemeinde）であり、残りが2段階の小さな行政府の連合（Gemeindeverhäde）である。

同時に、多くの郡が合併され、郡の数は半分になった。州の行政区画は25％減少し、そして14の大都市区域では、地域の地方政府間の計画や調整を促進するために、地域の行政組織や連合が設けられた。

― 郡、独立市（Kreise,Kreisfreie-Städte）―

全237郡でドイツ連邦共和国の地域の96％を占め、99％の市町村が郡の一部である。以前は、郡は田舎であったが、現在では、農業を主要産業とする郡は3分の1以下で、いくつかの郡は高度に工業化された都市地域である。郡に属さない全ての

市、すなわち、市町村の機能を果たすのに加えて郡の機能をも果たす市は、独立市(Kreisfreie-Städte)と呼ばれている。バイエルン州(Bavaria)を例外として、大部分は人口およそ100,000人以上の市である。都市州を除いて、現在87の独立市がある。

郡は州の行政機構であると同時に、独立した行政組織でもある。その機能の大部分は法によって委任されている運転免許、建物検査、地域の社会福祉、税の公平化、青少年の福祉、戦争被害者年金。いくつかの場合において、郡は果たすべき義務を負っている。すなわち特別な団体の維持などであり、例えば、実業学校、動物の死骸の処理サービスなどの団体である。しかしながら、多くの大変重要な機能が任意に行われている。例えば、成人大学、成人図書館などの生涯教育、美術館などの文化施設、スポーツホールや水泳プールなどのスポーツ施設、老人の家や青少年センター、地方交通企業、貯蓄銀行。この領域において郡は財政措置のとれる範囲でこれらの企業活動に自由な裁量を与えている。

独立市は、市民が、財政の公平化と社会福祉に関連した支払いとともに様々な公文書、許可、免許などを得ることができ、また、税金や公共料金を支払うことができるセンターを設けている。市はまた、公共事業とサービスに責任がある。それは道路と駐車場、学校と幼稚園、公衆衛生と社会団体、社会秩序と安全であり、また、しばしば貯蓄銀行を設けている。

連邦基本法には、それぞれの郡及び独立市が直接選挙による議会(Kreistag)を持たなければならない旨の明文の規定がある。議会の定員の範囲は、20人から80人の間であり、議員の任期は通常4年である。会議は年に4～8回開催され、議会は、予算と職員定数計画の発議、法律の採択、営利企業の設立・拡張・閉鎖の決定、融資及び保証の引上げを行う。議会はまた、通常は議員の中から、5人～12人の理事会のメンバーを選定する。いくつかの州では、理事会は団体組織の行政機関としての機能を果たし、また他の州では議会に提出されない事項を決定し、さらに3番目のグループの州では、郡議会の主要委員会となっている。一つの州、バーデン・ブュッテンベルク(Baden-Württemberg)では、たくさんの専門委員会が意思決定権を持

ち、議会の代わりをしている。

郡の行政官の長（Landrat、またはSaxony低地および北Rhine-Westphaliaでは Oberkreisdirektor）は州の行政官の長であり、その役割として委任された事務および義務的事務を行うが、それ以上に、市町村の行政官の長でもある。後者の役割としては、全ての日常的な行政を行う責任があり、議会に提出する事項を準備し、議会の決定が実行されるように取り計らう。4つの州では、郡の行政官の長は郡議会により議員の中から選出され名誉職として務める。バヴァリアでは直接選挙される。2つの州では、彼は州の官吏である。4つの州では、彼は郡議会の議長を務める。概して、郡の行政官の長は、高い資質を持ち、しばしば、事前に、連邦共和国内の連邦・州・市町村の行政機関で働いた経験があるところのプロの為政者である。

市町村(Gemeinden)

郡と共に市町村は公共サービスを行う行政組織の多層構造の一部である。連邦基本法に拠れば、市町村は地域のコミュニティーが要求する機能を果たす責任があり、そのために必要な権限を有している。これらの義務の中で典型的なものは、市民登録の維持および公文書の発行、地方道、幼稚園、小学校、ときには上級の学校の建設および維持、主要な計画の準備、また、需要と財源とに拠るが、下水処理施設、運動場、屋外水泳プールの建設および維持である。市町村の区域外または財政力を超える機能は市町村を越える事項、すなわち州あるいは連邦レベルで行われる事項と考えられている。

一つの郡の中において市町村間で財政力の差があるので、郡の関与が必要となっている。まず、郡は財政の配分により、これらの差を是正し、次に地域の問題点を自力で解決できない市町村に対して援助を行う。例えば、水道や下水処理施設の供給、上級の学校の建設と維持などである。地域の遺産と州の伝統的な特権がいろい

ろあることから、地方政府の機構も様々である。しかしながら、全てが、強力な執行機関という概念を共有している。4つの主要な政府形態は、選択の手法と長の機能により、区別することができる。

4つとも全てが、一般投票で選出された5人から80人の議員で構成する議会を持ち、通常議員の任期は5年である。ラインラント・パラチナーテ(Rhineland-Palatinate)とザールラント(Saarland)では、議会が市長(Bürgermeister)を選出し、市長は議会の議長と執行部の長を兼ねている。これらの州では市長は支配的な執行部の長であり続けている。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン(Schleswig-Holstein)とヘッセ(Hesse)では、もともとは1808年のフォム・シュタイン(Vom Stein)の改革で導入された執行官形態が、いくらかの修正を受けて、再び導入された。この特徴は議会で選出された委員会があることであり、その委員の中のひとりが委員長および執行部の長に選ばれ、もう一人の議員が別の議長のポストに指名される。ノルトライン・ヴェストファリアとロウアー・ザクソニーで適用されている形態は、基本的には議会支配人であり、ここにおいては、議会が6～12年任期の専門職の市長村長(Gemeindedirektor)を任命し、議会の議員の中から市町村の儀礼上の長を任命する。バヴァリア(Bavaria)とバーデン・ヴュルッテンベルク(Baden-Württemberg)では行政長兼議長が公選されるが、通常は、政党が募集および任命した、専門職としての資格を持った候補者の中から選ばれる。

4つの形態の全てにおいて、長は、日々の行政の調整とともに、議会での討議の準備と遂行に責任を有する。また、法に反する議決に対して異議を唱える権利と義務を有する。選挙によるものも、任命されるものも、ドイツの市長村長は、概して、任期が長く、非常に尊敬されており、また、一般に、立身出世と考えられている。初めに政治家として選出された人は、通常、政治能力と同様に行政能力により、有能な為政者に選ばれている。初めに有能な為政者として選出された人は、しばしば有能な政治家であり、政党との深く継続的な繋がりを持ち、幾つかの例においては、選挙政党を保持し、また、立法職についている。

ドイツ連邦共和国では、法により、歳出は問題となっている機能に対する責任を

有する政府のレベルに応じることとされている。概して、公共部門のほとんどの機能は郡と市町村が行っており、連邦および州政府に留保されている機能は比較的少ない。地方の財源は、連邦および州政府の特別補助金（約36%）；一般補助金（約29%）；連邦および州の収入および取引税の地方への配分（約28%）；地方財源（地方税から5%、サービス料と施設使用料から2%）による。公共支出の総額について言えば、郡と市町村によるものは、25%をほんの少し下回っている。中央財源に依存する度合いが強いにもかかわらず、地方政府は比較的十分な財源を維持するのみならず、優先順位の決定に比較的広範な裁量を持ち続けている。

地方政府の活動の監督は元来副次的な性質のものである。郡と市町村に関しては、階級的順位はないが、郡長（Landrat）は州の行政官として郡内の市町村を監督する責任を有し、市町村の法の遵守を確実にする役目を託されている。同様に、州の内務省および6大州においては地域事務所において、以下のような形態により郡および市町村の監督が行われている。政策決定の州機関への留保、市町村および郡役場の職員採用の基準の作成、郡および市町村役場の部局への州役人の配置、補助金の交付、および、幾つかの例では、特定の分野単位の機能を政府の直轄下に置いている。それに加えて、一般行政裁判所制度により州の政策の解釈の統一が確実化されている。

終りに、ドイツの公務員制度は大体において、連邦、州、市町村の全ての職員にとって、統一的な制度である。州制度および地方制度は、別々に制度化され、別々に運用されているが、これは、国家の骨格法および必要条件にしたがってなされているものである。

概して、地方レベルのドイツの行政官は法律家のゼネラリストであって、似たような経歴と価値を持っている。このように採用および昇進に厳格な基準があり、団結心を持ち、尊敬を集めている地方行政官のいる国はほとんどない。

政府組織の類型

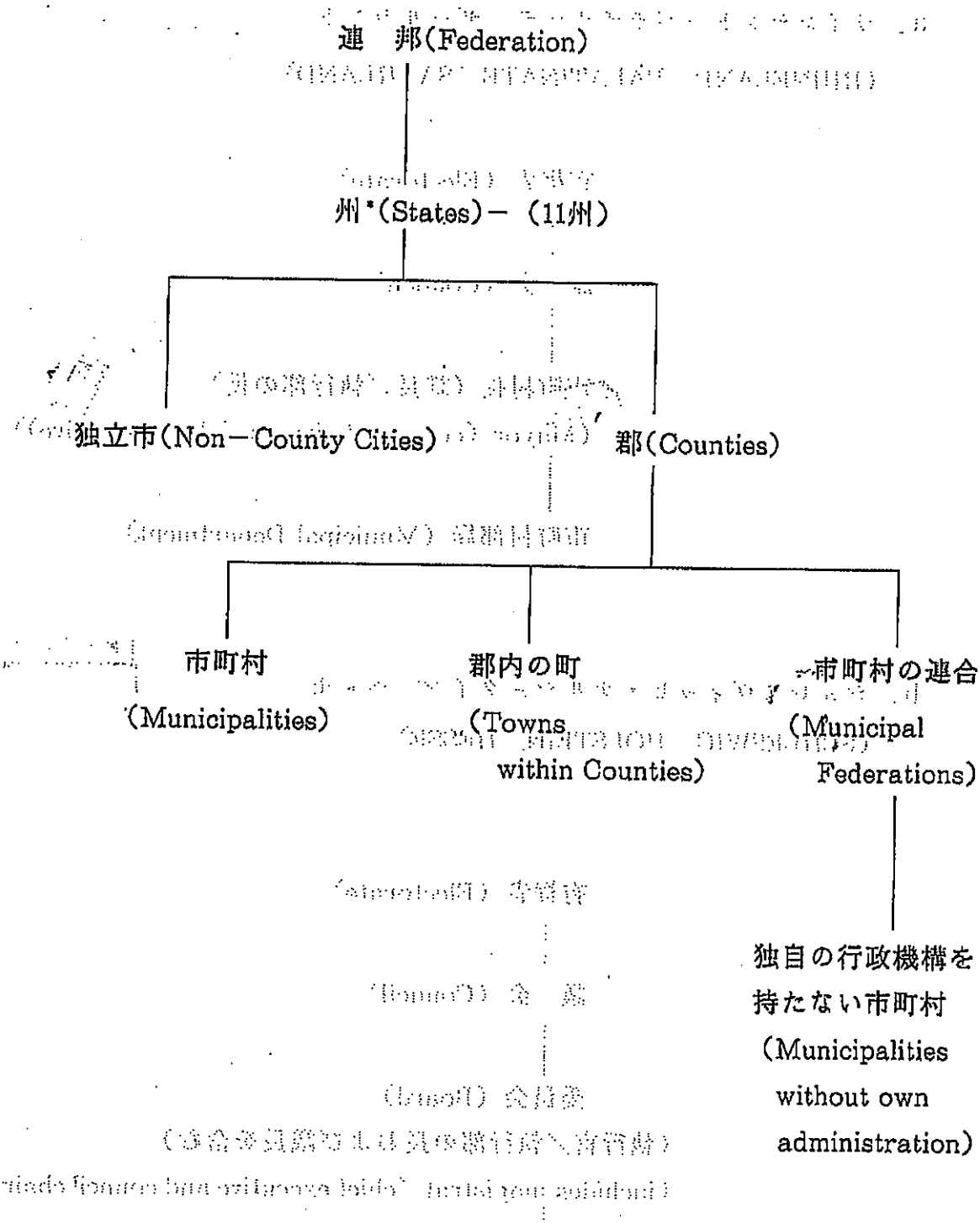

＊３つの州は「都市州（city states)」(Berlin,Bremen,Hamburg）である。
これらの州では州と地方の行政機能が結合されている。

市町村政府の構造

a．ラインラント－パラチナーテ／ザールラント
(RHINELAND－PALATINATE／SAARLAND)

有権者（Electorate）

議　会（Council）

市町村長（議長／執行部の長）
(Mayor（council chairman／chief executive))

市町村部局（Municipal Department）

b．シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン／ヘッセ
(SCHLESWIG－HOLSTEIN／HESSE)

有権者（Electorate）

議　会（Council）

委員会（Board）
（執行官／執行部の長および議長を含む）
(includes magistrat／chief executive and council chairman)

市町村部局（Municipal Departments）

c. ノルトライン・ヴェストファリア／ロウアー・ザクソニー
(NORTH RHINE-WESTPHALIA／LOWER SAXONY)

有権者 (Electorate)

議長 (Council Chairman)
[儀礼上の長 (ceremonial head)]

市町村長 (Chief Executive, Gemeindedirektor)

市町村部局
(Municipal Dapartments)

d. バヴァリア／バーデン・ヴュルッテンベルク
(BAVARIA／BADEN－WURTTEMBERG)

有権者 (Electorate)

議会 (Council)

行政長／議長 (Chief Executive／chairman)
(通常、専門職としての資格がある)

市町村部局
(Municipal Dapartments)

ノルウェー王国（ノルウェー）

ノルウェーの歴史は、バイキングの時代まで遡る。紀元後２世紀に国家的統一がなされ、その後長い期間、断続的に繰り返された戦争、世界的規模で展開された貿易、デンマーク及びスウェーデンとの統合などがあった。14世紀になって、ノルウェー、デンマーク及びスウェーデンの３つの王国が統一されたが、１世紀後の15世紀になってスウェーデンは分離独立した。17世紀になってノルウェーは、デンマーク人がナポレオン時代にフランスとの同盟を結ぶまで継続した連合中央政府をデンマークと樹立した。1814年にノルウェーは、スウェーデンに譲渡されることになり、1915年にノルウェーが独立を宣言するまでこの併合は続いたのである。今日、ノルウェーは直接選挙により選出された一院制国会（Storting）及び国会の承認を得て国王が任命する首相と内閣による立憲君主国である。

ノルウェーは、産業的にはいわゆる後発国であり、近代産業という意味の産業が発達したのは1840年代に入ってからのことである。国内の豊富な水力を使った技術手法によって大いに発展した。近年、国家経済は、北海沖の油田の発見と開発によって新たな刺激を受けることとなった。

地方自治に関して、それ自体はノルウェー憲法に言及されていないが、制度的には12世紀に遡る。地方自治は、正式には1837年の地方行政府法によって制度的に確立され、さらに進んだ原則が1954年の地方行政府法改正によって具体化された。近年、中央政府と地方政府間の事務配分がかなり変更され、これまで中央政府の所管であったいくつかの機能が移された。

行政目的のため、国内は18の県に分割されている。県は、中央政府から任命された知事を長とする地域単位であり、多様な行政事務を遂行する中央政府の代理人としての役割を行う。県は、中間レベルの行政形態であり、都市部市町村と田園部市町村から構成されている。

市町村の総数は、数年前約700あったものが、1980年代半ばには454（うち都市部市町村47、田園部市町村407）に著しく減少した。

小規模市町村が依然として多数を占め、人口5,000人以下の市町村が全体の2分の1以上を占めている。県と市町村の事務区分は、大規模な人口を対象に行われるものは県が実施し、基本的な行政サービスは市町村が行うということである。

市町村、県（Kommuner, Fylkeskommuner）

都市部市町村か田園部市町村かどうかにかかわらず、すべての市町村は同じ権限と機構を持っている。慣例により、法律によって付与されていない地方機能は、市町村が行うことができるというのが基本原則である。一般的に行政事務は、伝統的な事務に加え、初等教育、病院事業及び公衆衛生、社会福祉、公共輸送機関、住宅、道路、公共事業、消防、各種文化施設などに関する事務である。これらの事務のうち、大規模投資が必要である事務は、2、3の市町村、場合によっては、10から15にものぼる市町村が参加した任意の広域圏により共同事業として行われることがある。例えば、電気、上水道、ゴミ処理、下水道の各事業のようなものである。

各市町村には、比例代表制に基づく直接選挙により選出された議員からなる議会（kommunestyre）があり、議員任期は4年である。議会規模は、住民の人口によって議員定数13人から85人まであり、法律によって定められた規模に従って、議会によって決定される。

議会は、実行委員会（formannskapet）を選出する。これは、議会の政治色を反映した構成をもち、そのメンバーは議会の4分の1の議員である。議員任期の間存続し、その任務を執行する。実行委員会の機能は、市町村行政の監督、議会決定のための議事日程調整、議会決定事項の実施の確保、委託された事項の実行の確保である。これらの事項に関しては、実行委員会は、自ら議決するとともに他に定められた方法で市町村を代表して行動することができる。

議会と実行委員会は、いずれも議会によって選出された議長（ordförer）によって統轄される。加えて、議長は政治的かつ法的に市町村を代表する。議長には、専

任で業務遂行が可能となるよう十分な報酬が支払われる。首都オスロでは、専任を確保するため、実行委員会の他のメンバーにも報酬が支払われる。

地方政府の行政上の長は、議会によって任免される。人口10,000人以上の市町村にあっては、行政官であり、中規模市町村にあっては、市町村事務官である。最小規模の市町村にあっては、実行委員会自身である。さらに、最大規模の市町村にあっては、通常、複数の行政官がおり、行政官の長は、行政長官である。他の行政官は、社会福祉や学校といった行政内の特殊部門を担当する。行政官あるいは市町村事務官は、議会の決定事項を実施し、行政全体の直接の監督を行う。特に、財政及び会計に関する事柄についての監督は重要であり、行政官は予算案を実行委員会に提出し、審議中の財政に関する事項については意見を陳べる。

行政長官あるいは市町村事務官は、議会及び実行委員会に出席しなければならないが、いずれのメンバーにもなることはできない。また、委員会及び市町村公営企業の委員会には出席することができる。この場合、メンバーとして選出されることができ、投票権を持つことができる。

議会は、行政府の多様な機能の実施を円滑に行うため、建築開発、教育、社会福祉といった常任及び特別委員会を設置している。通常、議会討論のための準備、諮問機関としての役割、その他特別の機能の引受け等が委員会の業務である。委員会の規模は、議会において決定され、委員長及び副委員長の任命は、もし他の方法で行われない場合には、実行委員会が行う。メンバーは、主に議員であるが、例外的に市町村の職員が含まれることがある。

さらに、地方分権化が現在討議されていることに関連して、いくつかの大きな町や地理的に広大な田園部の市町村では、近隣委員会が設置されつつある。この委員会には、住人を代表して特別な事務が割り当てられている。

県の事務について言えば、主要事務は、高等学校、公衆衛生、交通及びコミュニケーション、県開発計画の策定である。市町村と同様に、県にも議会(fylkestinget)があり、議員は市町村議会議員選挙と同時に実施され、比例代表制に基づいた直接選挙によって選出される。任期は、4年である。議員数は、住民数によって35人か

ら85人までである。県実行委員会は、市町村の場合と同じ方法で選出され、基本的に同じ事務を行う。議会は、議長を選出し、議長は、議会および実行委員会（fylkesutvalget）を統轄し、県を政治的かつ法的に代表する。ほとんどの県においては、議長は専任で業務を行う。

県議会は、市町村議会と同様に義務設置あるいは任意設置の委員会を通して機能している。例えば、教育、青少年福祉、病院等の多様な議会機能を並行して行っている。県行政の長は、県行政官であり、議会によって任免される。県行政官は、日常の行政を監督し、議会及び実行委員会の審議のための準備を行い、議会決定事項の実施を監視するほか議会から要求された業務を行う。

市町村及び県の財源は、地方税であり、政府補助金との比率は市町村の場合75対25であり、県の場合50対50である。徴税に関する諸法に従って、市町村は、所得、財産、資本に課税することができるが、全税収入のうち所得税の占める割合は、90％以上である。県は、所得税に限り徴収することができる。政府補助金は、正味純補助金であり、総額は、かなり大きいが、市町村及び県はいずれも国及び公共基金に様々な分担金・負担金を行わなければならないことになっている。補助金と負担金に関する全システムは、現在簡略化が進められている。

共有税は、市町村及び県によって徴収されるが、この税収は、地方行政労働省によって管理される税金平衡基金を通して必要に応じ各自治体に配分される。

地方行政府法により、市町村のすべての決定は県知事に提出しなげればならないことになっており、知事は、それらが合法であるかどうかだけを審査する。財政上の決定は、県知事及び県関係部局によって事前承認を受けなければならない場合がある。例えば、公債、主な財産譲渡などである。これらの場合、合法性だけでなく内容及び妥当性も審査される。

県議会の決定は、関係省庁によって事前承認を受けなければならないが、合法性に関する審査は行われない。

市町村及び県の活動への監督は、抗議や告訴といった多様な手続きを通して行われる。例えば、多数派による決定に対して少数派が行うもの（中央政府への抗議）、

あるいは不公平な取扱いを受けたと思う市民が行うもの（行政議会オンブズマン及び裁判所への抗議）がある。抗議は、議会、実行委員会あるいは県知事を経て関係省庁に行うこともできる。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

県（Counties）

都市部市町村（Urban Municipalities）　田園部市町村（Rural Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議会（Council）

委員会（Committees）…… 参事会（Executive Board）…… 行政長官、市町村長官（Chief Administrator／Muncipal Secretary）

市町村行政（Muncipal Administration）

フィンランド共和国（フィンランド）

フィンランドは12世紀末〜13世紀初めのころからスウェーデン王国の一部であったが、1809年に自治的な大公国としてロシア帝国に併合された。108年後、1917年12月6日に、フィンランドは独立した主権国家であることを宣言した。

この国は共和国であり、立法権は、一院制の直接選挙による国会（Eduskunta）に帰属し、行政権は、大統領と評議員会に帰属する。前者は選挙委員会で選ばれ、後者は大統領により指名されるが、国会の承認を必要とし、国会に対して責任を有する。

行政目的のためにこの国は12の県により構成されており、461の市町村に分かれている（1986年1月1日現在、94市、367町村）。また、国の地域レベルでの行政目的のために、共同行政体と同様に、いろいろな地区がある。

一　市町村（Kunta,Kommun）　一

フィンランドの市の発達は中世に遡る。一方町村は、1865年と1871年の地方政府法の下で民政が分離された教区から発達したものである。こうした歴史的事情とは関係なく、1976年の地方自治法（Municipal Act）に基づき、市と町村は同じ組織と似通った権限を持つようになっている。

フィンランドの市町村は極めて広範な機能を有する。最も重要な分野は、物理的および行政上の計画、小・中学校、文化および教育活動、保健および社会福祉サービスである。市町村はまた、ある限度内で産業活動を支援することができ、水道、電気、ガス、電話その他の公益事業、公共輸送体系などを運営することができる。市町村は、市町村のみが効果的に提供できる必要なサービスを実施することができる。

市町村の最高意思決定機関は市町村議会であり、直接選挙により4年ごとに選ばれる。議員定数は自治体の人口に応じて17人から85人までの幅がある。統轄する行

政官には市町村議会で選ばれた1年任期の議長か、あるいは議長不在のときには同様にして選ばれる2名の副議長のうちの一人がなる。

自治法56条によれば、市町村議会の重要な責務の一つには、任期不定で、専門職の支配人一人と、一人か二人の助手を指名することがある。地方行政の行政官の長として支配人は地方政府の責務を調整し、日々の行政を監督し、市町村議会と理事会の決定事項の実行を確保し、地方事務の十分且つ効果的な実行を促進する。支配人はその活動について市町村議会に直接責任を有する。

さらに、市町村議会は議員の内外から7人以上の任期2年の理事からなる理事会を選出する。この理事会のなかから理事長一人と一人か二人の副理事長が選ばれる。議長と副議長はこの理事会の会議に出席し、発言することができるが、投票権は持っていない。

市町村理事会の責務には、市町村議会で年間予算その他議決事項の審議・承認を得るために準備し、議会の決議を引き出すことがある。理事会はまた、議決事項を法律面・手続面から判断する権限を有する。もしも誤った議決がなされた場合には、理事会は、その問題の議決事項を実行に移すことを拒否し、個々の案件について、さらなる審議を要求することができる。万一、議会が元の議決に固執する場合は、その案件は県の最終判断に委ねられる。

理事会のもう一つの重要な責任は、一般行政と経済に関連する事項について市町村委員会を監督することである。また、特定の委員会の責任とされていなかった公共財産の管理も行う。市町村の財務帳簿をつけ、年に一回市町村議会に提示し、県および中央政府当局からの要求に応じて、情報を提供する。

加えて、上級行政庁に提出される市町村議会又は委員会の全ての意見と声明は、他に約定がなければ、理事会によって提出される。

理事会とともに執行機能を果たすのは、様々な義務的および任意の委員会である。前者は法により設立が必要とされているのに対して、後者は議会の自由裁量により設立される。委員会の委員は議会により、通常は議員以外の住民から選定され、4年任期である。

委員会は法律で特別に認められた権限の範囲でのみ、より独立して機能することができる。そうでない活動は、主に理事会と委員会の連絡役としての理事会の代表を通じて密接に監督されている。市町村理事会またはその理事長は、委員会の決定事項で、特別に独立した権限として委員会に委任された事項の範囲外のものを、理事会の審議に付すことができる。委員会の決定事項は、このように理事会により否認されたり変更されたりすることがある。委員会に対する監督を強化するため、委員会は、毎年、活動の説明書を理事会に提出することが要求されている。

個々の地方行政当局の人事体系は異なる。しかしながら、市町村の公務員およびその他の職員の給与および待遇は、一方では国家市町村賃金合意委員会（National Municipal Wage Agreement Committee）の、他方では、市町村の公務員およびその他の職員を代表する中央機関の同意に基づいて決められる。市町村の公務員およびその他の職員の年金保険もまた中央で取り決められる。

フィンランドの市町村の歳入の40%は事業、産業、不動産の所得および個人所得からの地方税収入である。次に重要な財源は、州の交付金と補助金であり、続いて、各種の手数料収入と市町村所有財産からの収入である。市町村は、融資、利子および種々雑多な財源からも収入を得ている。

地方税は率制（州所得税のような累進制ではなく）で、税率は現在13.5%から18.75%の間で、市町村により異なる。この税率は中央政府の承認を要しない。

過去数十年にわたり、新しい事務が市町村に下ろされるに従い、中央政府は市町村に対する財政措置を増加させた。1970年代に導入された新しい体系の下で、毎年市町村は財政力により10段階に分類され、これに応じて州の交付金と補助金の段階分けがなされる。平均して、中央からの交付金と補助金は市町村の収入の約19%を占める。市については全収入の約15%であるが、町村ではこれが約28%となる。税行政は全て地方レベルの行政体の責任で行われる。

市町村の自治は国の監督と統制に従う。中央政府による委任をうけた当局の下で機能する県庁は、地方政府を監視するが、市町村に対する強制力は持っていない。唯一の例外は、市町村が明らかに法律違反を犯したり、法律上の義務を果たしてい

ない場合である。この様な場合には、県庁は当該団体に対して、違法な行為を継続しないように、あるいは、必要な救済策を講じるように、要求することができる。このような場合には、主に課徴金として、行政上の制限措置が適用される。しかしながら、実際には、ここ数十年の間この様な措置はほとんど必要がなかった。

市町村当局の行為に対する統制は、また、市町村議会や理事会が行った決定で執行に関するもの以外の決定について、住民に認められた訴える権利により行われる。このような訴えは、初めは県の行政裁判所で争われ、最後には最高行政裁判所で争われる。また逆に市町村は県裁判所あるいは、省庁や内閣を含む政府当局の決定についてこの法廷で争うことができる。

地方政府は元来、全般的な性格を有し、市町村はその果たすべき機能の選択について、自らかなりの発言権を有するが、地方レベルの行政の全てが市町村のものという訳ではない。国家もまた、市町村とは異なる地方レベルの行政地区を通じて、ある役割を果たしている。このような行政地区は問題とする機能に応じて変化する。例えば、裁判所および公訴体系、警察、刑務所、調査、財産区分、課税などであり、従って、お互いに区域は重複する。本当の意味で全般的な問題を扱う地方政府は存在しない。

市町村間の協力

市町村間の共同出資協定は、フィンランドの地方政府の典型的な特徴であり、共同する市町村全域についていろいろな機能に責任を有する共同行政体が設立される。これらのおびただしい数の共同行政体はフィンランド公法（Finnish public law）に基づく法人であり、その資産は当該市町村の一般財産から明確に区別されている。2～3の市町村の共同組織を維持するために設立されるものもあれば、法により定められたもので、県・その他の行政区域・その他の司法管轄区域の地域内全ての市町村を含むものもある。

ひとたび共同出資協定に基づく共同行政体が設立されると、構成する市町村は、組織の機構、管理、経費と収入の配分を明記した基本設立条項を作成する。この基本設立条項は当該県庁に提出され、承認を受ける。共同行政体の最高意思決定機関は議会で、該当市町村議会から代表者が選ばれる。この共同行政体の執行機関は理事会である。共同行政体の下にはまた、いろいろな機関の委員会や理事会がある。

フィンランドには、国と市町村の中間に、選挙によって選ばれる政府がなく、このことは、市町村の重要な機能であって、広範囲の地域が共同して当たる必要のあるものは、主に法定の共同行政体によって処理されていることを意味している。このようにして、この国では、総合病院、精神病院、療養所、職業学校を建設し、地域計画を策定するために、個別の法によって、地域区分されている。

共同行政体の財政には、市町村の財政に適用されているのと同じ法規と規定が、可能な限り、適用されている。しかしながら、いくつかの大きな例外がある。すなわち、例えば、共同行政体の予算収支は、税金によらず、参加している市町村の分担金によって均衡をとっている。言い換えれば、共同行政体の収支の差額は、構成する市町村が個々に支払わなければならないのである。

― 県(Lääni,Län) ―

フィンランドには中間レベルの自治体組織は存在しない。県は州の行政区画としてのみ機能し、内務省ほか関係省庁の監督下にある。主に島によって構成されている最も小さい県オーランド（Åland）には、非常に発達した県の自治政府があるが、これは例外であって、すべての県は議会の援助なしに、一人の知事が治めている。知事は大統領によって指名され内務省に対して、直接の責任を負っている。しかしながら、他の省に関わる事項については、個々の省に対して責任を負う。

実際には、県庁が中央政府の最も重要な出先機関である。その機能には次のようなものがある。計画の監督、公共の秩序と安全、建設、住宅、環境計画、社会福祉・保健、

学校、物価と家賃の調整、動態差押え。

ここしばらく、国と市町村の中間レベルの行政機構改革が議論されてきた。さらに、市町村間が共同して対処できる事務の数を増やすことによって、市町村間の協力が押し広げられている。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

県（Provinces）

市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

理事会（Board）

委員会（Committees）　　支配人（Manager）

市町村部局（Municipal Departments）

フランス共和国（フランス）

1789年の革命に続いて、それまでフランスの行政組織を特徴づけていた複雑な行政区分が廃止された。それに代わって県が（département）が設置され、中央集権主義のもとで中央政府の役人が知事として地域内の行政単位を総括的に監督した。

この強力な中央集権制度は、ほぼ200年間実施されてきた。1963年に政治改革の試みが地域経済計画委員会（CODER）の創設によって開始された。1972年には地域委員会が創設された。1970年代の保守系政府においては、大規模な合併により市町村数が減少するのであれば、市町村（municipalités）により多くの権限を与えるという真剣な試みもなされた。しかし、この提案に対する支持はほとんど無かった。1981年、社会党が政府を引き継いだ際には、行政単位の減少を必要としない地方分権方策を採用することにより、この変化に対する抵抗を乗り越えた。1982年３月から法が施行され、それから地方分権への進行が本格的に始まった。

フランスは大統領が元首である共和制国家であり、大統領が首相と閣僚を任命する。立法権は、元老院と国民議会に与えられている。

フランスの行政区画は規模の大きい順に、22の州（région）、95の県（département）及び５つの海外県、特別な地位を有する地方政府であるインド洋コモロ諸島のマイヨット島、325の郡（arrondissement）、3,075のカントン（canton）、36,433もの市町村（commune）から構成されている。州、県、市町村（ただしフランスでは市町村の区別はない）は、固有の権限、法人格、財源を有する地方自治体の単位でもある。首都パリは、市であるとともに、イル・ド・フランス州（パリ州）知事（Préfet de la région lie de France）として知られる中央政府の任命する役人が県行政の長を務めるという点で独特である。

―市町村―

フランスの市町村は憲法で保証されており、その権限と職務は法律で規定されている。基本法は1884年まで遡るが、その他の法、デクレ（法律と同じ効力を持つ命令）やオルドナンス（国会からの授権による立法）がこれに加えられ、ほとんどが1957年の市町村行政法典に組み入れられている。1979年にいくつかのデクレが発布されたが、これにより市町村行政法典が修正され、市町村に適用される法や規則が市町村法典に組み入れられた。1982年に始まった第１ステップは、市町村、県、州の活動の権利と自由に関する1982年５月２日法第213号を適用した新政権の地方分権政策であった。この後に、国と地方自治体の権限の配分に関する1983年１月法と６月法及び財源の配分に関する法が制定された。この３つの法は、地方自治体の組織、地方自治体の人事、地方選挙、自治体間の協力、地方行政への住民参加に関する他の法律によって補足されてきている。

一般に、フランスの市町村は人口が少なく、その約90％が2000人以下であるが、一方、国の人口の20％がパリ州に集中している。各市町村に議会があるが、議員数は住民が100人以下の市町村は９人、30万人以上では49人と幅がある。いくつかの大都市圏では別の制度が実施されており、パリでは109人、リヨンでは61人、マルセイユでは63人、ツールーズとニースでは49人の議員がいる。

地方在住者である選挙人が、直接普通選挙により任期を６年として議員を選出する。選挙は比例代表制により名簿式２回投票制で行われる。住民が30,000人以下の市町村では、候補者（名簿）が第１回投票で当選するためには、有効投票の絶対多数かつ選挙人名簿の４分の１以上の得票を獲得しなければならない。第１回投票で当選者がこの条件を満たすことができなかった場合、第２回投票が行われるが、第２回投票では相対多数により当選者（名簿）が決まり、複数の候補者（名簿）が同じ得票数の場合は、最年長者（名簿）が当選となる。さらに第２回投票では、投票者は投票を分けることができる。すなわち投票者は、候補者名簿に記載してある候補者の氏名を消去し、他の名簿の氏名に変更することができる。2,500人以下の市町村では、議員定数と同人数の候補者が記載された名簿を提出することは強制され

ない。候補者名簿に対しての投票だけでなく個人別投票も認められている。そして30,000人以上の市町村では、選挙は絶対多数・2回投票制で行われる。また、議員定数と同人数の候補者を記載した名簿が提出され変更することができない。すなわち、候補者氏名の追加、消去、表示順の変更ができない。当選するためには、名簿は小規模市町村におけるのと同様、第1回及び第2回投票で同じ多数条件を満たさねばならない。第2回投票で決まらない場合、候補者の平均年齢が最も高い名簿が当選となる。都市部では選挙が政治的なものであるのに対し、小規模市町村の投票は個人本位で投票される傾向がある。

各議会は、議員の中から市町村長（maire）を選出する。市町村長は一般に政治的に選出される。また、人口に応じて法令に基づき2～13人の助役（adjoints）が選出される。さらに地方議会は市町村長の提案に基づき、議会が委任する期間務める1～5人の補完的助役（adjoints suppl mentaires）の任命を決定することができる。市町村長と助役が共に議長局（municipalité）を構成し、何らかの理由で罷免されない限りこの資格で任期中務める。市町村長は地方行政を法的に執行する唯一の機関であるが、市町村長はデクレにより自らの監督と責任のもとに、職務の一部を1ないし数人の助役に委任することができる。助役が欠けていたり、忌避された場合には地方議会の議員に委任することができる。市町村長が不在、職務停止、罷免や他の理由で一時的にその職務を果たせない場合には、あらかじめ任命されている順により助役が代行するが、それができない場合は、議会に指名された議員、法により就任する地方自治体の職員の順で代行する。

市町村議会は、少なくとも年4回開催されねばならない。市町村長が適切であると判断する場合、議員の2分の1以上の要請がある場合、1982年より県地方長官（commissaire de la république）と改名された県における国の代表者である県知事（préfét）の要請による場合にも開催されねばならない。議会は総括的な権限を持ち、従って地方の利益に関するすべての事項について審議することができる。例えば地方財政（予算の採択、課税の実施、公債の発行）、組織、市町村財産の管理、道路管理、社会サービス及び公営企業の提供などである。1982年3月2日の地方分

権法のもとでは、市町村議会の経済分野における権限が拡大され、経済発展を促進する目的で直接、間接の援助を与えたり、地域社会経済の利益を保護するために財政困難に陥った企業を援助できるようになった。地方では市町村議会はまた、民間企業がない場合に、生活上不可欠なサービス（すなわち、食料品店、肉屋、コーヒーショップなど）の提供を行うこともある。

議会は、業務を円滑に進めるため、議会に常任委員会と特別委員会を設置することができる。委員会の数と規模は、市町村により様々である。常任委員会は、議会の閉会中にも存続し、特別委員会は議会に提出される特別な問題について調査、勧告を行う。

市町村長は2つの職務を持つ。市町村長は国の代理機関であり、また、地方自治体の長でもある。地方自治体の長として、市町村長は地方議会の決定を執行する責任を負い、議会の管理下に、議案を作成し、議会を統轄し、公共事業の進行管理を行い、法的な問題や中央政府との関係で市町村を代表し、市町村の人事を管理し、議会の審議のために法案を提出し、各年度の予算案を提出し議会の承認を得る。市町村法典のもとでは、議会は議会に与えられている権限、すなわち公共サービスに利用される市町村所有地の配属の決定及び修正、予算に基づく投資的経費のための起債、保険契約、各種公共サービスの料金設定などの一部または全部を、その任期中市町村長に委任できる。これらの権限により市町村長が下す決定は、本人が個人的に署名しなくてはならない。そして市町村長は議会に対して責任を負い、議会はいつでもこの委任を解除できる。

多くの場合、市町村予算は会計官と合同で、時には会計官により作成される。会計官は国が任命する国家公務員である。会計官は、市町村長と共にすべての支出を承認しなければならない。しかし会計官は市町村長が行った決定の適否の判断により支払いをするかどうか決める権限は有していない。会計官が経費の支出を停止した場合、市町村長はその責任において、会計官に対し支払いを行うよう要求書を提出する権利がある。これに対し、会計官は次のような場合を除き早急に回答しなければならない。資金不足の場合、不法、不適切な経費や予算に計上されていない経

費に対する支払いの場合、付属書類が不足する場合である。この制度のもとでは、小規模市町村は、無報酬で有資格のある会計士を置くことができる。会計士は、予算の準備、もしくはその手助けをし、予算が適切に執行されているかどうか管理を行い、常任の財政顧問として務める。

フランスの市町村が使用できる財源は、それが経常支出か資本支出のどちらに充てられるかで異っている。経常支出に関して最大の、そして多くの場合重要な歳入の一つが、中央政府からの交付金（dotation globale de fonctionnement）である。これは2つの要素から構成される。国が徴収する給与所得税からの市町村の全年の収入に基づいて決定される基準交付金と、市町村の財政負担能力と税収額に応じて額が異なる比例交付金である。また、建物のない土地、土地の建造物、住居、職業、家庭のごみ処理サービスに課税される地方直接税や、公共交通機関の料金減額やサービス、設備、駅などの提供、維持管理に使用される目的税である運輸税もある。投資的経費のための歳入は、建物の建築、改築、増築や、容積率に対する課税、国が徴収する交通違反金の配分、付加価値税の還付金、中央政府、州、県からの補助金、起債から得ている。

大規模市町村では、日常の行政は事務局長の監督のもとに執行されることが多い。各部長は事務局長に報告し、局長は直接市町村長に対して責任を負う。同時に市町村長と助役は市町村の1、2以上の部局を総括的に監督することもできる。これらの市町村において、市町村長は第一に政策立案者であり政治指導者でもある。小規模市町村では、時として行政府の長が校長であることがある。その場合、校長は国家公務員でもあるが、行政の職務と同様、教職についても報酬を受ける。

一般に市町村長と議会の関係は、市町村長の個性と信望、そしてある程度議会内の政治力のバランスにより決定される。時々、議員の間で市町村長の行政が個人的すぎると思われる場合や、政策的な理由から対立が起こることもある。この対立が地方行政の適正な執行を極度に妨げる場合、県地方長官により両者を妥協に導くための方策が取られる。この努力が失敗に終わった場合、県地方長官は議会の解散を勧告し、その後閣僚会議のデクレによって解散が行なわれる。この場合、まれでは

あるが、県地方長官は解散後2か月以内に実施される選挙まで、純粋に義務的で緊急性を有する不可欠な行政事務を執行するために特別委任者を任命する。

市町村の職務に責任を負うことのほか、市町村長はまた国の代理人であり、その地位において県地方長官もしくは副長官に対して直接責任を負い、人口動態調査、統計情報やその他の情報の収集、法や規則の公布とその執行、司法調査権の行使、行政執行管理者としての役割を担う。

最後に、市町村長は地方警察に関し、公共の法秩序、治安、安全、公衆衛生を保証するための個人的権限を有する。地方自治体の活動の権利と自由に関する1982年3月2日法の規定では、国家警察が設置されている市町村の市町村長（原則的に人口10,000人以上の市町村）は、公共の場所における治安妨害と法秩序の保護に関する職務を除く警察権を有している。しかし、警察権を執行する際には、市長はもはや県地方長官に対して責任を負うのではなく、単にその監督下に置かれるのであり、国よりもむしろ地方政府が最終的な責任を負う。同時に県地方長官は、公衆衛生や治安のための方策が取られなかったり、また、適切に執行されない場合は市町村の警察権の全部または一部を代位して執行する権限を有している。

1982年3月2日法の第1条は「市町村、県、州は選挙された議員により自由に統治される」と規定している。自由な統治とは、国の干渉を受けず決定がなされ、選挙で選ばれた地方の代表がこれらの決定に全責任を負うことを意味している。具体的には以下のことを意味する。

- 議会の行為（特に経済的事項、地方の公共サービスの管理、公債の発行やその担保、議会の入札や契約に関して）に対する事前の承認は廃止された。現在は、地方の決定はただちに執行力を持ち、官報または他の方法で周知されて2週間以内に県地方長官に通知される。県地方長官がその行為を違法とみなす場合、行政裁判を申請し、取り消すことができる。またそれに不満な団体は行政裁判所への直接請求権や、この行政裁判所で問題を取り上げるよう国会へ要請する権利を有する。

・地方自治体によってなされた決定を取り消したり、法律上無効の宣言をするための手続きは廃止された。

・市町村長の決定は県地方長官によって一時停止されたり、取り消されることがない。

・議員の辞表は県地方長官ではなくて市町村長に提出される。

・県地方長官は3会期連続して議会を欠席したことを理由に地方議員を解職できない。

・市町村長の停職は1か月を越えてはならず、また県地方長官ではなく、大臣によって命令されるものである。

・許可、賃貸契約や規則の様式は詳細ではなく総括的に作成されている。

・地方議会は不動産の処分にあたり監督官を招く必要がない。

・上級官庁は贈与や遺贈の際に介入することができない。

・予算は事前の承認を必要としない。むしろ法に適合しているかどうかの事後の管理が行政裁判所と州監査院のみによってなされる。州監査院は終身で任命される行政長官で構成されるが、行政長官のいく人かは国の監査院のメンバーでもある。この管理は適否を判断するのではなく、予算規則に適合しているかどうかが問題となる。管理すべき事項は法により厳格に定義されている。すなわち、予算が採択されない場合、不均衡な予算が採択された場合、前年度に財政的赤字があった場合、義務的経費が計上されていない場合である。

市町村の連合制度

フランスの法律のもとでは長い間、市町村が共通の職務を執行するために、様々な形態の共同体で仕事をすることが可能であった。たとえば、市町村は合併して新しい市町村を形成することができ、800以上の合併が実施されてきている。また市町村組合（syndicat)、すなわち単一もしくは複数の職務を執行することを目的と

する独自の課税制度をもつ共同体を設立することができる。現在、約2,000の複数目的を持つ組合と11,600を超える単一目的を持つ組合がある。最後に市町村連合区が設立されることもあるが、今までの約150の連合区が設立されている。これらの連合区は小・中規模の市町村に集中しているが、時には大都市にもある。連合区の規則は多少組合の規則とは相違しているが、複数目的を持つ組合とは大きな相似点がある。住宅、消防、他の機能や固有の税に関する義務的権限を有している。

さらに1961年12月31日法（この法は地方政府法典の一部を成している）により、広域都市圏（communauté urbaines）が用意された。この機関は50,000人以上が住む都市地域にのみ設立され、主として資本支出に関係する問題の解決を目的としている。もともとこの型の共同体はボルドー、リール、リヨン、ストラスブールの隣接地域に適用されたものであった。その後ダンケルク、ル・クルソー、モンソル・ミヌ、シェルブール、ル・マンーブレストの5か所で自発的に広域都市圏が設立された。広域都市圏は市町村連合区の場合よりも強制的な権限を与えられている。広域都市圏は大都市圏の広域的な利益に関わる事項を処理する。例えば都市計画、計画区域の設定、都市交通、住宅、消防、駐車場、水道、下水道、ごみ処理などである。広域都市圏の評議会はまた、文化、スポーツ、社会教育施設、公衆衛生、緑地、公共の照明に関する事務を行うことを議決することもできる。さらに、広域都市圏のメンバーの市町村議会は、他のサービスや公共事業を実施する権限を広域都市圏評議会に与えることに同意する場合もある。

広域都市圏の管理体は、50人から90人の評議員からなる評議会である。評議員の数は広域都市圏の人口と、広域都市圏が包含する地方自治体の数によって決定される。すべての地方自治体は各議会によって選出される評議員によって直接代表される。市町村の人口が少ないため評議会に議席を確保できない場合は、市町村は選挙区を形成し、評議員はこれらの市町村の市長村長で構成される選挙委員会により選出される。各広域都市圏評議会は議長を選出し、議長は、全市町村の発言の機会を保証するため、時々諮問を目的として全市長村長会議を招集する。

1970年7月10日法（この法は市町村法典に組み入れられている）のもとで、新都

市（villes nouvelles）の設立のための条項が設けられた。新都市は雇用、住宅、広範囲の公的・私的アメニティを提供するバランスの取れた市街地開発を意図している。新都市は、メンバーとなる市町村議会に計画実施の組織について協議した後、関係する市町村議会と計画区域を記載したデクレにより設立される。新都市には、様々な形態の組織がある。例えば新市街地（ensenmle urbain）や計画区域内の市町村議会の権限がそのまま維持される都市整備組合である。また、区域が新都市と一致する広域都市圏である場合もある。移行期間には、広域都市圏は市町村議会と同じ条件を適用される評議会によって管理される。評議会は一部メンバーの市町村議会により指名される評議員と、一部県議会により選出される評議員とで構成される。2つの例外はあるが新都市は市町村組合の概念に基づいている。（新都市の法制度を改正する法案が1983年7月13日に採択された）

市町村はサービスを提供し、お互いの利益となる事業を実施することを目的として、市町村組合、市町村連合区、広域都市圏、県、州、商工会議所、農業会議所、職業会議所や他の公共団体など他の議会と複合組合（associations mixtes）を設立することもできる。現在540を超えるこのような団体が存在する。

県（Départments）

県は、1982年3月2日法第213号により修正された1871年8月法に従って組織され運営されている。県には2つの機能がある。国の行政区画及び地方自治体としての機能である。市町村と同様、県には14人から76人の議員からなる議会（conseil général）がある。議員は2回投票制で直接普通選挙により1カントン（単なる選挙区画）につき1議員を基本に選出される。第1回投票で当選するためには、候補者は過半数でかつ選挙人名簿の4分の1以上の得票を得ねばならない。第2回投票では相対多数が要求される。また、第2回選挙に立候補するためには、少なくとも選挙人名簿の有権者数の10%の得票が必要である。議員の任期は6年で、再選は妨

げられず、3年ごとにその半数が改選される。県議会議員は時として国民議会や元老院の議員を兼ねていたり、市町村に公職を持つこともある。各議会は、必要に応じて選出される他の多くのメンバー同様、議員の中から議長、4～10人の副議長を選出し、共に議長局を構成する。

議会は議長の招集により少なくとも4半期に一度開催されなくてはならない。同様に議長局の要請と議員の3分の1の要請がある場合にも開催されなければならない。また例外的ではあるがデクレにより招集されることもある。議会は公開され、議決は議員総数の絶対多数による。議会は県の事業の管理に関して総括的な責任を負い、広範囲の権限を持つ。県の業務としては、例えば、中等教育、学校や大学の建物の維持管理、道路事業、社会援助、予防医学・衛生、子供や青年に対する社会サービス、などがある。最近、県は市町村と同様、経済分野に介入するための新しい権限を与えられた。県はまた元老院議員と州議会の地方政府代表を選出しなければならない。いかなる理由であれ県議会が機能できない場合は、理由を明確に述べられ閣僚会議のデクレにより解散させられる。この場合、議長が日常業務の責任を負うが、その決定は、県における国の役人である県地方長官の同意がある場合にのみ執行できる。

従来、県地方長官が県行政の長であったが、1982年3月2日法の条項によりこの職務は議長に与えられた。県行政の長として、議長は県議会と議長局会議を主宰するとともに、予算案の準備をし、日常業務の監督をし、県財政に責任を負い、特に交通に関する特定の警察権の行使を行う。議長はまた、毎年県の状況報告書を作成するが、それは議会で討論に付される。県レベルで執行される国のサービスに関して県地方長官が提出する特別報告書についても同様である。

従来の県委員会に代わって議長局が議長の職務執行を補佐する。県議会は予算に関する権限を除いて、その権限を議長局に委任できる。また県議会議長は権限の一部を自らの監督と責任において副議長に、また必要であれば、他の議員に委任することができる。何らかの理由で議長職が空席となった場合、この職務は予め指定されている順番で副議長が執行し、それができない場合は、一般の議員が執行する。

県議会議長への行政権の移管に伴い、県議会議長と県地方長官の間の職務の再配分が行われた。県議会議長と県地方長官は共同で、県レベルで実施される国の行政サービスと県の行政サービス活動の調整を行う責任がある。議長は、議会の決議の準備及びその執行を行うために様々な中央政府が提供する各種のサービスを利用できる。議長はこれらのサービスを実行するために必要なすべての命令を発する権限を有する。

1982年3月2日の地方分権法の条項では、県当局の法、条例、デクレや決定が正当に執行できるようになった。財政管理と適法性のための管理は、決定がなされた後、また裁判に基づいてのみ行われる。さらに、県地方長官の役割は完全に変わった。県地方長官は閣僚会議の決定により任命される。県地方長官は各大臣を代表し、中央政府の県内全出先機関を監督する権限を持ち、県レベルで国を代表し、すべての決定を行う。県地方長官だけが国の名において県議会で意見を陳述する権限を有する。県地方長官は以下のことに関し責任を負う。国家的利益の保証、法律の遵守、法秩序の維持、地方自治体の行為に対する行政監督、県と市町村の権限行使の監視、要請に基づく県議会議長と市町村長に対する職務遂行に必要な情報の提供である。最後に、県地方長官は、総括的な警察権に関し独占的な権限を持つ。県地方長官は市長村長や県議会議長が警察権を行使しない場合や催告に応じない場合、その権限を代理行使できる。県地方長官はまた消防設備と緊急サービスに関する権限を持ち、すべての緊急時の計画を実行できる。

州(Région)

州に固有の権限と法人格が与えられたのは、最近のことである。それ以前には、州は様々な行政上の機能を執行するための国の行政区画であった。1960年にデクレにより初めて設立された時には、当初の目的は国の経済計画を実現することであり、州知事が中心的な役割を果たすものとされた。1972年までに22州が議会と経済社会

委員会を有する公共団体となった。議会は、州選出の国民議会議員と元老院議員及び県・市町村議会の代表で構成され、経済社会委員会は州地方長官が委員長を務める。州が県や市町村のような地方公共団体となったのは10年後であった。州は直接普通選挙で選出される議会により管理され、議会は次のような権限を持っている。県と市町村の自治権及び職務に応じて、州の経済的、社会的、文化的、科学的発展と地域計画を促進すること、法で規定された分野において国や地域内の他の自治体の活動を補完する方策を講じること、国や他の地域の自治体や団体と協定を締結して共同で活動を行うことなどである。具体的には、投資や経済開発計画とその実施、職業訓練と訓練機会の対策、芸術、文化、娯楽、レジャーの各施設、観光産業や文化遺産の保護などがある。

各議会は議員の中から議長、副議長、適当であれば他のメンバーを選出し、これらのメンバーで議長局を構成する。一般に州議会の機能には県議会と同じ条件が適用される。経済社会委員会（Conseil Economique et Social; CES）が議会に対して顧問の立場で活動している。この委員会には州内で経済、社会、職業、家庭、教育、文化、スポーツなどの分野で活動している組織の代表が集められている。州における国の計画の準備及び執行、州の開発計画及びその実施、州予算の総括的な概要については、この委員会に諮問しなければならない。また、すべての経済的、文化的事業の計画についても諮問しなければならず、州の権限に属するすべての事項について意見を述べることができる。以前は、経済開発委員会と州議会の職を兼任できたが、現在はできない。

1982年3月2日法の条項では、州議会議長が行政の長として州長官にとって代わった。州の長としての職務は以下のとおりである。議会の議決の準備・執行、歳入・歳出の管理、州議会を代表して州行政の監督、州レベルで実施される国のサービスの監督である。県議会議長と同様、州議会議長は権限の一部を副議長、または必要であれば州議会の他の議員に委任することができる。州議会議長と州地方長官は内務大臣の承認を得て、2者間の職務の配分に関して協定を締結することができる。将来、州は経済的、社会的発展に関する事項だけでなく、地域内の県や市町村の権

利と義務を適切に考慮しながら、文化的発展や税務に関する事項に関わることになるだろう。また、職務を遂行していく上で、県、市町村や国と提携することもあろう。1972年法で与えられた経済的権限は拡張されてきており、現在は市町村に適用されている権限とほぼ同様である。また州は、国に代わり、州の開発企業や複合経済企業を助成する資本投資企業に対して経済援助を行ったり、直接州の利益となる事業に関する運営経費を負担することもできる。さらに州は、国の計画に対し意見を述べたり、関係する地方団体と協議して州の計画を作成し、承認するといった調整役の機能も有する。州は州内で調整された地方公共投資を促進する政策を州内の地方団体に勧告する。

市町村や県の場合と同様、州政府の審議、デクレ、法令、議決は執行力を持ち、また同じ条件を受ける。行政管理、財政管理は廃止され、州地方長官により市町村の場合と同じ方法で管理される。

州地方長官は閣僚会議のデクレにより任命される。州地方長官は各大臣を代表し、国の州における行政サービスを執行・管理し、国会のデクレに特別に記載された例外の適用を受ける。州地方長官だけが州議会で国を代表して意見を述べる権限を有する。

州地方長官はまた国の利益、法の遵守、行政的な監督について責任を負う。1982年3月2日法により規定されている事項について、州地方長官は州における政府代表が従来持っていた権限を執行し、州政府による権限執行の法律上の監督をする。

州地方長官は要請に基づき、職務を遂行するために州議会議長が必要とする情報を提供する。同様に必要な情報を州議会議長から受ける。

政府組織の類型

国

州（Régions）

県（Départements）

郡（Arrondissements）

カントン（Cantons）

市町村（Communes）

市町村政府の構造

有権者

議会

議長局

市町村長（助役）

事務局長 ―― 市町村部局

ベルギー王国（ベルギー）

ベルギーは1830年にオランダからの独立を宣言し、いくつかのヨーロッパの勢力による何世紀にもわたる支配を終息させ、国家となった。立憲君主制で、行政府の長及び内閣の最高責任者である首相と、二院制の議会を持つ。

歴史的及び地理的に、ベルギーの住民はフラマン人（Flemish）とフランス人（French）の二つの主要な文化的集団に分かれる。また、東部には住民がドイツ語を話す小さな地域があり、第一次世界大戦後、ベルギー領と認められた。二つの主要な文化的集団における慣習上、言語上の基本的な違いやそれぞれの地域での不公平な経済発展が、社会不安の原因となってきた。このような格差を緩和するために、さまざまな地域の境界確定がなされてきた。1970年の憲法改正では、フランス語地区、オランダ語地区、首都ブリュッセルの混合言語地域（都市区域の19のコミューン（municipalities）だけで構成される）、さらにドイツ語地域にそれぞれ分割された。それぞれの自治体は、公用語を決定した上で、そのいずれかの地域に属しなければならなくなり、その地域の境界は、議会の法律によって変更し得ることになった。

さらに、1970年の憲法修正により、全国をワロン地方（Walloon Region）とフラマン地方（Flemish Region）とブリュッセル地方（Brussel Region）とから構成されるものと規定した。しかし、実際は、法律によってワロン地方とフラマン地方の行政区画が決められ、それぞれの組織と機能についての規則が決められたのは、1980年になってからであり、ブリュッセル問題については、持越しとなった。また、1980年には、フラマン、フランス、ドイツの３つの文化的共同体を規定した憲法第３条第ｃ項も改正された。これは、それぞれの共同体から、個人に関する責務の範囲において「文化的」という字句を外すというもので、つまりその範囲においては、地域の公用語でなくとも自分自身の言語を用いて当局と通信してよいというものである。これらの事項には、健康に関する政策、維持及び教育、個人的扶助、健康や個人的扶助に関することがらの科学的研究などがある。すべての市民は、これら共同体のいずれかに属することになる。

各々の共同体や地方は、固有の政府や一定の権限を持つが、ブリュッセルは例外的に課税権を有する。一方、フラマン共同体とフラマン地方は、一つの政府として行政組織になっているが、フランス共同体とワロン地方はその限りではない。

ベルギーの行政構造を見てみると、9つの州（province）と、それが43の郡（arrondissement）と小郡（canton）に、さらに589の市町村（municipality）に細分されている。市町村の合併が進められた結果、1971年から1977年の間に総数の25％が減少した。しかし、今も人口2000人以下の市町村が残っている。州と市町村は、それぞれ自治権、立法権、自主財源を持つ。1971年に成立した法律により、市町村は、関係市町村と共同で、自治業務を行うことができる。現在は、ブリュッセル首都圏でブリュッセル市と周辺の18の市町村によって作られた行政組織があるだけである。

さらに、1922年の法律により、市町村は、ガス、電気、上水道の供給、廃棄物の収集・処理、土地政策、住宅政策などの業務を遂行するため、市町村間の組合を設立することができる。これらの市町村組合は、法人格を持ち、市町村に比べ、行政規則に縛られたり、監督下に置かれることが少ない。

市町村（Gemeenten, Communes）

ベルギーの市町村の自治権は、憲法が保障しており、その組織及び権限は、1836年の地方自治体法（Communal Law）とそれに基づく法律によって定められている。

それぞれ議会を持ち、議員は比例代表制方式で6年ごとに選挙で選出される。議会の定数は、最小の自治体の7名から最大のところで55名となっている。議会は地域の利益に係わるすべての事項を決定する権限を有している。議会の決定には、細目的なものと一般的性質のものがある。前者の例としては、市町村の事業についての規則の制定、公共事業の決定、予算の策定、会計監査、租税の賦課、あるいは地方政府のサービス全般にわたる指示がある。一般的性質のものとしては、政策を決

定したり、市長や理事会の決定を承認したり、提出された懸案に対して意見を述べることが挙げられる。

行政の一般的な関心事についてその目的のために、市町村の議会は中央当局の機関（organs）という機能を持つ。そういったことがらは法律で特に委任されるか、または直接規定される。この重要な機能の一つに、比例代表制に従った、社会福祉協議会委員（以前の公的扶助委員会を指す）の任命がある。この機関は、社会的な援助を必要とする人々に、行政施設、社会サービスを提供するなど、あらゆるタイプの援助を行う団体である。

議会は、そのメンバーの中から2名ないしは9名の議員を、市長とともに議会監督のための委員（board for the mandate of the council）として選出する。委員会は日々の地域行政を監視し、議会の議決を実行に移し、歳入状況を調査し、公有財産を管理し、警察を除く自治体の人事を監督し、裁判においては市町村を代表し、議会の決めた都市経済計画に基づく市町村の発展を監督する。また、委員会には、選挙法の実施など、州や中央政府から委任された業務を果たす責任もある。委員会のメンバーは、慣例上、それぞれ1ないし2の自治体の部局を監督する責任があるが、すべての決定は、委員会全体で行われる。

国王の任命する市長は、市町村議会の議員の中から推薦され、市町村の最高責任者として、6年の任期を果たす。ただ、場合によっては議員以外から推薦することもできるが、このようなケースはめったになく、また、この場合は、州議会の委員会の承認が先ず必要である。その結果、市長の選出は政治的選択により、その地域での第一党、あるいは政党連合の代表が、市長として政治的に選ばれることになる。市長は、儀礼上、市町村の長としての任務を果たすほか、議会及び委員会を主宰する。市長の最も重要な任務は、議会や委員会の決めた法律や規則が実行されているかを監督することである。中央政府に代わって市長は、警察や戸籍登記所の運営と組織に対して責任と権限を有している。市長は、州知事や中央、地方、コミュニティの政府に対しても責任を負っている。

日常の自治行政の監督は、上位当局が指名、留保、免職について承認を与える事

務局長（municipal secretary）に委任されている。

ベルギーの市町村活動を遂行するための財源は、中央政府の補助金と資産、個人所得、給与に付加的に賦課されるものと、道路諸税である。

地方自治体は、純粋に自治的なことがらの決定について、大幅な裁量が認められているが、議会、委員会、市長のすべての規律は、上位当局の監督の下に服し、法による監視（法の規律 control of legality）と全体の利益による監視（適宜の規律 control of expediency）がなされている。

この監督行為には、一般的監督による取消、特別監督による承認、強制的な監督、そして提訴という4つの形式がある。最初に挙げた監督行為が「一般的」と言われるのは、この監督行為が法的な根拠をもつ場合、法律で明文な規定がなくとも、市町村を行政的に従わせることができるからである。したがって、市町村の住民が2万人を越えていたり、越権行為や違法行為を行ったりして、市町村全体の利益に反すると認められる場合には、地方自治法の規定により、議会、委員会、市長の規律は、知事によって留保されたり、地方の政府やその知事によって取消されることがある。

「特別」監督（"special" control）というのは、それに服すべき規律を個別にあるいは概念的に挙げねばならないということである。政府や地方政府の承認が必要な時は、地方委員会がそれに先立って承認を与えなければならない。1984年の法律によって、特別監督を受ける市町村の決定事項の数が減少した。以前はこれは主として財政に関して行われた。すなわち年間予算及び会計、長期貸付、公債及び抵当、租税、手数料、科料などの賦課、自治体の不動産取引、贈与、遺産の受取り、特定の単純な計画に関することなどである。

強制的監督というのは、自治体機関の無作為や瑕疵を正すため、法律により監督当局に与えられた特権である。これは職権行為として行われる。つまり、予算の項目として義務的経費を計上したり、承認された地方債を償還するために特別な税を課税したり、あるいは、例えば、さまざまな要求に応じた情報やコメントを得たり、一般の法律、規則、または地方の議会、委員会の定める行政命令、規則を制定した

りするための特別委員を任命したりといったことである。この監督が行われるのは非常に例外的である。

提訴は、個人、行政当局双方に認められているもので、財産処分、自治体職員の停職、解雇に関して、地方委員会が行う承認、不承認の決定に対してのみ適用される。

州（Provincies）

ベルギーには、市町村と同様、州毎に議会があり、議員は比例代表制により公選され、任期は4年である。議員数は50人から90人である。定例議会では、他機関に委任されている場合を除き、州に関するすべての事項について法律を制定する。具体的には、年間予算の準備や会計報告、公立施設の設置、改善、債務や不動産等に関すること、手数料、租税の賦課などが含まれる。議会は、国に代わって、数名の上院議員を選出したり、一定の司法関係者の任命に際し候補者を出したり、中央政府に対して具申したり、自治体行政に関する事項に関して決定を下したりする。議長は、議員の中から互選される。

最近の地方自治法の改正によって、議会の機能は大きく変化した。一方で市町村の議会が多くの決定に関与することがなくなったのに対して、州議会は、必要に応じて議会を招集できるようになった。実際には、1836年から1983年までの間、州議会は毎年2回しか開催されていなかった。

休会中の議会運営は、多数決で、または名簿から選ばれた6名の理事から成る理事会が行う。理事の任期は4年である。このような制度では、理事会は野党の代表が不在となり、多数党の連合となりやすい。理事会は議会の決定の執行状況と州における日々の行政を監督する。理事会には議案提出権があるが、これに対して知事は意見を異にする場合は、知事の了解のもと、国王への提訴をもって異議を唱えることができる。

理事会の任務は、主に州の財産および財政を管理することにある。予算は議会によって採択されるが、中でも予算編成は重要な職務となっている。また、予算の採択、会計上の報告の受理、任命、告訴を除き、休会中は州議会の権限を執行することができる。理事会は自治体行政の監督に対して、特に、事前承認や承認に先立つ助言に関して、重要な役割を果たしている。

国王の任命する知事（Crown-appointed governor）は、理事会の投票権を持ち、理事会を統括する。中央政府に代わって、国の法律を遵守し国家の規則命令に基づく一般行政を監督し、警察権力の行使を含めて公的秩序を維持し、議会及び理事会の決定に関し予審を行い、また、その遂行を監督し、そして管轄区域内での州、市長村、郡の活動に対して、一般的な監督を行う。州議会の決定が公益に反すると知事が判断した場合、その執行を停止したり、法律の範囲内で、いかなる手段を取ることができ、最終的判断を国王に求めることも可能である。

州の当局に対する中央政府の監督は、市町村に対するそれに類似しており、その決定が適法性と公益性に照らして妥当なものかを見るのが一般的である。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

州（Provinces）

郡（Districts／Cantons）

市町村（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

［事務局長（Municipal Secretary）］

理事会（市長含む）（Board）

市町村部局（Municipal Departments）

ポルトガル共和国（ポルトガル）

ヨーロッパにおける最も古い国のひとつであるポルトガルは、隣国のスペインと密接に関連した歴史を有する。1910年、何世紀にもわたって存在した君主制が廃止された。それ以来、この国は、何年かの社会不安や経済的窮乏をいくたびか経ながらも、平穏と繁栄の時代を経験してきている。1974年、軍事クーデターによって保守的な体制が廃され、国家発展の新時代が始まった。

1976年憲法のもと、ポルトガル共和国（Republic of Portugal）は民主的に選出された大統領に率いられており、大統領は国会の選挙結果に従って首相を任命する。立法権は共和国議会（Assembleia da Republica）によって行使される。

1976年憲法の第3編第7節及び第8節によれば、ポルトガルの地方行政単位は、区（parish）、市（municipality）及び地方（region）であるが、地方には2種類ある。すなわち、マデイラ（Madeira）群島とアソーレス（Azores）群島における自治地方（autonomous region）と大陸における行政地方（administrative region）である。しかしながら、後者は未だ確立されたものではなく、そこで現在の行政区分は、4,052区（本土に3,848区、群島に204区）、これらがそれぞれ集合して305市（本土に275市、群島に30市）、さらにこれら市が集合して大陸における18県（district）と群島における2自治地方となっている。県は暫定的な単位であり、行政地方（その数は決定されていない）が設置される時まで機能する予定である。

このほか、1976年以来、自治地方として機能しているアソーレス群島及びマデイラ群島、特殊な地理的位置と歴史的背景に基づく独自の地位を有する極東のマカオ（Macao）がある。リスボン（Lisbon）市及びポルト（Porto）市はかつて行政区（ward）に分割されていたが、1980年に行政区は廃止され、行政区の従前の機能は、中央政府の行政機構に吸収された。

市は、ポルトガルにおける典型的かつ伝統的地方行政形態であり、ローマにその起源を有し、12世紀建国時にまで遡ることができる。しかしながら、それらを治める法令は16世紀の改革までは標準化されたものではなかったし、現在の形態の多く

はやっと19世紀になって得られたものである。現行の市の機能及び権限は1984年3月29日法律第100／84号に規定されており、また、市の財政制度は同じく1984年3月29日法律第98／84号に定義されている。真の地方自治単位を創設するため、現在これら以外の法律について検討されている。

— 市（Conselhos or Municipios）—

市は、都市または非都市に分類され、非都市は人口と税収を基にさらに分類される。この制度は非常に時代遅れのものなので、新しい基準に基づく現代的な分類方法が現在考案されつつある。

憲法に従い、市は、住民の利益と福祉を増進する一般的権限を有している。市は、それぞれの財政的及び人的資源上の能力に基づき、公共の財産を管理し、健康・衛生施設を提供し、水とエネルギーを供給し、公共の輸送、市場、文化及びレジャーの便益を提供し、そして各種社会福祉サービスを提供する。また、市は、治安、警察、消防、初等教育、住宅、都市計画、家庭ゴミの収集、農林水産及び狩猟に係る便益、貿易及び観光の事務を行う。加えて、市は、法律もしくは中央政府の規制に従って共管で行使する諸権限を有する。これら諸権限は、主に技術的分野において存し、その目的は手続きを一定程度画一化しようというものである。

また、市は、共通の利益に係る活動もしくはサービスの提供のために他の市と連合（association）や同盟（federation）を形成することができる。市は、毎年活動実施計画を策定するが、これは時に中央政府と守備範囲について衝突し、あるいは両者とも活動を予定しない空白を招くこともあり得る。

市における主要な政府機関は、議会（assembleia municipal）と市参事会（câmara municipal）である。議会は地方立法府であり、比例代表制に基づく直接・秘密の普通選挙によって選出された者と管内の区の区長によって構成されるが、彼らの任期はすべて4年である。直接選挙で選出される者の数は、間接的に選出される者の

数より常に多くなければならない。議会は、その構成員の中から議会の招集者かつ調整役たる議長を選出する。

議会の権限はかなり広く、市参事会の活動と市の公務を監督し、すべて法の要求するところに従って、部局間を通ずる人事の枠組みや報酬を定め、公租公課を決定し、借入れを承認し、他の自治体との連合又は市同盟に参加することに許可を与え、都市計画について勧告し、国家レベルにおいて地方の利益を代表する等々である。最後に、議会は、各領域において諮問的役割を果たす各種経済・社会・文化・職業団体の代表で構成される評議会（conselho municipal）を別に設けることができる。

市参事会は、市長（alcalde）及び市の規模に応じた人数の参事（vereadores）からなるが、彼らは市議会議員の選挙時に同じく比例代表制で選挙され、同様に4年の任期である。参事会の主要な業務は、議会で決定された政策の実行、議会及び自らが承認した条例・規則の公布、予算及び財政報告の作成、決算報告の監査役会議（Court of Auditors）への提出、市資金からの支出の許可、市の公務及び職員の監督である。個人的には、参事会構成員は参事会又は市長の権限内の特定業務について委任を受けることもある。参事会議の主宰者である市長は、選挙において最多得票を得た政党の名簿の第1候補者が就任する。市長は、外部に対しては市を代表し、最近の憲法及び法令の規定によってその地位が下がったものの、なお市において相当の影響力と権限を有している。

市は、合理的な程度の財政自治権を有する。その主要財源は直接税、国税の分配、財政平衡基金の分配の3つである。法定の限度内でその税率を決定できる市固有の税金の課税客体は、固定資産収入、乗り物（個人所有の船舶及び航空機、自動車、サイドカー付きオートバイ）、消防サービス（火災保険証券に対して、あるいは都市の居住用建物又は商業建築物について火災保険がないときは直接納税者に対して課税される）、観光事業（法定の観光名所が存する市においてのみ）、犬の鑑札、狩猟免許、住宅建築及び旅館業等の各種ライセンス、液体空気燃料及び水の貯蔵、広告、計量台、公共用地の占有、商品及びサービスの売上げ、市事業からの利益の配当等である。

市が分配に預かる国税は、職業、資本、産業、相続、寄付、営利目的の財産移転その他に係る税金である。財政平衡基金に関していえば、その資金は住民の数及び年齢、面積、区の数、医師数、人口当たりの民生用の電力及び水の消費量等の要因を考慮に入れた公式に基づいて市に配分される。この収入が市の全歳入の少なくとも50%を占める。

最後に、市は、資金繰りのためには短期借入れ、資本支出に対しては中長期の借入れを行う。一般にこれらは内務省と大蔵省との間の合意によって定められた条件のもと、権限ある銀行を通じて契約される。また、中央政府によって特別の基金が設立されており、住宅建設及び地方失業対策に必要な資金を市が借り入れることができる。

市の設置、変更及び編制についての発議権は国会にある。しかしながら、地方当局は、その法的権限の枠内において国の組織としてではなく自治体として行動する。中央政府は法律の定めるところにより地方当局の活動に対し行政監督を行うが、その目的とするところは適法性の確保のためのみである。主として大蔵省と内務省によって適法性確保のための監督が行われる。財政監督は3年ごとに実施されるが、十分な根拠を有する申立てに基づいて調査が行われることもある。市の決算報告は、議会で承認されるより前に監査役会議に提出されなければならず、そこで適法性が調べられる。

憲法及び法律のもと、地方自治権にとって特に制限的な監督手段（例えば、議会の解散）がとられるときは、前もって当該地方の機関（議会）の意見を求めることが保証されている。そうした手段は法律に規定された場合においてのみ着手され得るし、同時に新しい選挙の日付けを決定し、60日以内に実施しなければならない。議会は1年に1度しか解散することはできない。

― 下位自治単位／区（Freguesias）―

元来、教会の教区である区は、暫定区域の20～30人規模のものから、いくつかの市街地における住民10万人以上に及ぶ規模のものまでを含む近隣地区単位である。その活動範囲は、公租公課を新設することができるが、利用できる財源の不足によって常に限定されており、また法律上の制約（すなわち、歳入歳出は所定額を超過してはならず、毎年の決算報告は監査役会議に提出されなければならない）にも縛られている。

区の権限は、市の政策決定に影響力を行使できる程度である。区に開かれたひとつの道は市議会に占める区長の議席を通じてであり、もうひとつは良好な人間関係であり、これによって特定の主として行政的な権限を区委員会に委任してもらうことである。

市のように区にも議会と委員会の２つの主要機関がある。区議会（assembleia de freguesia）の構成員は、比例代表制に基づく直接・秘密の普通選挙によって選出される。市の選挙とは違って、区議会選挙においては、政党である必要のない「無所属」名簿も投票対象に含まれる。区議会の機能は、政策の立案、予算及び計画の承認、そして区委員会の活動に対する一般的監督である。また、区議会は自らの構成員の中から議長（presidente）を選出するが、彼の主要な責務は、議会の招集及び主宰並びに区委員会（junta de freguesia）の統轄である。

区委員会は、市の参事会と同様、区の執行機関であり、区議会の決定を確実に実行し、また地域の諸問題に対して一般的な監視・監督を行う。区の選挙において最多得票を得た名簿の指導者が委員会の会長及び区の最高管理執行責任者（区長）に就任する。

― 地方(Regiones Administrativas)、県 ―

「地方」が確立されるまでの間、県が行政単位として機能する予定である。各県は、管内の市の代表者からなる議会を有し、中央政府に任命された知事に統轄される。この責任に加えて、知事は、行政を執行し、県内の各種政府単位及び機関に対し主として適法性の面から監督権限を行使する。さらに、知事は、必要な場合には市の活動について調査を命ずることもできる。また知事は、知事又は県議会の発議によって開催される県諮問委員会を主宰する。この委員会は、県内各市から各3名の代表者、すなわち市長、市議会議長及び互選で選出された区議会議長1名によって構成される。一般に、政府機構の中において、県は弱体化の傾向にある。

行政地方の設立は国会の専権事項である。現実の地方の区域が新しく導入される「地方」の区域に重なるに違いないにしても、その境界決定はやはり国会の権限の範囲内である。

「地方」は市の上位自治体として活動することになる。「地方」当局は、市の活動を調整し、「地方」に属する公務を管理執行する。また「地方」は、地方開発計画の策定と実施において重要な役割を果たす。

たとえ「地方」に関する法令が特殊な地域の実情を反映するためにいくらかの相違を考慮に入れることとしても、すべての「地方」は基本的に同一の制度を持つことになる。その組織構造は、関係する大多数の市議会の承認を得なければならない。機関は、議会、評議会及び諮問委員会で構成される。議会は直接選挙される議員及び市議会の代表者(後者の人数は前者の人数より少ない。)で構成される。議会は、行政を執行するため、評議会の構成員として多くの者を自らの構成員のうちから選出する。諮問委員会は、管内の文化・社会・経済・職業団体の代表者を含むことになる。1976年憲法のもとでは、「地方」の最高管理執行責任者は、「地方」の議会によってその構成員の中から選ばれることになる。

マデイラ群島及びアソーレス群島は1976年以来自治地方であるが、重要な権限と政治的自治を有している。すなわち、両島は、自らの議会を選挙し、また自らの地

方行政府を有する。

例えばアソーレスは、1980年8月5日法律第39号に基づき、組織され運営されている。この法律によると、アソーレスを形成する9島でひとつの自治地方を構成し、この自治地方は法人であり、固有の行財政制度を有する。その主要機関は、地方議会（assembleia regional）と地方行政府（governo regional）である。前者は立法府であり、1島1選挙区の各選挙区から2名の議員、加えて他のポルトガル領土に居住するアソーレス人及びポルトガル領土以外に居住するアソーレス人のための2選挙区から各1名の議員で構成され、全議員44名は比例代表制に基づく直接・秘密の普通選挙によって選出される。議員の任期は4年であり、無所属でも立候補できるが主に政党の名簿に基づいて選挙され、いったん選出されると、自己の選挙区だけでなく自治地方全体の代表とみなされる。

地方議会の権限には法律に列挙された地方事項（共有資源及び公務の組織化及び調整、経済的及び社会的開発の促進）に関する立法を国会に対して提案することを含む。地方議会の決定は、合憲性及び公布に係る承認のため、自治地方担当の中央政府代表である共和国大臣（Ministro de la República）に送付されなければならない。共和国大臣は拒否権を有する。

自治地方の行政機能は、知事（presidente do governo regional）、長官（secretários）及び次官（subsecretários）で構成される地方行政府の責務である。知事は、自治地方の選挙結果に基づき共和国大臣によって任命される。また共和国大臣は、知事の推薦により長官及び次官を任命する。地方行政府は地方議会に対して責務を負っており、地方議会は地方行政府の提案を否決し、問責を決議し、もしくは不信任投票の手段によって政府を辞職させることさえできる。知事と長官は常任委員会（conselho do governo regional）を構成し、常任委員会は地方行政府の業務の一般的な大要を確定する。知事は、地方行政府の諸会議を招集及び主宰する当該自治地方の最高管理執行責任者である。少なくとも年1回知事は長官を同行して各島を訪問し、その機会に執行委員会が開催される。地方行政府構成員は自らの行動に法的責任を負う。組織及び個人としての彼らの決定及びこれらの決定の実施方法に対し

ては、最高行政裁判所に出訴できる。その他の行政機関による行政決定及び実施については、リスボンの適当な行政裁判所に出訴できる。

自治地方において共和国大統領の代理を務めるのは共和国大臣と呼ばれる行政官である。共和国大臣は、地方行政府及び国会への諮問を経た後、首相の提案により大統領が任命する。大臣は、地方議会選挙の期日を決定し、地方議会の会期冒頭において共和国大統領を代理し、自治地方の法令及び規則を官報（Diáro da República）において公布し、地方行政府知事を任命及び免職し、知事の提案に基づいて長官及び次官を任命し、当該自治地方における中央政府のサービス活動を調整するとともに中央と自治地方の行政機能を調整し、そして自治地方の機関が停止又は解散させられた際は必要によりその機能を引き継ぐ。

中央と自治地方の政府の間で共通の関心事、すなわち地方債、財政金融政策、経済及び財政状況、国際関係、技術援助といったことに議論が及ぶ場合、やはり相当程度に中央の指導監督を受ける。まず最初に、大臣の日常の監督及び地方議会の決定に対する大臣の拒否権がある。さらに、地方議会が決定したプロジェクト及び法案は、承認のため国会へ提出されなければならず、自治地方の権限に関する事柄は、国会開会中であれば30日以後、閉会中であれば60日以後でなければ実施され得ない。

2以上の市を含む島は、それぞれの市議会議長及び市参事会会長並びに管轄の地方行政府の代表（彼には投票権はない）で構成される諮問評議会を設置しなければならない。この評議会の構成員は、地方問題について識見を有するとみなされるさらに3名の構成員を選ぶ。地方行政府代表（delegado do governo regional）は地方行政府によって任命され、その職務は、地方行政府の所管部局の施策と島における実際の業務執行の間の整合を図ることである。

自治地方は毎年の歳入歳出予算を作成し執行する。歳入の主要な財源は、自治地方の基本財産からの収入、切手や関税及びガソリンその他の石油製品に係る特別税のような地方の公租公課、乗り物売上税を含む商品売上税、借入れ、中央政府補助金、そして郵便切手及び硬貨からの収入である。公金支出についての監督は、中央会計検査院によって行われる。

政府組織の類型

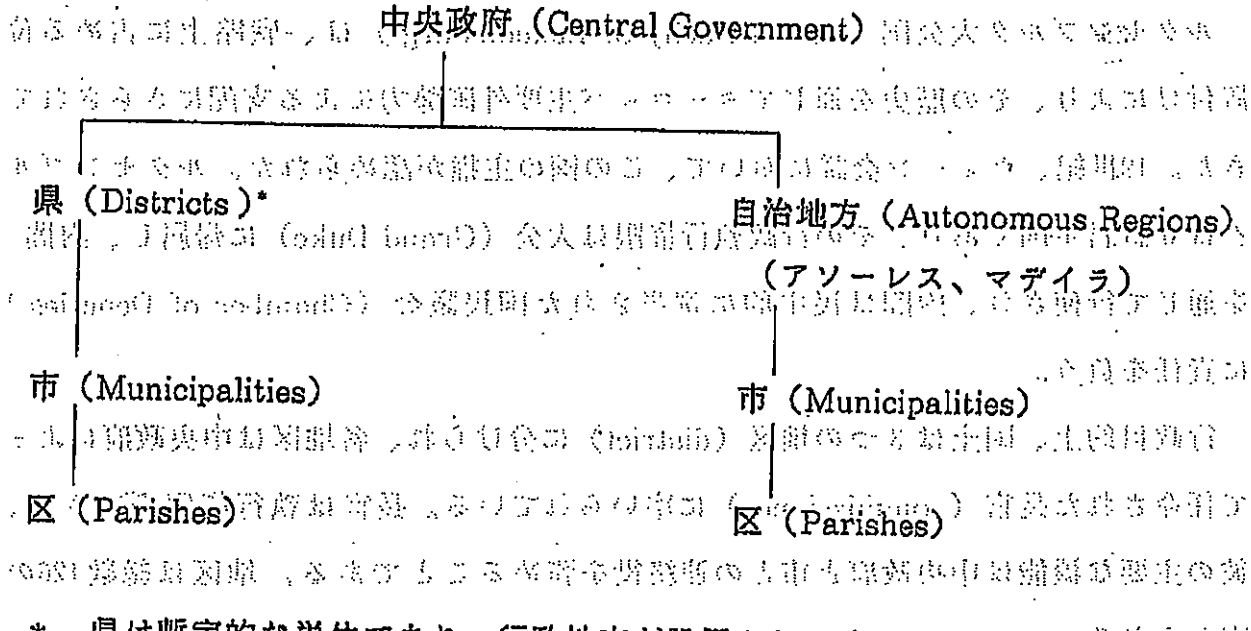

＊　県は暫定的な単位であり、行政地方が設置される時まで機能する予定である。

市町村政府の構造

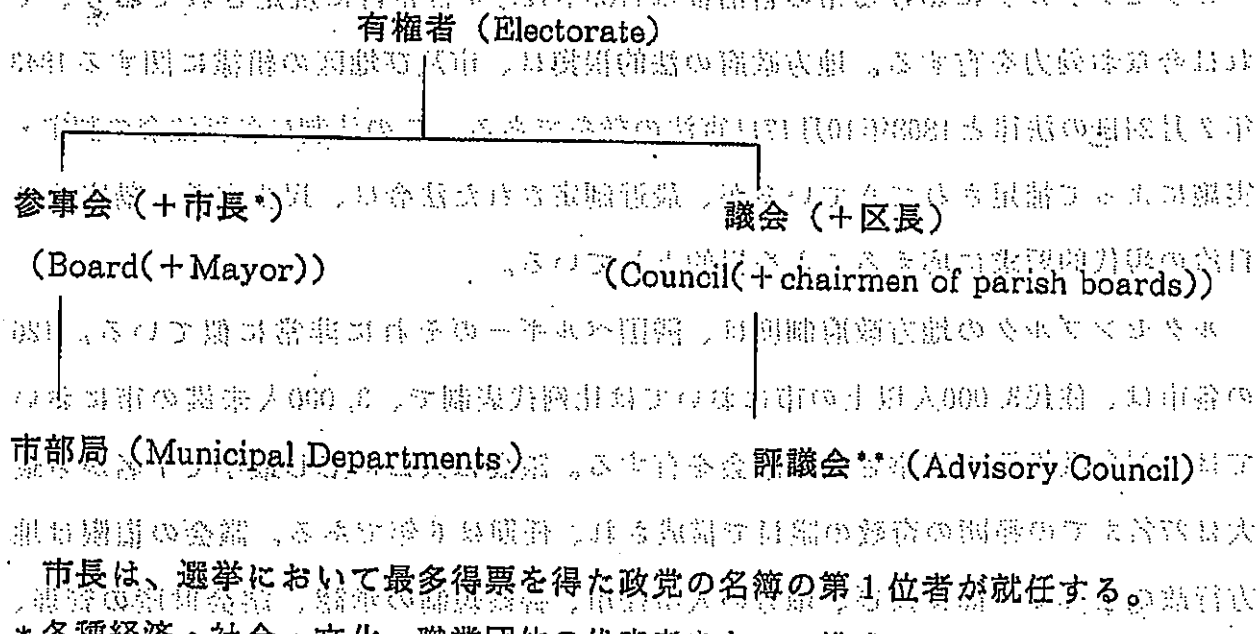

＊　市長は、選挙において最多得票を得た政党の名簿の第1位者が就任する。

＊＊各種経済・社会・文化・職業団体の代表者をもって構成される。

ルクセンブルク大公国（ルクセンブルク）

ルクセンブルク大公国（Grand Duchy of Luxembourg）は、戦略上に占める位置付けにより、その歴史を通じてヨーロッパ主要外国勢力による支配にさらされてきた。19世紀、ウィーン会議において、この国の主権が認められた。ルクセンブルクは立憲君主国であり、その行政執行権限は大公（Grand Duke）に帰属し、内閣を通じて行使され、内閣は民主的に選挙された国民議会（Chamber of Deputies）に責任を負う。

行政目的上、国土は3つの地区（district）に分けられ、各地区は中央政府によって任命された長官（commissioner）に率いられている。長官は執行権限を有さず、彼の主要な機能は中央政府と市との連絡役を務めることである。地区は総数126の市からなる。

一　市（Communes）　—

ルクセンブルクにおける市の自治権は1789年12月4日布告に規定されており、それは今なお効力を有する。地方政府の法的根拠は、市及び地区の組織に関する1843年2月24日の法律と1868年10月17日憲法の数条である。この法制は各種法令の制定・実施によって補足されてきているが、最近制定された法令は、民主主義、効率及び自治の現代的要求に応えることを目的としている。

ルクセンブルクの地方政府制度は、隣国ベルギーのそれに非常に似ている。126の各市は、住民3,000人以上の市においては比例代表制で、3,000人未満の市においては絶対多数投票で選挙された議会を有する。議会は人口に応じ最小で7名から最大は27名までの範囲の奇数の議員で構成され、任期は6年である。議会の権限は地方行政のすべての面に及び、地方の人事任用、警察規制の承認、議会財産の管理、予算の承認、決算報告の作成、上水供給及び消防等各種公共サービスの組織化、初

等教育の提供、中央政府提出事案に対する意見表明を含む。

業務執行に役立てるため、議会は、当該議会議員によって構成される各種委員会を設立することができる。委員会は、付託を受けた活動に関する報告及び勧告を作成し議会に提出する。市長又は市長の受任者が議長を務める文教委員会を除き、すべての委員会の委員長は議会によって指名される。

議会の決定を実行するのは参事会（board－collège des bourgmestre et échevins）及び市長である。前者は、通常は議会の推薦に基づき、大きい市では大公、小さい市では内務大臣によって議員の中から任命される。市長もまた大公によって議会の内外から任命されるが、ルクセンブルク国籍を有する21歳以上の選挙人名簿被登録者で当該市に引き続き6か月以上居住していることが候補者の条件である。

参事会は、国家代表及び市の代表という2つの役割を有している。前者の義務を果たすため、参事会は中央省庁及び大公の決定の実行を監督し、住民登録及び公文書を管理し、公共財産の目録を作成し、そして公立救貧院（public almshouse）及び社会扶助局（Bureau of Social Aid）を監督し、それら院及び局の一定の決定について承認を与えなければならない。市の代表としては、参事会は議会の決定を実行し、議会及び参事会の規則を公布し、市の活動を決定し、市職員を任命し、市の支出及び経理を監督し、市の財産を管理し、市の収入を徴収し、市の名において法律訴訟を引き受ける。

参事会は自己の政策決定権限を委任することはできないが、特定事項の調査について自己の構成員を指名して行わせることができ、その結果に基づき議会に提案することができる。参事会の職務懈怠により不利益又は不都合が引き起こされそうな場合、市長は専決処分できるが、そのときは次の参事会において他の構成員に当該処分について報告しなければならない。

参事会の他の構成員と同じく、市長は国家と市に対して責任を有する。国家の代表としては、市長は警察事案に係る大臣及び大公の決定を実行し、警察司法部（police judiciary）官吏の役割を果たす。小規模な市において市長は法律違反を調査し告発する権限を有するが、この権限は国家検事の同意を得て参事会構成員に委

任することもできる。また市長は、公立救貧院及び社会扶助局の運営理事会の一定の会議に出席しなければならず、その会議においては投票権を有する。

市政府の代表としては、市長は議会の議長及び参事会の会長を務め、市の警察条例及び規則を実行し、市の文書に署名する。病気その他の理由によって市長が職務を遂行できない場合、参事会の上席者がその職務を行うことができる。

市の重要な役職として収入役と事務長がある。収入役は市の税金及び手数料を徴収し、予算に従いもしくは特別の条項により支出を行う。事務長は議会及び参事会において議事録を作成し、議会の委員会に協力し、議会及び参事会の条例及び規則、法律、市の文書及び支払請求書に副署する。

市の諸活動は、地方財源と中央政府からの資金交付とによって賄われる。前者には財産税、事業税、従業員雇用税及び所得税、そして罰金、賃貸料及び諸収入があり、全体で年間予算の約65%を占める。中央政府からの35%の収入は、その大部分が所得、付加価値及び道路使用に課税される国税収益に係る市への配分である。市の支出の主要項目は、市長、参事会構成員及び事務長に対する給与及び費用弁償、市有建物の維持管理費及び教育、警察、道路関係費用である。

市は固有の権限の範囲内で相当程度の自治を享受している。しかしながら、市の予算及び決算、税金、市有不動産の取得及び譲渡、市有建物の建設、市職員の任命、市債の発行等の決定については中央政府の承認を得なければならない。その他の事案についても、案件に応じて地区長官を通じ、内務大臣もしくは大公といった中央政府の事前承認を得ておかなければ実施に移すことができない。市によって越権行為又は法律もしくは一般の利益に反する手段がとられた場合、大公はこれを停止し又は取り消すことができ、又は相当な理由をもって市議会を解散することもできる。万一そのような場合には、1か月以内に選挙が行われなければならない。

1972年、政府は地方議会の自発的合併を促進する旨の発表を行った。それ以来、少数の合併が行われた。また、1981年、市間協力に関する法律が成立し、市が共同で事務を処理し、1もしくは複数の共通の役務を提供する可能性が広がっている。

政府組織の類型

中央政府（Central Government）

地　区（Districts）

市（Municipalities）

市町村政府の構造

有権者（Electorate）

議　会（Council）

参事会（Board）
（市長（Mayor）を含む。）

市町村部局（Municipal Departments）

翻訳者

岩永　裕二
大竹　久弥
岸根　弘幸
近藤　裕司
末松　茂
田中　敦仁
中川　浩一
藤井　伸
堀家　克巳
宮腰　哲也
吉田　計

（50音順）

ヨーロッパ各国の地方自治制度
－西欧20か国の地方制度の概説－

平成２年11月30日発行

編集・発行　（財）自治体国際化協会（ＣＬＡＩＲ）
〒102　東京都千代田区九段南３－３－６
ニッセイ麹町ビル４階
☎　(03)222－5381（総務部）　265－1491（業務部）

CLAIR